

第四次全国総合開発計画

昭和 62 年 6 月

国 土 庁

全国総合開発計画について

昭和 62 年 6 月 30 日

閣 議 決 定

政府は、別冊「第四次全国総合開発計画」をもって、国土総合開発法（昭和 25 年法律第 205 号）第 7 条第 1 項に規定する全国総合開発計画とする。

内閣総理大臣 中曽根 康弘 殿

国土審議会

会長 安藤 太郎

全国総合開発計画について

国土総合開発法（昭和 25 年法律第 205 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、昭和 62 年 6 月 26 日付け 62 国計第 99 号をもって調査審議を求められた第四次全国総合計画（案）についての当審議会における調査審議の結果を報告する。

第四次全国総合開発計画（案）はおおむね妥当なものである。

ただし、計画の実施に当たり、特に留意すべき事項は次のとおりである。

- 1 計画の推進に当たっては、計画の実施状況の把握など計画の進行管理を行うこと。また、関係各省庁が緊密な連携を保ち、責任を持って、この計画の実施に努めること。
- 2 多極分散型国土を実現するため、引き続き、地方分権の観点に立った、国と地方の役割分担の検討を進めること。また、交流ネットワーク構想の推進に当たっては、地方公共団体の全画的協力を要請すること。
- 3 第四次全国総合開発計画の趣旨と内容を国民によく周知するとともに、その実施について広く国民の理解と協力を求めること。
- 4 東京一極集中の是正策として、事務所の立地を地方都市等に誘導するための措置を検討するに当たっては、財政、金融、税制等幅広く検討することとし、さらに東京中心部等に立地する事務所の費用負担のあり方等の検討に当たっては、いたずらに東京からの事務所の追い出しをねらいとすることなく、また我が国の国際的役割の発揮を阻害することのないよう十分配慮すること。
- 5 高規格幹線道路は、今後の高速交通体系の根幹をなす重要なものであるので、位置づけられた全体構想をできるだけ早期に達成するよう努力すること。
- 6 先行き不透明な時代における長期計画である全国総合開発計画については、計画の内容を硬直的に考えることなく、時代の変化に対応し中間時点において適時見直しを行うこと。

第四次全国総合開発計画

目 次

第 章 計画の基本的考え方	1
第 1 節 計画策定の意義	1
(1) 国土の均衡ある発展と国土計画	1
(2) 新たな地域課題と経済社会の変化への対応	2
(3) 新たな国土計画の策定	2
第 2 節 計画の基本的目標	4
(1) 国土計画の基本的課題	4
1) 定住と交流による地域の活性化	4
2) 国際化と世界都市機能の再編成	4
3) 安全で質の高い国土環境の整備	5
(2) 計画の基本的目標	5
第 3 節 交流ネットワーク構想	7
(1) 交流の意義と活用	7
(2) 交流ネットワーク構想の推進	7
第 章 多極分散型国土の姿とその実現	9
第 1 節 一極集中の是正と各圏域の役割	9
第 2 節 地方圏の戦略的、重点的整備	13
(1) 地域の活性化と地方都市	13
(2) 農山漁村の多面的役割の発揮	14
(3) 地域の一体化と地域間の連携の強化	15
第 章 人と国土の枠組み	16

第1節	人口と国土の利用	16
(1)	人口	16
(2)	国土利用	18
第2節	社会変化と生活様式	19
(1)	長寿社会の進展（年齢構造）	19
(2)	単独世帯の増加（世帯構造）	19
(3)	高齢労働力人口の増加（労働力供給構造）	19
(4)	自由時間の増大	20
(5)	都市化の進展	20
第3節	経済・産業と地域の就業	21
(1)	経済の規模と産業活動	21
(2)	地域の就業の姿	22
第4節	交流の拡大	26
(1)	世界との交流	26
(2)	地域間交流の拡大	26
(3)	全国の交通量	27
(4)	全国の情報交流量	28
第 章	計画実現のための主要施策	29
第1節	安全でうるおいのある国土の形成	30
(1)	安全で緑と水に恵まれた国土の形成	30
(2)	森林と国土管理	31
1)	国民的資産としての森林	31
2)	森林管理の基本的方向	31
3)	国民参加の森林づくり	33
(3)	水系の総合的管理と水資源の開発・保全	34
1)	水系の総合的管理	34
2)	水資源の開発・保全	36
(4)	海洋・沿岸域の利用と保全	37
1)	利用と保全の新たな展開	38

2) 総合的な利用と保全を推進するための施策	39
(5) 環境の保全	40
1) 自然環境の保全	40
2) 環境問題への総合的取組み	41
3) 歴史的環境の保全	43
(6) 安全性の確保	43
1) 国土保全の推進	44
2) 安全な地域づくりと土地利用	46
3) 大規模地震等への対応	46
4) 火山災害への対応	47
5) 高度情報化に伴う安全対策の強化	47
6) 交流の拡大に伴う安全性の確保	48
第2節 活力に満ちた快適な地域づくりの推進	49
(1) 個性豊かな地域づくりの推進	49
1) 地域主導の地域づくり	49
2) 個性形成事業の推進	49
(2) 生活行動の広域化に対応した地域環境の整備	49
1) 生活の圏域の一体的整備	49
2) 都市と農山漁村との広域的交流	50
(3) 都市の活力の充実と都市環境の整備	50
1) 都市活力の充実	51
2) 都市環境の整備	52
3) 良質な住宅・宅地の供給	56
4) 圏域別の都市整備の方向	57
(4) 農山漁村の活性化と地域環境の整備	61
1) 地域資源を生かした個性ある地域づくり	61
2) 地域環境の整備	63
第3節 新しい豊かさ実現のための産業の展開と生活基盤の整備	65
(1) 産業の振興と長寿社会における生活の充実	65
(2) 農林水産業の多様な展開	65

1) 農業の多様な展開	65
2) 林業の活性化	68
3) 200 海里体制下における水産業の展開	69
(3) 工業及び新しい産業の地域的展開	70
1) 地域的展開の基本的方向	70
2) 産業基盤の整備	72
3) ブロック別の産業の発展の姿	73
4) 地域的課題への対応	75
5) エネルギー施設の立地の推進	76
(4) 長寿社会における生活の充実	77
1) 地域の教育・文化の活性化	77
2) 保健・医療・福祉施策の総合的推進	79
3) 余暇・レクリエーションのための空間整備	81
第4節 定住と交流のための交通、情報・通信体系の整備	83
(1) 国土の一体化と国際交流の促進	83
(2) 交通体系の整備	83
1) 整備の目標	83
2) 国際交通体系の形成	85
3) 国内幹線交通体系の形成	85
4) 地域交通体系の形成	90
5) 高度な物流システムの形成	92
(3) 情報・通信体系の整備	93
1) 整備の目標	93
2) 高度な国内情報・通信体系の形成	94
3) 高度な国際情報・通信体系の形成	95
4) 強じんて適応力に富む情報・通信基盤の形成	95
第 章 特定地域の活性化とブロック別開発・整備の方向	97
第1節 特定地域の活性化	97
(1) 豪雪地帯	97

(2) 離島	98
(3) 半島地域	100
第2節 ブロック別整備の基本的方向	102
(1) 北海道地方整備の基本的方向	103
1) 開発・整備の基本的方向	103
2) 開発・整備のための施策	103
(2) 東北地方整備の基本的方向	104
1) 開発・整備の基本的方向	104
2) 開発・整備のための施策	105
(3) 関東地方整備の基本的方向	106
1) 開発・整備の基本的方向	107
2) 開発・整備のための施策	107
(4) 中部地方整備の基本的方向	109
1) 開発・整備の基本的方向	109
2) 開発・整備のための施策	110
(5) 北陸地方整備の基本的方向	111
1) 開発・整備の基本的方向	111
2) 開発・整備のための施策	112
(6) 近畿地方整備の基本的方向	113
1) 開発・整備の基本的方向	113
2) 開発・整備のための施策	113
(7) 中国地方整備の基本的方向	115
1) 開発・整備の基本的方向	115
2) 開発・整備のための施策	115
(8) 四国地方整備の基本的方向	117
1) 開発・整備の基本的方向	117
2) 開発・整備のための施策	117
(9) 九州地方整備の基本的方向	118
1) 開発・整備の基本的方向	118
2) 開発・整備のための施策	119

(10) 沖縄地方整備の基本的方向	121
1) 開発・整備の基本的方向	121
2) 開発・整備のための施策	121
第3節 圏域間交流の新たな展開	123
(1) 圏域間交流の活発化と地域整備	123
(2) 圏域間交流の新たな展開	123
(3) インターブロック交流圏の形成	123
第 章 計画の効果的推進	125
(1) 多様な主体の参加による国土づくり	125
(2) 国土基盤投資の確保と配分	125
1) 国土基盤整備の推進	125
2) 国土基盤投資の重点	126
(3) 地域の行財政基盤の強化	128
(4) 土地利用の適正化、地価の安定	128
(5) 各種計画との連携	129
(6) 計画の効果的推進	130
< 別 表 > 高規格幹線道路構想一覧	132
< 参考図表 >	135

第 章 計画の基本的考え方

第 1 節 計画策定の意義

(1) 国土の均衡ある発展と国土計画

全国総合開発計画は、昭和37年に第一次の計画が策定されて以来、その基本的な考えを常に国土の均衡ある発展におき、当面する地域課題と新たな時代への対応を図りつつ望ましい国土を築くため、これまで三次にわたり策定されてきた。

昭和30年代前半、我が国は世界にもまれにみる高度成長の緒についた。この高度成長の過程で、東京、大阪へ若年層が大量に流入し、人口等の集中による密集の弊害、地域間格差などの諸問題が深刻化した。こうした状況を背景に昭和37年に全国総合開発計画が策定された。全国総合開発計画では、都市の過大化の防止と地域間の格差是正を図ることを目的として、東京、大阪、名古屋の既成の集積の効果を活用し難い地域を開発地域と位置付け、ここに工業開発拠点を整備すべきこと等を明らかにした。これは、新産業都市として実施に移され、工業の地方展開に大きな役割を演じた。

しかし、予想を上回る高度成長は大都市への人口等の集中を更に助長し、過密・過疎問題が一層深刻化した。昭和 44 年に策定された新全国総合開発計画は、これらの問題の解決を図るため全国土に開発可能性を拡大することによる国土利用の均衡化を目指した。首都東京をはじめ、札幌から福岡の 7 大集積地を交通、通信網で結び国土の主軸を形成するとともに、これと各地域を縦横に連結することを主な内容とする新ネットワークの整備などの大規模開発プロジェクトの計画を明らかにした。この全国的なネットワークの整備も順次実施に移され、国土の主軸が形成されようとしている。

昭和40年代後半に入り、我が国経済は第一次石油危機等を契機に安定成長軌道へと移行した。こうした中で、昭和52年に策定された第三次全国総合開発計画は、総合的な生活圈整備の立ち遅れを強く認識し、定住構想を計画方式として採用した。そして、大都市への人口と産業の集中を抑制し、一方、地方を振興し、過密過疎問題に対処しながら、全国土の利用の均衡を図りつつ、人間居住の総合的環境の形成

第1節 計画策定の意義

を図ることとした。昭和50年代に入り、三大都市圏への人口集中は沈静化し、人口の地方定住が進展し、地域においては自らの創意工夫を生かしつつ地域づくりを進めようとする機運が高まり、地方における居住環境も向上するなど、定住構想は進展をみた。

(2) 新たな地域課題と経済社会の変化への対応

しかし、昭和50年代後半に至り、東京圏への高次都市機能の一極集中と人口の再集中が生じている。この傾向が更に進展すれば、東京圏の居住環境の改善を難しくするばかりでなく、限りある国土資源と人間活動のバランスが崩れ、貴重な国土を良好な状態で将来に引き継ぐことも困難となる。また、経済、文化、生活等の種々の面で東京に多くの機能が集中し、国土全体で適切な機能分担が行われなければ、各地域の多様で個性的な発展が阻害され、日本全体として多様な価値観がはぐくまれなくなるおそれがある。

他方、地方圏では急速な産業構造の転換による素材型産業や輸出依存型産業の不振等により雇用問題が深刻化している地域が多くみられる。また、過疎地域での引き続き人口減少ばかりでなく、道県単位でも再び人口減少が生ずるなど、地域振興の上で大きな課題が現出している。こうした状況に対応して、東京一極集中を是正し、国土の均衡ある発展を達成するため、強力な施策を講ずることが求められている。

さらに、21世紀を展望すれば、経済社会に新たな可能性をもたらす技術革新・情報化の進展や急速な産業構造の変化が予想されること、また、高齢化が進展し、比較的安定した人口すう勢の下で、国民生活の質的向上と安全性への志向が強まること、さらに、あらゆる側面で世界との結び付きが深まり、我が国が本格的に国際化することなど、経済社会の大きな変化が予想される。

このような新たな地域課題と経済社会の変化に的確に対応し、活力と創造性に富み、また安全で美しい国土を21世紀に引き継ぐための国土計画を策定することが求められている。

(3) 新たな国土計画の策定

新たな国土計画を策定するに当たっては、これまでの三次にわたる国土総合開発

の成果を踏まえ、地域の産業構造転換問題が重要となっており、地域活性化のため工業の開発ばかりでなく、多様な産業振興施策の展開が必要なこと、国土の主軸は形成されつつあるが、地方圏の発展を促進するためには、いまだ完成していない地方主要都市を連絡する全国的なネットワークを早期に完成させる必要があること、生活や経済活動の圏域が拡大し、交流が活発化している実態を踏まえ、定住構想の理念を更に発展させる必要があること、などを今日的に認識する必要がある。さらに近年の東京を中心とした世界都市機能の集中や本格的な国際化の進展に適切に対処していく必要がある。このような諸点を踏まえ、引き続き国土の均衡ある発展を図ることを基本として、新たな国土計画を策定する。

なお、北方領土については、全国土の一環として開発、整備が進められるよう計画されなければならないが、現在、特殊な条件の下におかれているので、条件が整った後、早急にこの計画に所要の改訂を加え、総合開発の基本的方向を示すこととする。

第2節 計画の基本的目標

(1) 国土計画の基本的課題

新たな地域課題と経済社会の変化に的確に対応するための国土計画における基本的課題は、次のとおりである。

1) 定住と交流による地域の活性化

新しい経済社会への転換が産業構造の変化を伴いつつ急速に進んでいる。エレクトロニクス、ライフサイエンス、新素材をはじめとする科学技術の進歩が、新しい発展の可能性を切り開こうとしている一方、我が国経済の国際化は、産業調整の進展、国境を越えた企業立地の展開、農業の体質強化の要請など地域産業に大きな影響を与えつつある。こうした中で、近年地方圏においては、人口減少を生じている地域も多く見られ、これら地域の活性化が喫緊の課題となっている。今後、国土の均衡ある発展を図る観点から、地域社会の発展を担う人材の確保等を図りつつ、地方圏の定住条件を飛躍的に改善する必要がある。

特に、地域における就業の場の確保を図り、その活性化を進めるためには、定住圏の範囲を越えたより広域的な観点からの対応が重要となっている。そのため、高速交通体系等地域づくりのための基礎的条件を整備し、地域の競争力を高めつつ地域相互の分担と連携関係の深化を図る必要がある。これにより、地域が相互に競争し、連携しあって、活性化を図り、各地域が産業、科学技術、文化、学術、観光等それぞれの特性を発揮して個性豊かな地域へと発展していくことが課題である。

2) 国際化と世界都市機能の再編成

我が国経済は、国際的相互依存関係を強めつつ世界の経済活動の1割以上を占めるに至り、国際社会における地位と役割は大きなものとなっている。このため、我が国は従来にも増して国際社会との調和やその発展への貢献を図っていくことが不可欠であり、今後本格的国際化の時代を迎え、世界に開かれ、世界とともに歩む国土づくりを進めることが強く求められている。

このような中で、地方中枢・中核都市をはじめとして全国各地域がそれぞれの特性を生かした国際交流機能を分担することにより、地域の活性化を図るとともに国

際社会と共存する地域社会を築くことが必要となる。特に、東京圏は、環太平洋地域の拠点として、また世界の中核的都市の一つとして、国際金融、国際情報をはじめとして、世界的規模、水準の都市機能（世界都市機能）の大きな集積が予想され、世界的な交流の場としての役割が増大する。しかし、首都機能に加え、このような都市機能が東京圏だけに集中すれば、東京圏の過密が一層進むだけでなく、大規模地震等非常時において東京圏の機能が麻痺した場合、全国的にも大きな混乱を引き起こすおそれがある。

世界都市機能が常時円滑に機能するよう、東京圏の地域構造の改編を進めるとともに、既存の集積を生かして関西圏、名古屋圏等において日本を代表する特色ある世界都市機能を分担することが重要である。

3) 安全で質の高い国土環境の整備

安全で美しい国土を21世紀に引き継ぐことが、基本的な課題である。

国民の安全を確保することは、安定した人の国土のかかわりのための基礎的条件であり、良好な国土管理により安全な国土を形成するとともに、都市化、情報化、技術革新等が進展する中で、複雑、多様化していく災害への確に対応し、あらゆる側面で国民生活の安全性を確保していくことがますます重要になる。

また、生活水準の向上、高齢化の進展、自由時間の増大等に伴い、新しい豊かな住まい方に対するニーズが高まっており、文化性に富み、生涯学習や医療、福祉へのアクセスが容易で、ゆとりの安心感のある質の高い地域環境の整備が求められている。さらに、豊かな森林や水、清浄な大気、静穏な環境の確保、様々な恵みをもたらす自然環境や歴史的環境、良好な街並みの保全及び複雑化していく環境問題への対応などにより安定したうるおいのある国土を形成することが必要となる。

(2) 計画の基本的目標

21世紀への国土づくりの指針として、おおむね昭和75年(西暦2000年)を目標年次とするこの計画では、以上のような国土計画の基本的課題を踏まえ、安全でうるおいのある国土の上に、特色ある機能を有する多くの極が成立し、特定の地域への人口や経済機能、行政機能等諸機能の過度の集中がなく、地域間、国際間で相互に補完、触発しあいながら交流している多極分散型の国土を形成することを目標とす

第2節 計画の基本的目標

る。

多極分散型国土は、生活の圏域（定住圏）を基礎的な単位とし、さらに、中心となる都市の規模、機能に応じて定住圏を越えて広がる広域的な圏域で構成され、それらは重層的に重なりあった構造をもち、それぞれの圏域が全国的に連携することによりネットワークを形成する。この場合、東京圏をはじめとして、関西圏、名古屋圏さらには地方中枢・中核都市を中心とする広域的な圏域が全国的に連携することとなるが、地方中心・中小都市圏の中でも、技術、文化、教育、観光等特色ある機能に応じて、日本全国あるいは世界との関係をもつものが数多く出現する。

第3節 交流ネットワーク構想

(1) 交流の意義と活用

計画の目標を効果的に達成するため、近年地域において活発化している多様な交流の動きに着目する必要がある。国際化、情報化の進展、自由時間の増大、交通利便性の向上などから、余暇活動の長期化、広域化や複数地域居住など人々の行動領域は拡大し、多様な結び付きを求めていくこととなり、交流が活発化する時代を迎えようとしている。

交流の活発化は、地域間の市場や資源を相互に活用することによって経済活動範囲を拡大、活発化し、自らの地域のもつ風土や歴史に培われた独自性への再確認から地域アイデンティティをかん養し、また、地域相互が個性豊かな異質なものに接触することによって、社会全体の活性化、新たなものの創造を可能にする。

そのため、この計画では、交流の拡大による地域相互の分担と連携関係の深化を図ることを基本とする交流ネットワーク構想の推進により多極分散型国土の形成を目指す。

(2) 交流ネットワーク構想の推進

地域主導による地域づくりを推進することを基本とし、そのための基盤となる交通、情報・通信体系の整備と交流の機会づくりの拡大を目指す交流ネットワーク構想を次のように推進する。

国民一人ひとりの定住の場であり、かつ様々な主体の交流の場である地域の整備を、それぞれの地域の特性を生かしつつ、地域自らの創意と工夫を基軸として推進する。このため、定住圏整備の基礎の上に、産業構造の転換や産業の融業化も踏まえつつ地域資源、個性的景観、地域の有する人材、技術力等地域特性の積極的活用による地域整備のための事業を展開する。これにより、中枢的都市機能の集積拠点、先端技術産業の集積拠点、特色ある農林水産業の拠点、豊かな自然とのふれあいの拠点、国際交流拠点等、多様な方向で独自性を有する地域を形成する。

これにあわせ、国内、国際間の人流、物流、情報流の円滑化のための基幹的交通、情報・通信体系の整備を国自らあるいは国の先導的な指針に基づき全国にわ

第3節 交流ネットワーク構想

たって推進する。交通については、高速交通体系の全国展開により地方中枢・中核都市等全国の主要都市間の連絡を強化し、全国主要都市間で日帰り可能な全国1日交通圏の構築を進めるほか、地方圏において国際交通機能を強化する。情報・通信については、高度な情報・通信体系の全国展開と長距離通信コストの低減により、全国にわたり情報へのアクセスの自由度を高める。

また、交流の活発化による地域づくりを進めていくためには、交流を促進する役割を果たすソフト面の施策が重要であり、文化、スポーツ、産業、経済等各般にわたる多様な交流の機会を国、地方、民間諸団体の連携により形成する。このため、都市と農山漁村との広域的交流、特色ある産業集積、技術集積相互間の産業・技術ネットワーク、共通の課題を有する地域間でのイベントの共同あるいは持ち回り開催、姉妹都市や地域レベル等での国際交流など、各地域の特性を生かした多様な交流を推進する。そのための組織づくりを進めるとともに、地域の産業や交流の事業に関するデータベースの充実とコンサルティング機能の向上を図り、情報や企画力の供給機能を充実する。

第 章 多極分散型国土の姿とその実現

交流ネットワーク構想の推進によって、各地域を活性化し、多極分散型国土を形成する必要がある。本格的国際化の時代が到来し、東京圏が世界都市としての役割を高める中で国土の均衡ある発展を図るためには、高次都市機能を東京圏が一元的に担うのではなく、その多極的な分担により東京一極集中を是正するとともに地方圏を戦略的、重点的に整備することが特に重要であり、次の方向で施策の展開を図る。

第 1 節 一極集中の是正と各圏域の役割

各地域が人口定住の場として活性化するとともに、全国的、国際的な機能や業務機能、特色ある研究開発機能を適切に分担する必要がある。この計画期間後半には東京圏から地方圏へ人口が純流出となることを目標とし、産業の振興施策の充実等地方圏の定住条件を改善するとともに東京圏への諸機能の過度の集中を抑制し、分散を促進する。

そのため、引き続き工業の分散・再配置政策を推進するとともに、業務上独立性が比較的高い中央省庁の一部部局、地方支分部局等の政府機関の移転再配置等を検討し、その推進を図る。また、今後新たに設置する全国的文化、研究施設について原則として東京外への立地を図る。

経済のソフト化、サービス化に伴い地域の活性化にとって重要となっている事務所の立地を地方都市等に誘導するための適切な措置を検討する。さらに、国際化、情報化に伴う東京への事務所立地の集中により、地価が高騰し社会資本整備も困難となりつつある状況に対処し、都市環境の向上に資する社会資本の整備を図るため、東京中心部等に立地する事務所の費用負担の在り方も含め幅広い観点から、適切な措置を検討する。

遷都問題については、国民生活全体に大きな影響を及ぼし、国土政策の観点のみでは決定できない面があるが、東京一極集中への基本的対応として重要と考えられる。そのため、政治・行政機能と経済機能の相互関係の在り方を含め、国民的規模での議論を踏まえ、引き続き検討する。

第1節 一極集中の是正と各圏域の役割

このように全国土における諸機能の分担を進め、首都機能、世界都市機能の円滑な発揮と地方圏の活性化を図る。この場合の各圏域の役割は次のとおりである。

(東京圏)

東京圏は、我が国の首都としてのみならず、金融、情報等の面で世界の中枢的都市の一つとして、我が国及び国際経済社会の発展に寄与する。そのため、国際金融機能等の都心部での展開に伴う要請に対応し、都心部及び東京臨海部の総合的整備を進める。また、都心部に集中しがちな業務機能等を圏域全体で適切に受け止めるよう、業務核都市等への諸機能の選択的分散等地域構造の改編を推進するとともに、通勤の利便性の向上も図りつつ、良好な住宅の供給を図る等東京圏の居住環境の改善を進める。

世界都市機能の集積に伴い安全性の配慮が格段に重要となっている。東京圏の安全性の強化を図るとともに、緊急時に東京圏の機能の一部を支援、補完するしくみを具体的に検討する。

(関西圏)

関西圏は、東京圏に次ぐ諸機能の集積を持つことから、その特性を生かして独自の全国的、世界的な中枢機能を担う。このため、長い歴史と伝統を生かしつつ、関西文化学術研究都市をはじめとする域内各地に世界的水準の諸機関、研究所の立地を進め、また経済機能の高度化と新たな集積を図り、21世紀に向けた独創的な産業と文化を創造する中枢圏域を形成する。さらに、特色ある国際金融、証券市場等国際経済機能を育成するとともに、24時間空港としての関西国際空港の活用、テレポートの建設等により、世界各地との国際交流拠点としての機能の強化を図る。

(名古屋圏)

名古屋圏は、工業生産機能の高い集積などにより、我が国の産業の発展の上で重要な役割を果たしてきた地域である。今後は、この集積を活用し、名古屋市と周辺に環状に展開する諸都市との連携を強化しつつ、航空宇宙、ファインセラミックスをはじめとする先導的産業分野に関する世界的水準の研究開発機能の集積、情報機能の拡充、国際交流機能等の充実を図り、産業技術の中枢圏域を形成する。

(地方圏)

地方圏は、国際化、情報化が進む中で近年大都市圏との間で新たな格差問題が生じつつあるが、長期にわたって安定した人と国土のかかわりを築き、良好な国土を将来に引き継ぐため、積極的な地域振興により人口定住を推進すべき地域である。

北海道、北東北、九州、沖縄は、産業構造の変化に直面する中で雇用問題が深刻化するとともに、近年人口減少をみている道県が多く、このままでは、地域の活力が損なわれるおそれがあり、地域活性化のための基盤整備を特に重点的に進める。そのため、高規格幹線道路、通勤航空のための小型機用空港等の整備により、域内の一体化を目指す高速交通体系を早急に構築する。また札幌、福岡、北九州等のブロック中心都市や域内の県庁所在都市等において、特色ある産業・技術拠点の形成、北方圏諸国やアジア、オセアニア等との国際交流拠点の形成等を進めるとともに、山岳地域や海洋・沿岸域等における大規模リゾート地域の整備、主要な水田・畑地帯等での生産性の高い先導的な農林水産業の育成等を図り、産業の集積を高めて就業の場を拡大する。

中国、四国等については、産業構造の転換により再活性化が必要な地域が一部に存在するが、本州四国連絡橋の整備により本州と四国が初めて陸路により結ばれること、隣接する関西圏において産業と文化を創造する中枢圏域の形成が図られつつあること等有利な条件を備えている。既存の産業集積の活用に加え、広島等における国際機能の育成、四国の域内循環、山陽と山陰の連絡等域内の一体化のための高速交通体系の整備を図るとともに、隣接する関西圏との連携を強化しつつ地域の発展力を高める。

一方、南東北、北関西、甲信越等は、高速交通体系の整備の進展に伴い、東京圏との短時間、高頻度の相互交流が容易となり、東京圏との近接性を活用しつつ、自立的な発展を図ることが可能となりつつある。仙台については、東京との間に多重の交通ルートが確保し得るという面にも着目して空港、港湾の国際機能を拡充するとともに、東北内の各地域との連携を強化しつつ国際的な学術研究の交流機能や業務機能の充実を図り、東北全体の国際化、情報化の進展を促す。新潟についても、将来における環日本海交流圏の発展を踏まえつつ、国際業務機能、国際交通機能の充実を図り、日本海沿岸地域の国際化、情報化の進展を促す。北陸については、日

第1節 一極集中の是正と各圏域の役割

本海沿岸他地域との連携を強化するとともに、東京、関西、名古屋の各圏域に近接するという条件を活用しつつ、自立的発展を図る。

このようにして地方圏の開発、整備が進展すれば、人口の地方定住が進むこととなり、ひいては東京圏への一極集中傾向も是正される。

(注) 東京圏、関西圏、名古屋圏について

東京圏、関西圏、名古屋圏は、それぞれ東京、大阪・京都・神戸、名古屋及びこれらと社会的、経済的に一体性を有する地域を想定している。

具体的には、およそ次の範囲がこれにあたる。

東京圏は、東京都区部を中心として、八王子市・立川市、浦和市・大宮市、千葉市、横浜市・川崎市及び土浦市・筑波研究学園都市の業務核都市並びに成田等の副次核都市を含み一体となった都市圏を構成する地域。

関西圏は、京都市、大阪市、神戸市を中心として、大津市、奈良市、和歌山市及び関西文化学術研究都市等を含み一体となった都市圏を構成する地域。

名古屋圏は、名古屋市を中心として、岐阜市、豊田市及び四日市市等環状に展開する諸都市を含み一体となった都市圏を構成する地域。

第2節 地方圏の戦略的、重点的整備

構造的不況に陥っている地域や過疎地域など人口減少を生じている地域を多く抱える地方圏の発展のためには、特に地域の活性化を主導する役割を担う地方都市と国土管理や人と自然とのふれあいの場としての要請が高まる農山漁村の整備が課題である。そして、産業構造の変化の中で地域の活性化を図るためには、研究開発機能や新しい産業の育成、リゾート地域の整備、交通、情報・通信体系の整備が戦略的に重要となっている。

(1) 地域の活性化と地方都市

地方都市は、今後都市機能の集積が地域発展に果たす役割がますます重要になってくることから、地域の活性化と個性の形成に大きな役割を担い、同時に交流の場として重要な役割を果たす。特に、既に人口及び諸機能の一定規模の集積を有する地方中枢・中核都市は、地域発展の核として、また、高次都市機能を全国に展開するに当たっての拠点的な地域として大きな役割を担う。

(新しい産業の再配置)

産業構造の高度化が進む中で、研究開発機能や情報、人材育成等に関する新しい産業の重要性が高まっており、工業に加え、これらの分散、再配置を図る。このため、地方中枢・中核都市を中心として、公的な研究施設等の先行的な整備により、新素材、バイオテクノロジー等特色ある研究開発拠点の整備を図るとともに、共通施設を有する業務用ゾーンの整備等により、ソフトウェア業、情報処理サービス業等の誘致、育成を促進する。これらにより、先端技術産業や新しい産業の定着と、地元産業との交流、複合化を図り、地域への産業・技術の波及効果を拡大する。

さらに、各地域間の情報や人材の交流を促進することにより、各地域の産業・技術拠点のネットワーク化を進め、地域の技術力の一層の向上を図る。

(国際交流機能の充実)

地方都市が国際交流機能を適切に分担し、地域の活性化の基礎とするため、地方中枢都市を中心に国際交流の基盤となる空港、港湾の整備を進める。これらにあわ

第2節 地方圏の戦略的、重点的整備

せ、各地域の地理的、歴史的条件等を踏まえ、海外の教育・研究機関、研究者等の受入れを促進することにより地域の教育の国際化を図るなど、教育、産業、文化、スポーツ等多様な交流の機会の形成を図る。

(都市環境の整備)

研究開発機能や国際交流機能、業務機能を地方中枢・中核都市等に育成、誘致するため、その受け皿として、中心市街地、鉄道施設跡地等の再開発や空港、高規格幹線道路等交通の利便性の高い地域における新たな市街地の開発整備により都市機能集積拠点を形成する。

先端技術産業の誘致、人材の確保等生産の基盤としても居住環境の良否が重要となっており、地方圏の美しい自然環境、都市空間を生かし、大都市圏では得られないゆとりのある居住環境を整備する。また、地域の特性に応じた市街地の整備等により地方都市における都市的魅力の増進を図る。

(2) 農山漁村の多面的役割の発揮

農山漁村は、農林漁業者等の生活の場、食料、木材の生産活動の場であるとともに、国土管理と自然環境保全の場、国民と自然とのふれあいの場としての要請が高まること等から、これらの視点も踏まえつつ、地域の活性化を図る必要がある。

(活力ある生産・生活空間の形成)

活力ある地域社会を形成するため、中核的担い手の育成、ほ場の大区画化等生産基盤の整備や新技術の導入による高生産性農林水産業の展開、1.5次産業の育成等の多様な産業の積極的振興を図るとともに、生産と生活が複合的に営まれているという特性に配慮し、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する。

(都市との広域的交流)

今後予想される自由時間の大幅な増加に対応し、都市住民の自然とのふれあいのニーズを充足するとともに、交流を生かした農山漁村の活性化を図るため、海洋・沿岸域、森林、農村等でその特性を生かした多目的、長期滞在型の大規模なリゾート地域などの整備を行う。また、都市住民等の余暇を重視した生活ニーズの充足を

可能にするための複数の住宅の利用、退職職者、芸術家等の農山漁村居住等のマルチハビテーション（複数地域居住）を進めるとともに、都市の児童生徒の自然とのふれあいの体験や都市の農山漁村とのより深い理解のため、一定期間農山漁村に集団で滞在して学習する活動を推進する。

（国土の管理機能の充実）

農山漁村においては、国土保全施設の整備に加え、地域産業の活性化を図ることにより、農林地が本来もつ機能を維持しつつ国土の適正な管理を推進する。特に、森林については、林業はもとより多角的な森林関連産業の振興等により地域の活力を高め、適正な管理を推進する。また、森林とのふれあいを確保する施策を講じ、森林管理についての国民意識を醸成しつつ、国民一般の任意、自主的参加の下にその管理水準を向上させる。

（3） 地域の一体化と地域間の連携の強化

地方都市の機能の周辺地域での活用を円滑にするとともに、地方都市相互間で適切な連携を図り、多極分散型国土の形成を促すよう、交通、情報・通信体系の先行的かつ計画的な整備を推進する。

このため、地方都市と周辺地域を結ぶ幹線道路や地方中枢・中核都市及び地域の発展の核となる地方都市を連絡する高規格幹線道路の整備を早めるほか、地域間の移動の利便性を高めるための高速鉄道の整備を進める。また、航空輸送サービスを容易に享受できない地域については、小型機用空港等の適切な整備を行うことにより、高速交通の利用の利便性の均等化を目指す。交通体系の整備に当たっては、従来の大都市直結型の交通体系から地方都市相互間の交通網の整備を重視する。

地域の情報発信機能の強化を図るため、地域の特性を生かした情報・通信システムを整備する。また、利用コストの低廉化を図りつつシステムのネットワーク化を促すことにより、地域相互での情報へのアクセスを容易にする。

第1節 人口と国土の利用

第 章 人と国土の枠組み

この計画が目標とする多極分散型国土に向けての人と国土の枠組みは以下のとおりである。今後の内外諸情勢については不確実な要素が多く、また、計画の具体的内容、推進の成果にも影響されることから、以下に掲げる諸数値は幅をもって理解されるべきものである。このうち全国レベルの数値については計画の一応の前提として示されるものであり、地域の姿を示すものについては具体的施策の展開により達成に努めるべき目標である。

第1節 人口と国土の利用

(1) 人口

(総人口)

昭和初年の6,074万人から60年には12,105万人へと倍増した我が国人口は、これからほぼ30年後に13,600万人台に至って頭打ちすると見込まれる。すなわち、38万km²弱の我が国土で今後増加する人口は1,500万人程度であり、来世紀は人口増加が常態であった20世紀とは異なった局面を迎えることとなる。

このような長期すう勢の下で、昭和75年の人口は13,120万人程度と見込まれ、60年からの15年間におよそ1,000万人の増加となる。過去15年間では平均して年にほぼ100万人の増加があったのに対し、60年から75年にかけては同60万人台の増加にとどまる。緩やかな人口増加の下で、より適切な人と国土とのかかわりを図っていくことが課題となる。

(ブロック別人口)

我が国の人口移動は近年総体的には沈静化の方向にあり、激しい移動のあった高度成長期に比べ人口の定住化が進んでいる。しかしながら、東京圏においては昭和50年代後半から流入超過が再び増加を見せている。仮にこの傾向が今後も続くようなことともなれば、自然増加率が相対的に高いこととあいまって、東京圏の人口は更に拡大を続け、75年には3,500万人台にも達し、国土の均衡ある発展を阻害することとなる。

図表 1 ブロック別人口の推移

ブロック	昭和 45 年	昭和 60 年	昭和 75 年
	万人	万人	万人程度
北海道	518	568	620
東北	1,139	1,221	1,310
関東	3,026	3,762	4,130
東京圏	2,411	3,027	3,310
中部	1,651	1,903	2,060
北陸	278	309	330
近畿	1,740	2,008	2,180
中国	700	775	830
四国	390	423	440
九州	1,207	1,328	1,430
沖縄	95	118	140
全国	10,467	12,105	13,120
年齢構成	%	%	%程度
0～14歳	23.9	21.5	18.0
15～64	69.0	68.2	65.8
65～	7.1	10.3	16.3

(注) 1. ブロック区分は以下による。

北海道 …… 北海道

東北 …… 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟

関東 …… 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨

東京圏 …… 関東ブロックのうち埼玉、千葉、東京、神奈川（ここではデータ制約等から左記 1 都 3 県を東京圏とした。）

中部 …… 富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重

北陸 …… 富山、石川、福井

近畿 …… 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

中国 …… 鳥取、島根、岡山、広島、山口

四国 …… 徳島、香川、愛媛、高知

九州 …… 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

沖縄 …… 沖縄

2. 実績値は総務庁統計局「国勢調査」による。

昭和 75 年値のうち、全国人口は厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口：昭和 61 年 12 月推計」による。

3. 各ブロック別人口の目標値は、ある程度の幅をもって解されるべきものである。

第1節 人口と国土の利用

国土資源を有効に活用し、国土の安全性を保ち、人々が安心して安定感のある生活の場を確保していくためには、引き続き東京圏への人口集中を抑制し、地方圏での人口定住を促す必要がある。これまでの諸施策に加え、交流ネットワーク構想を柱とする新たな施策の強力な推進により、おおむね計画期間中に地方圏の人口純流出を純流入に転ずることを目指し、昭和75年のブロック別人口の目標を図表 - 1 のように設定する。この場合に東京圏の人口は3,300万人程度となる。

(2) 国土利用

国土の利用の基本方向は、国土利用計画法に基づく国土利用計画（全国計画）によるものとする。

国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

今後は、程度を弱めながらもなお都市化の進展、社会経済諸活動の拡大が進むとともに、他方では国民の国土利用に対する要請が高度かつ多様なものとなると考えられることから、状況変化に的確に対応した国土利用の在り方に留意しつつ、土地需要の量的調整に加え、安全性、快適性、健康性の確保等国土利用の質的向上及び国土の有効利用を図っていく必要がある。

第2節 社会変化と生活様式

(1) 長寿社会の進展（年齢構造）

総人口の年齢構造は、平均余命が更に延伸すると見込まれること等により急速に高齢化する。65歳以上人口の総人口に占める割合は、昭和60年の10%強から75年には16%強に達し、2,000万人を超える一方、0～14歳人口は、60年の2,603万人から75年の2,360万人程度へと減少が見込まれ、総人口に占める割合も60年の22%から75年には18%程度となる。

(2) 単独世帯の増加（世帯構造）

我が国の普通世帯数は、総人口の伸びの鈍化に加え、長男長女型社会の下で核家族化の進行が緩やかとなること、地方圏での人口定住が図られること等から、昭和60年の3,648万世帯から75年には4,210万世帯程度となる。

普通世帯を家族類型別に見ると、二人以上から成る世帯数は昭和75年には60年に比べ390万世帯程度増加する。この中では、これまで拡大してきた核家族世帯比率が現状横ばい程度で推移し、三世帯等世帯比率も若干の低下にとどまるなど、今後の世帯構造の変化は小さい。一方、単独世帯については、その伸びは二人以上から成る世帯の伸びに比べ相対的に大きく、75年には60年に比べ180万世帯程度増加する。とりわけ高齢化の進展に伴い高齢単独世帯の伸びが高い。（参考図表1）

(3) 高齢労働力人口の増加（労働力供給構造）

昭和75年の我が国の労働力人口は、6,650万人程度と見込まれる。

年齢構造を見ると、若年労働力人口は、一時的に第二次ベビーブーム世代の影響はあるものの、若年人口が減少していくことに加え、大学、短期大学等への進学率の上昇もあって、依然として減少基調が続く。これに対し、高齢労働力人口は人口構成の高齢化に伴って増加が著しいため、労働力人口の年齢構成の高齢化が進む。

また、家事や育児の軽減による自由時間の増大に加え、自立意識の強まり、女性の能力発揮への社会的期待の高まりなどにより、女性の社会参加は今後更に増加する。これに伴い女性の労働力人口も、これまで結婚、出産等を契機とした離職などにより労働力人口割合が低位にあった25～39歳の層を中心に、昭和75年までの15年

第2節 社会変化と生活様式

間に270万人程度増加する。

(4) 自由時間の増大

人々の様々な活動を国民総生活時間（人・時間）で見ると、総労働時間は、労働力人口が増加するものの、一人当たり労働時間の短縮によりやや減少する。一方、総自由時間は、労働時間や一人当たり家事時間の短縮により昭和60年比25%増と大幅に拡大する。自由時間の増大は、生涯を通じた学習活動、身近な場での余暇活動や観光レクリエーション活動等を活発化させ、健康で充実感のある国民生活をもたらす。総自由時間の増分で見ると、相対的に自由時間の多い高齢者層の人口が増えるため、65歳以上での増分が約5割を占め、高齢者の社会参加や余暇活動の場の展開について十分な配慮が必要となる。（参考図表2）

(5) 都市化の進展

都市化の進展の程度を表す指標の一つである人口集中地区（DID）人口は、市街地の外延的拡大に伴い過去15年間に1,700万人の増加をみた。今後の増加は次第に穏やかとなるが、住民の都市的サービスに対するニーズの増大、都市的な就業機会の拡大等を背景に、今後15年間に1,200万人程度の増加が見込まれる。大都市圏、地方圏別には、相対的に都市化の水準が低い地方圏における伸びが引き続き高い。

他方、今後再開発等による既成市街地での住宅供給が進むことや、事業所立地の変化、域内交通網の整備に伴い、生活行動が広域化し、より広い範囲の地域で通勤や都市的サービス享受が可能となることから、居住地選択の自由度が増大する。これらを背景として、今後の都市化は、既成市街地における定住の進展、人口集中地区とはならない周辺小規模市街地での人口増加や農山漁村集落との連携、相互補完の緊密化を含めた多様な形で進行すると見込まれる。

第3節 経済・産業と地域の就業

(1) 経済の規模と産業活動

国際経済社会との調和や国内需要構造の変化への対応に伴い、今後の我が国の産業構造は急速に変化し、その適応いかんによっては経済成長は大きく左右されることとなる。しかし一方、技術革新、情報化の進展の下で新たな飛躍の機会にも恵まれることとなり、国土計画においてもこれらの変化を積極的に受け止めていく必要がある。

(経済と投資の規模)

本計画期間中において、内需主導による中成長が維持されることを前提とすれば、昭和75年度の経済規模（実質国民総生産）は、おおむね500兆円台（昭和55年価格、以下同じ。）になる。

この場合、昭和61年度から75年度の間に官民あわせた広義の国土基盤投資（公的固定資本形成、民間住宅投資及びエネルギー、交通、情報・通信、都市再開発等にかかる民間企業設備投資）として、おおむね累積1,000兆円程度が想定される。

(産業構造の変化)

我が国の産業構造は、消費ニーズの高度化、多様化、必ずしも物的生産を伴わない活動の活発化等を背景に第三次産業の比重が高まる。

生産額割合で見ると、第一次産業及び第二次産業の比率が下がり、第三次産業の割合が高まる。第三次産業の中にあっては、サービス産業分野の成長が相対的に高い。一方、第二次産業においては、第三次産業の相対価格上昇率が大きいこともあって、名目生産額では比率の低下を見るが、実質ベースでは機械工業等を中心に成果を遂げる。

また、就業構造面でもサービス業を中心に第三次産業就業者の増加が大きくなる。これに対し、第一次産業はかつてに比べ減少幅は小さくなるものの、就業人口の高齢化等を反映してなお減少する。第二次産業では、工業において近年やや増加しているものの、長期的すう勢としては生産性の上昇等を背景にその伸びは落ち着いたものとなり、全体に占めるシェアは若干低下する。なお、今後、就業の増加が

第3節 経済・産業と地域の就業

大きい第三次産業においては、とりわけ、リース・情報処理等のビジネス関連サービスの増加等が期待される。(参考図表3)

(職業構造の変化)

産業構造の変化により、また、情報化の進展等、社会の変化に伴い、人々の働く姿も変化する。工業において企画部門、情報関連部門、研究開発部門等の役割が大きくなり、また、卸・小売業においてアフターサービスなど修繕・保守等に従事する人々が増えるなど、同一産業内における職種の多様化が一層進む。こうした変化を職業構造の面から見ると、昭和45年において、就業者の半数以上を占めていた農林漁業職や製造工程作業職など物の生産に従事する人々(直接生産職)の比率が、75年には35%程度に縮小する一方、事務職、販売職をはじめとする組織の管理、運営及びサービスの生産に従事する人々(間接生産職)の占める割合が一段と高まる。(参考図表4)

(2) 地域の就業の姿

(地域就業の現状と課題)

地域の雇用環境は、最近、輸出型産業の縮小、工業の海外立地の進展等の影響により、厳しさを増してきている。特に構造不況業種を抱えている地域や特定企業に依存したいわゆる企業城下町の一部においては、雇用問題が深刻になるおそれがある。そのため、社会資本の充実等により、定住条件の改善を図るとともに、技術集約度の高い工業やサービス産業などの振興を特に地方圏において強力に推進し、産業構造変化に伴う雇用のミスマッチ、中高年者の雇用問題に対応しつつ雇用の場を拡大する必要がある。

国土の均衡ある発展という観点から想定された前述のブロック別人口に対応した労働力人口は図表 - 2 のように想定される。このような労働力人口に見合う就業の場の確保のために以下に述べるような各地域の産業構造変化への適切な対応が必要である。

(就業の場の確保)

地域的に重要な産業である農林水産業について、中核的農家の育成、地域農林業

図表 2 ブロック別労働力人口の推移

(単位：万人)

ブロック	昭和 45 年	昭和 60 年	昭和 75 年
			程度
北海道	250	274	300
東北	592	621	670
関東	1,529	1,889	2,140
東京圏	1,203	1,515	1,720
中部	891	993	1,080
北陸	155	164	170
近畿	868	959	1,080
中国	377	392	420
四国	205	211	220
九州	584	635	680
沖縄	37	51	60
全国	5,332	6,027	6,650
年齢構成			程度
0～14歳	1,159	775	730
15～64	3,915	4,932	5,390
65～	258	321	530

(注) 1. ブロック区分は図表 1 に同じ。
2. 実績値は総務庁統計局「国勢調査」による。

の組織化等により意欲ある担い手の就業を推進するとともに、1.5 次産業の育成や第三次産業との組合せ等により就業の場の拡大を図る必要がある。

工業の立地は、単に工業の集積に資するだけでなく、これらにかかわる対事業所サービス等の立地をも促すこととなる。従来に比べ工業の工場立地の自由度が増大しているため、ソフトな産業基盤の整備により、南東北、中九州など新たな集積をみつつある地域だけでなく、これまで集積が低かった地域においても、新規立地がかなり進むことが期待される。

地方圏の就業の場を確保する観点から、工業の集積が弱い北海道、北東北、四国、南九州や、基幹産業の輸出競争力が低下し再活性化を必要とする瀬戸内海地域

第3節 経済・産業と地域の就業

等において、先端技術産業と地元産業との多面的な交流・複合化や地域特有の技術の育成等による地場産業の振興を進めつつ、引き続き工業の分散、再配置を推進する必要がある。これにより昭和61～75年の工業における就業者数については、地方ブロック（北海道、東北、中国、四国、九州・沖縄の5ブロック）において70万人程度の増加を見込む。

国民のニーズを反映して、経済全体に占める第三次産業の比重は引き続き拡大することから、就業の場として今まで以上にサービス業等第三次産業の各地域での展開が重要となる。その際、工業等の地方展開に伴う派生的な第三次産業はもとより、広域的な余暇活動に関連するサービス等全国的な需要吸引力をもち地域の経済開発を先導するような第三次産業の育成が肝要である。今後、地方圏での都市集積の進展や工業の地方展開に伴う対事業所サービスの立地を推進するほか、交通、情報・通信基盤整備等による流通機能の全国的展開、各地域での観光レクリエーション産業の発展など地域の特性を生かしたサービス産業の展開を進める。これにより、全国のサービス業就業者数は、昭和60年の1,192万人から600万人程度増加すると見られるが、地方ブロックでは、429万人から150万人程度の増加を見込む。また、そのうちリース、情報処理等のビジネス関連サービスでは、全国で約430万人増に対し地方ブロックで120万人程度の増加を見込む。

地方ブロックにおける昭和61～75年の労働力人口増分170万人に対応する就業機会の確保に加え、今後の農業等での就業の減少を補う上で、地方ブロックにおいてもサービス業の寄与が大きい。

（地域の就業構造）

昭和75年の地域の就業の姿を、職業構造の面から見ると、現在と比較して、各ブロックにおいて間接生産職割合が高まる。経済のソフト化、サービス化の進展に伴い、間接生産職が増加するが、中でも専門・技術職など知識集約型職業の増加が大きく、従来これらの職種に支えられる機能が相対的に弱い東北等の地方圏において、先端技術産業、サービス産業の立地が進むにつれ、その域内シェアが高まる。

（参考図表5）

直接生産職は、農林漁業職等の減少もあって、それぞれ域内シェアを低下させるが、その中において製造工程作業職の域内シェアについては、工業の地方展開等に

より、東京圏等大都市圏においては減少し、地方圏では増加する。

こうした変化を通じて、特に地方圏において、若年者、高学歴者にとっての就業の場が増え、若年層を含め人口の地方定住が進む。

(人材基盤の整備)

このような産業の展開や就業の姿を実現するためには、今後、創造力や開発力といった人的能力の確保が特に重要となる。そのためには、地域の教育機会や能力開発機会を拡充するとともに、高速交通や情報・通信体系の整備により地域間の交流可能性を高めることや、良好な居住環境を整備することにより快適な生活を安心して楽しめる条件を整えることが、これまで以上に必要となる。

これらの条件整備を進め、地域における就業の場の確保に努めること等により、地域間の就業機会や所得水準等の格差も縮小の方向に向かうことが見込まれる。

(参考図表 6)

第4節 交流の拡大

第4節 交流の拡大

(1) 世界との交流

世界との人的交流は、着実に増大する。昭和75年には訪日外国人は、韓国、中国等の近隣諸国をはじめ世界各国から観光、商用、留学等を中心に増大し、600～800万人（昭和60年、230万人）に達する一方、日本人の海外渡航者も所得水準の向上や自由時間の増大、企業活動の国際化の進展等から1,000万人～1,200万人（昭和60年、490万人）に達する。また、観光、商用、就業、留学等で日本に滞在する外国人は、年間を平均して60万人以上（昭和60年、22万人）に増大し、地方圏における外資系企業の立地、留学生受入れ体制の整備、観光レクリエーション拠点の整備等により、大都市圏に限らず全国各地へと広がっていく。

物的交流は、産業構造の高度化、国際分業の進展等により、輸出入品の高付加価値化、軽量化が進むものの、世界貿易の順調な拡大等により、国際貨物量は昭和75年には60年の約1.2倍の8.1億トン程度になる。

情報交流については、企業活動や個人生活の国際化、通信網の高度化を背景として大きく拡大し、各種通信メディアによる国際情報交流量は、昭和75年には59年のおよそ20倍程度の規模に達する。

投資交流は、企業活動の国際化の進展、我が国の市場・投資環境の有利性等により、着実に増大する。海外直接投資は広範な分野で拡大し、特に、工業については海外立地、現地生産体制の進展により着実に増加し、海外生産比率は昭和75年度には59年度の4.3%から、およそ1割程度に達する。一方、対日直接投資も安定した増加を示し、外資系企業の工場立地は、地方圏における基盤整備等により、大都市圏及びその周辺地域に限らず全国各地へと展開する。

(2) 地域間交流の拡大

交通体系の整備により交流の自由度が拡大し、日本全国における多様な活動の可能性が高まる。また、交流の活発化は各地域において非日常的な人口流入の拡大をもたらし、地域の活性化を促す。

各地域の人が何人の人と、一日にフェイス・トゥ・フェイスの交流の可能性を持っているかを示す「1日交流可能人口」によって人間活動の舞台装置としての国

土をみると、昭和45年当時は、交流可能性の高い地域は三大都市圏とその近県に限られていたが、45年から60年にかけて、その範囲は大きく広がっている。今後は、高速交通機関が整備され、また、各地域内の交通アクセスが改善されることにより、従来、交流可能性の低かった地域の状況は改善され、やがては日本列島全体が高度な人間活動の場となり、実質的に国土の一体化が進行する。

このような変化を全国平均での1日交流可能人口で見ると、昭和45年には約3,500万人であったが、60年には約4,700万人と交流可能性は著しく高まっている。さらに将来は約5,900万人と、全国人口の5割弱に達する（参考図表7）

(3) 全国の交通量

21世紀に向けて、国民生活や社会・経済活動の一層の広域化が進展するに伴い、全国の交通量は着実に増大し、国内旅客輸送活動量については、昭和60年度の539億人、8,582億人キロから75年度には690～720億人、11,000～12,000億人キロ、国内貨物輸送活動量は、60年度の56億トン、4,344億トンキロから75年度には65～77億トン、5,600～6,500億トンキロになる。

昭和75年度における交通機関別の輸送量は、全体量と同程度の幅は想定されるものの、おおむね次のように展開される。

人的交流について見ると、自動車による輸送は乗用車保有台数の増加、自由時間の増大等に伴い着実な増加を示し（昭和75年度490億人、7,200億人キロ）、機関別分担率は6、7割程度へ高まる。鉄道については、地域に根ざしたサービスの提供等が行われることにより、分担率は減少するものの輸送量は安定的に増加する（昭和75年度220億人、3,900億人キロ）。また、高速志向の高まり、航空企業の競争促進による利便性の向上等により、航空輸送量は大幅に増大し（昭和75年度94百万人、700億人キロ）、分担率は拡大する。

物的交流について見ると、自動車による輸送は、機動性を有することから、小口高頻度化する輸送ニーズに適しており、輸送量は安定的に増大し（昭和75年度65億トン、3,200億トンキロ）、機関別分担率は昭和60年度を若干上回る。鉄道については、コンテナ等を主体に拠点間の直行輸送を中心とした輸送活動を行うものと想定する。また、内航海運については、コンテナ等ユニットロード貨物は増加するが、素材貨物の伸びが小さいため、機関別分担率は60年度よりも若干下回る（昭和75年

第4節 交流の拡大

度5.2億トン、2,600億トンキロ)。なお、航空貨物輸送については、高付加価値製品等を中心に順調に増加する。(参考図表8)

(4) 全国の情報交流量

情報交流については、産業・経済分野において、同業種間、異業種間をまたぐ複合的なネットワーク化が急速に進展していくとともに、光ファイバー等を活用した高速大容量のデジタル通信が普及する。また、家庭生活分野においても、ファクシミリやビデオテックスなど電話以外の多様なパーソナルメディアの利用が一般化する。さらに、地域社会において、産業振興、教育・医療機会の均等化等にこたえる情報・通信システムが定着するなど、各分野の様々な局面で情報交流が活発化する。

これらの動向から、昭和75年における全国の総情報交流量を59年の約3.0倍と想定する。このうち電話、テレビ、データ通信等の電気通信系メディアによるものは約3.1倍、郵便、新聞等の輸送系メディアによるものは約1.4倍の伸びを示す。電気通信系メディアのうち電話、電信、テレビ等の既存メディアによるものは約2.1倍にとどまるものの、データ通信、ファクシミリ、高度なCATV等の新たな情報・通信メディアによるものは約20倍と飛躍的に増大する。

第 章 計画実現のための主要施策

交流ネットワーク構想により、多極分散型国土を形成するに当たっては、以下の諸点が重要となる。

人間活動の舞台である国土を安全でうるおいのあるものとして整備することが前提である。特に 21 世紀の高齢化社会での活力低下が危ぐされている中で、国土利用の高度化に対応した安全性を確保しつつ、我が国特有の風土をはぐくんできた四季折々に変化する緑や水に恵まれた国土を次世紀に適切に引き継ぐため、おう盛な活力を有している計画期間中に適切な対応を図ることが重要である。このため、管理水準の低下をみている森林についての保全や多面的利用及び河川、湖沼、海岸等の管理、保全やこれらと人とのふれあい、海洋・沿岸域の利用と保全、自然環境や歴史的環境等の保全、大規模地震対策などを計画的に進める必要がある。

また、国土を構成する各々の地域が個性豊かに活性化し、国土に特色ある多くの極が成立する必要がある。このため、定住構想の展開により培われる地域の主体性を生かしつつ、都市と農山漁村との広域的交流や世界規模での交流など新しい視点からの地域づくりを進めるとともに、地域の個性の強化や快適な居住環境の形成のための都市、農山漁村の整備等を推進する必要がある。

産業構造の変化の中で、地域の活性化を進めるためには、第一次から第三次の各産業の融業化の進展を踏まえ、農林水産業、工業に加えて、1.5 次産業や研究開発機能、情報、知識、人材育成等に関する新しい産業の振興が重要である。また、長寿化、ソフト化等経済社会の変化の下で、教育、文化、福祉、余暇等のニーズへの対応が求められており、充実した生活の基盤の整備とともに、観光レクリエーション産業の振興等地域活性化のための新たな施策を展開する必要がある。

国土の主軸の形成が進む中で、主軸に沿った地域の活性化が進んでいる。この主軸の効果を全国土に波及させる交通ネットワークを形成し、これを基盤とした交流の活発化により、多極分散型国土の形成を促すことが重要である。この場合、ブロック内、ブロック間の連結の強化及び地域の国際交通機能の強化が課題であり、各交通機関の特性を生かして、総合的、計画的に基盤整備を進める必要がある。ま

第1節 安全でうるおいのある国土の形成

た、高度情報化の進展の中で、情報・通信ネットワークの整備も重要な課題となっている。

以上のような観点から、計画実現のための主要施策として、安全でうるおいのある国土の形成、活力に満ちた快適な地域づくりの推進、新しい豊かさ実現のための産業の展開と生活基盤の整備、定住と交流のための交通、情報・通信体系の整備、を掲げることとし、これらを総合的に推進する。

第1節 安全でうるおいのある国土の形成

(1) 安全で緑と水に恵まれた国土の形成

我が国は、風水害、雪害等を繰り返し被るほか、比較的規模の大きい地震や火山噴火が多発するという条件下にあり、また、山がちで平地の少ない国土の上で、世界にもまれな極めて高密度な経済社会活動を展開している。定住と交流の諸活動を活発化させるためには、人々の活動の舞台であるこうした国土を、安全で緑と水に恵まれた国土として整備していく必要がある。

しかしながら、近年の国土の状況は、都市化の進展等に伴い自然との接触機会が著しく減少しており、人と自然とのかかわりの回復や、良好な生活環境を求める国民のニーズは強い高まりをみせている。緑や水などの豊かな環境は、長年にわたる人間と自然の営みの所産であり、人間の諸活動と自然の営みとの安定的な関係を再構築しつつ、今後これらストックの保全、充実を図り、清浄な大気や静穏な環境をはじめ、緑と水に恵まれた国土を積極的に形成していくことが課題である。

また、近年、洪水等の広域的な災害に加えて、土砂災害等の局部的、突発的な災害が目立つようになっており、着実な整備が進められているものの、国土保全施設整備の相対的な立ち遅れや森林の管理水準の低下等による国土の潜在的危険性の増大が危ぐされている。一方、都市化、情報化の進展など社会経済環境の変化に伴って災害の態様は著しく複雑、多様化するに至っており、特に大都市圏においては、大規模地震等による広範かつ多面的な被害の発生が懸念されている。そのため、国土保全施設の整備や多様な変化に適切に対処した防災対策と計画的土地利用を進め、安全な国土の形成を図ることが課題である。

(2) 森林と国土管理

1) 国民的資産としての森林

森林は、国土の7割を占め、その骨格を形成するとともに、木材生産のほか、土、水等との密接なかかわりを通じて国土管理という面で重要な役割を果たしている。また、四季を通じた美しい自然の大きな要素である。日本人は、長い歴史の中で、林業など森林への働きかけを基礎とした共生関係の下で森林を管理し、木造建築から絵画、文学に至る我が国独自の生活・文化をはぐくむなど、森林や木を国民生活の基盤としてきた。

しかし、急速な近代化、都市化は、人と森林のかかわりを生活・生産の様々の局面で希薄化させた。森林は、たゆみない林業生産活動によって守り育てられてきたが、近年、林業は厳しい状況にあり、山村の過疎化とあいまって森林の管理水準を低下させ、国土の潜在的危険性の増大を危くさせている。また、森林に対する要請の多様化や都市化の進展に伴い、人々は野性的自然としての森林への渴望を強めている。

我が国の森林は、現下の困難な状況を克服すれば、その蓄積を増やし続けることができる過渡期にあり、その克服に取り組みることによって我が国は、国際的にも有数の森林国として存続し得る。

今後は、国内森林ストックを再評価しつつ、長期的視点に立って、森林の有する国土・自然環境の保全や文化・教育的機能等の多面的機能を再認識し、森林を国民的資産としてとらえ直すなど、森林の重要性についての理解を深める必要がある。このため、森林の適正な利用と保全を図りつつ、森林とのふれあいを確保するための施策等を実施し、森林所有者のみならず国民全体で森林を守り育てるという意識を醸成することが肝要である。

2) 森林管理の基本的方向

森林の適正な管理は、林業、山村の活性化方策等を通じた森林所有者の行う自主的管理によるところが大きい。これに加えて、法的規制の適正な運用、分収有林等民間資本の適切な導入など多岐にわたる取組みが必要である。また、森林の役割に対する国民的要請は、国土保全、文化・教育的効用をはじめ野生生物の生息地としてなど、ますます高度化、多様化しており、森林形態に応じた利用と保全の適切

第1節 安全でうるおいのある国土の形成

な調整を推進する必要がある。

このため、総合的かつ長期的な視点に立って、各種法制度等の適正な推進を図りつつ、地域条件を勘案し、その役割と利用目的に合致した森林を形成する。

(森林タイプ別基本的方向)

我が国の森林は、その自然的・歴史的特質や社会的要請の違いから、様々なタイプの森林が存在する。その代表的なタイプごとの基本的方向は次のとおりである。

脊りょう山地など国土の骨格を形成する奥山天然林は、日本の景観の重要な構成要素であるとともに、古くは山岳信仰など精神文化の対象となった森林である。奥山天然林は、自然環境や国土の保全の観点等から保全を基本とした取扱いと、自然力を生かした計画的な木材生産活動の推進等の森林利用が要請されるが、その地域条件に応じ総合的な調整に十分留意する。このうち、特に自然性の高い森林等保全を旨として管理すべきものについては、自然環境保全制度、保安林制度等各所方策の推進などにより、貴重な国民的資産として適正な保全を図る。

人口林は、戦後復興期と高度経済成長期の積極的な造林活動によって1,000万haに達し、成長の最盛期を迎えているが、その過半は間伐対象期にある。したがって、良好な人工林ストックの確保と森林の管理水準の低下を防ぐため、林業生産基盤、林業生産体制の整備等を通じ、間伐を計画的に推進する。また、木材生産及び国土保全の観点等から地域特性に応じて、伐採年齢の多様化、長期化を図りつつ単層林を整備することに加え、複層林の造成等多様な森林への誘導を図るなど適正な管理を推進する。

里山林は、農山漁村集落周辺にあり、かつては薪炭生産など人と深いかかわりを有していた森林であり、多様な樹種で構成されている。里山林については、児童生徒の学習の場や山村における都市との交流拠点など多様な要請があり、自然環境や国土の保全に留意しつつ、森林の総合的な利用を図る。このため、広葉樹の価値を再評価しつつ、自然力を生かした更新と保育作業による育成天然林施業等により、利用目的に応じた多様な森林を整備する。

都市近郊林など都市に近い森林は、生活環境の保全や教育的観点などから保全を基本としつつ育成、整備する。また、身近な緑とのふれあいの拠点を創出するため、地域住民の参加による森林管理方式等によって、森林づくりを推進する。

3) 国民参加の森林づくり

森林の適正な管理を通じて、国土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るとともに、森林・木と人との共生関係を確立するため、森林は国民の共通の財産であるとの視点に立ち、国民参加の森林づくりを進める必要がある。このための基本的施策として、以下の施策を展開する。

第一に、国民生活に木の文化を普及させるとともに、山村の活性化を図る。また、森林所有者による森林管理の適正を期するため、林業の振興を図るほか、森林資源を最大限に生かした、いわば森林産業の振興を図る必要がある。

このため、特に、山村に家具材等伝統技術も生かした森林商品等の加工を行う場を形成することなどにより、地域の活性化と木製品の普及を図る。また、これら木材加工施設、ログハウス等木材を活用した施設、分収育林制度等を活用して整備された良好な森林などを一定地域に配置することにより、森林空間を高度に利用するとともに森林資源を総合的に活用し、森林産業の振興を図る。

第二に、林業・山村の活力再生の力とするための、都市からの資金導入やボランティアな協力のしくみを拡充する。また、森林とのふれあいを進めるため、児童生徒の学習の場やマルチハビテーションの場などとして、森林の文化・教育的な利用を進める。

このため、都市住民と森林所有者による分収育林の推進、都市が山村に森林を所有する都市有林の形成など、都市住民等の参加による森林づくりを進める。里山林等を、国民が日常通年型の林業体験やレクリエーション的利用を行う交流空間として、また、都市の児童生徒が山村で野性的自然の体験を行う教育空間として整備する。小規模な森林を地域のシンボルとして創出、整備し、身近に緑とふれあえる空間とする。

また、国民と歴史的時間を共有する悠久の象徴である巨木のうち学術上・文化上・教育上価値の高いものについては、子孫に引き継ぐべきストックとして適切な保全、整備を図る。

第三に、森林を守り育てようという国民意識の高揚を図り、森林管理への国民参加を進めるための試みを国民運動的に展開し、国民一人ひとりへ呼びかけを行う。

以上を円滑に行うため、森林の諸機能を高度に発揮し得る施策を計画的に推進す

第1節 安全でうるおいのある国土の形成

る。また、森林に関する国民的な運動を広範に展開するとともに、森林の管理水準を向上させるため、国民、企業等の任意、自主的な拠出による森林基金の設置を進める。

(3) 水系の総合的管理と水資源の開発・保全

1) 水系の総合的管理

(人と水とのかかわりの再構築)

水は、自然の循環経路を通じて、動植物や人間の諸活動を支えながら、流域を形成しつつ国土を構成しており、日本独特の風土と生活文化をはぐくんできた。しかし、人口の都市集中と土地利用の高度化により自然系としての水循環経路の機能低下、水面空間の減少、人と水とのかかわりの希薄化などが進行した。このため、流域の自然的・社会的特性を踏まえつつ、国民の生活文化に水を溶け込ませ、人と水とのかかわりを再構築するとともに、利用と保全が調和するよう水系の総合的な管理を行い、安定した安全な国土を確保する必要がある。

(分散貯留による流域の安定性の確保)

多くの人口、資産を有する氾濫区域に洪水による被害が集中する危険性を減少させるため、流域に分散して水を貯留させながら、積極的に流域の安定を確保する。このため、保水・遊水区域等の土地条件を踏まえて、土地利用の適正な誘導を図り、森林、水田、ため池、遊水地等の保全に努める。また、多目的遊水地、ダム等による貯留方式を活用して、治山、治水施設等国土保全施設の整備を推進する。特に、都市においては、防災調整池等を設置するとともに、公共公益施設、住宅等様々な空間に雨水を貯留、浸透させる機能を付加する施策を推進する。

(水と緑のネットワークの形成)

流域への水の分散を図りつつ、人と水とのかかわりの再構築を目指す。都市においては、水面空間・水辺空間の有する、オープンスペースの確保、自然とのふれあい空間の創出、非常時用水の確保等の多様な機能を復活・確保するため、これらの空間を緑とあわせて配置し、水辺を生かしたまちづくりを進める水と緑のマスタープランを策定する。この計画に基づき、既存の河川・湖沼等の水辺空間の活用、池

や湖、水路の創出・活用等により、水面・水辺と公園・緑地を連携させた、水と緑のネットワークの形成を図る。また、これを関係各機関、団体等が一体となって推進するための組織づくり、これらを支援するため国民、各種団体等の任意、自主的な拠出による基金の設置を進める。

その際、地域の位置する流域の特性や、都市と河川とのかかわりの特性に応じて、個性ある水空間を素材として活用する。大都市内を貫流する大河川においては、水上バス等の水上交通や、水辺の利用のため河岸の緩傾斜化等の整備を行う。大都市周辺の水田地帯の市街地化に対応して、遊水地としての機能を持つ湖を創出し、これを取り込んだまちづくりを進める。

また、城下町や水郷として堀や水路が豊富な都市については、歴史を生かした水辺づくりを進める。河川とのかかわりが少ない丘陵地、台地上の都市では、河川からの導水、天水の貯留利用、下水処理水の再生利用により、まちのシンボルとして人工的な水面、水流を配置する。水田地帯の中小都市については、中小河川や水路を子供の自然体験空間としても保全・整備する。

さらに、水と緑のネットワークと連携できる山間地域の水量と水質に恵まれた野性的な河川においては、カヌー下り、釣り等の自然体験型のスポーツに活用する。

(水系を通じた陸水環境の改善)

国土利用の高度化に伴う陸水環境の悪化に対応するため、瀬や淵とともに多様な陸水生態系の保全に努めつつ、水循環経路の部分を形成する河川や水路の多様な機能を維持・増進する水量の確保、水質の改善を図る。

地下水過剰採取により、地盤沈下、地下水の塩水化等の地下水障害が生じている地域については、地下水が国土を形成する重要な構成要素であることを認識し、適正な採取となるよう規制や代替水源確保等について総合的に検討し計画的な対応を図る。また、地下水位の低下している都市においては、清流やわき水の復活を図る点からも、地下水利用の適正化と雨水地下浸透によるかん養等を進める。

さらに、排水規制や下水道整備等とあわせて、水路、河川、湖沼、ダム等を通じた地域ぐるみの総合的取組みにより、水質の改善を図る。

(流域内交流を通じた水系管理)

第1節 安全でうるおいのある国土の形成

水を介した上下流の地域間交流、人と水との交流を深めるため、流域の住民の主体的参加の下に、各種の交流事業を進める。

上流の農山村と下流の都市の地域間で、流域住民間の交流を進めるため、自然体験教育、特産品交流、イベント等の上下流交流事業を推進する。また、気象、洪水等のリアルタイム情報、氾濫予想図等土地条件情報等を流域の住民等に提供し人と水との交流を深めるため、情報提供事業を進める。これらに加え、流域の水に関する総合的な調整、管理等を進めるため、流域協議会等の体制整備を行うことにより、水系の総合的管理を円滑に推進する。

2) 水資源の開発・保全

(水の安定供給体制の整備)

水資源は、人々の生活や経済社会活動を支える貴重な資源であり、その開発・保全により、安定して水を利用することができる社会を形成する必要がある。昭和75年の水需要は、給水人口の増加、生活水準の向上、生産活動の拡大及び水田・畑地

図表 - 1 水需要の見通し

(単位：億 m³/年)

ブロック	水 需 要		昭和59～75年の水 需要増加量
	昭和58年	昭和75年	
		程度	程度
北海道	62	75	13
東北	196	225	29
関東	161	196	35
中部	155	183	28
北陸	46	53	7
近畿	95	113	18
中国	77	90	13
四国	39	47	8
九州・沖縄	105	127	22
全 国	892	1,056	164

(注) 1. ブロック区分は図表 - 1に同じ。

2. 水需要は、生活用水、工業用水、農業用水の合計である。(取水量ベース)

かんがいの進展などにより、58年の892億 m^3 /年から1,056億 m^3 /年程度に増加する（図表 - 1）。

このような水需要の増加に対応するとともに、河川水が豊富なときにのみ取水できる不安定取水や地盤沈下、地下水の塩水化等の地下水障害を伴う地下水採取を早急に解消するため、流域や、流域を中心として水需給に関し歴史的、社会的あるいは経済的に連帯関係にある地域を基盤に、長期的視点に立って水資源の開発を計画的、先行的に進めるとともに、水資源の有効利用を進める。このため、ダム等の建設や湖沼の開発、ビル、産業等の排水及び下水処理水の再生利用、水利用の合理化等を進める。以上を前提として、おおむねすべての地域で従来の計画基準に基づく水需給のバランスがとれることを当面の目標とする。特に三大都市圏をはじめ瀬戸内海沿岸、九州北部、沖縄等水需給がひっ迫している地域を中心に、水源地域対策を講じつつ、積極的に水資源の開発を進める。また、離島・半島等で地形条件等により通常の水資源開発が困難な地域においては、海水淡水化、他地域からの導水、地下ダム等により、水の安定供給の確保を図る。

豪雪地帯においては、冬期の交通・生活空間の確保等克雪のため、既存施設等の利活用等を含め、消・流雪用水の確保を図る。また、都市を中心として、豊かな水に恵まれた空間の創出や河川浄化等のため、河川水、下水処理水等を活用し、環境用水の確保を図る。

水資源の保全の観点から、排水の規制、下水道等の水質保全施設の整備などを進めるほか、水源地域の森林の整備を推進する。

（ 渇水に対する水供給の安全度の向上 ）

生活水準の向上、経済社会の高度化に伴い、国民生活や経済社会活動と水利用のかかわりが深まり、渇水による影響が増大している。また、地域の中には、近年の降雨状況等の変化により利水安全度が低下し、しばしば渇水に見舞われているものがある。今後の経済社会の高度化等に対応し、渇水に対する適正な安全性を確保するため、渇水対策容量を持ったダムの建設、水源の複数化、節水ルール確立等各種方策の有効性等について総合的に検討し、その具体化を図る。

（4） 海洋・沿岸域の利用と保全

第1節 安全でうるおいのある国土の形成

世界における200海里体制の定着の中で、海洋資源の開発・利用の重要性が増大しており、また、国民の親水ニーズや沿岸域における地域振興の機運も高まっている。このため、沿岸域において様々な構想が検討され、さらに、この基盤となる海洋利用の領域の拡大を可能とする技術の開発も進んでいる。

一方、人々の憩いの場としての海辺をあるがままの姿としてふれあうことを求める声も強くなっている。

このような状況の下で、貴重な国土資源である海洋・沿岸域を適切に保全しつつ、自然とのふれあい、資源、空間としての多様な役割、豊かさを今日に生かし、かつ、子孫に継承するため、海洋・沿岸域の総合的、計画的な利用を進め、新たな海洋時代にふさわしい沿岸域を形成する。

1) 利用と保全の新たな展開

海洋・沿岸域の利用と保全に当たっては、沿岸域等の特性を踏まえつつ、利用形態別に次のように展開する。

a. 自然としての利用

生きている自然、身近な自然としての海の保全を積極的に推進するとともに、人と海がふれあう機会を増大させ、親水性の向上を図る。

このため、干潟や自然海浜等の保全、水質の改善に努めるとともに、人口なぎさの造成、海浜公園や緑地の整備等により積極的に海辺の環境や景観の回復、創造を図る。

また、マリーナをはじめ、遊漁施設、海の博物館等の整備を進めるほか、これらを含め、海洋性リゾートを整備する。都市部においては、人々が船や海と親しむ機会を回復するため、工場の移転跡地、護岸・防波堤あるいは利用度の低い水面等のレクリエーションへの活用等を積極的に進める。さらに、多様な主体による海に関するイベントの開催、教育活動等により、国民の海に対する親しみを深める。

b. 資源としての利用

海洋資源の利用可能性の把握に努め、海洋環境の保全を図りつつ、海の自然特性を生かした海洋資源の有効利用を図る。

このため、藻場等良好な漁場環境を保全しつつ、海の資源再生産能力やバイオテクノロジー等の新技術の活用等により、水産資源について適切な管理、計画的な栽培、養殖等を積極的に推進する。

また、潮汐、波力、海水の温度差等の海洋の自然特性を活用し、海洋エネルギーの開発を推進する。海洋鉱物資源については、海底石油、マンガン団塊、コバルト・リッチ・クラスト等の開発を推進するとともに、マンガン団塊等の製錬、工業化に必要な基地について検討を進める。

c . 空間としての利用

海の広大さ、豊かさを生かした新たな利用空間を、環境の保全と海上の安全確保を図りつつ創出する。

このため、物流、業務、研究開発、国際交流、レクリエーション等の機能が複合的に整備され、かつ、自然環境と調和した空間を、臨海部の開発、人口島の構築等により創出する。外海に面した沿岸域等においては、既存利用に配慮しつつ、海洋構造物等の構築により海域を静穏化し、新たな利用空間を創出する。

2) 総合的な利用と保全を推進するための施策

沿岸域の環境の保全と安全の確保を図るとともに、多面的利用可能性を積極的に引き出し、その総合的・広域的な利用により魅力ある地域振興を図るため、地方公共団体が主体となり、地域計画等と整合を図りつつ沿岸域の総合的な利用計画を策定する。国は、基本理念、沿岸域の区分、計画事項等を内容とする計画策定のための指針を明らかにするほか、国の諸事業の活用、民間活力の誘導等により、計画の実現に向けて地方公共団体を支援する。

さらに、海洋・沿岸域の総合利用を促進するため、長期的な観点に立って以下の施策を進める。

第一に、海洋・沿岸域に関する調査研究を充実するとともに、海洋情報の体系的な整備を図る。第二に、海洋に関する技術開発を積極的に推進し、海洋・沿岸域の利用可能性の拡大を図る。第三に、海域の汚染の防止、生態系の維持等の地球レベルでの海洋環境の保全を図る。第四に、海洋における新しい情報・通信等の技術の活用等により、海域利用の安全性の向上を図る。第五に、海洋開発を促進するため

第1節 安全でうるおいのある国土の形成

の体制、制度の在り方について検討を進める。

(5) 環境の保全

緑や水及びこれらとともに自然の系を構成する大気、長い歴史と風土によりはぐくまれた歴史的環境などは、人間活動と良好な生活環境を支える重要な要素である。

これらの恩恵を将来にわたって持続的に享受できるよう環境の保全を進める。

1) 自然環境の保全

(自然環境の保全とふれあいの増進)

自然環境の保全については、海域、都市から農林業地域、山岳森林地域までを連続した自然の系として認識し、多様な生態系の維持を基調としつつ、優れた自然風景等の自然環境の特性に応じて体系的な保全を図るとともに、これらとのふれあいの増進を図る。

このため、原生林、湿原、絶滅のおそれのある野生動植物の生息・生育地等国土に残された貴重な自然については、自然環境保全制度等により保全地域を設定して開発を抑制するなど、厳正な保護を基調とした保全を図る。これら原生的な自然は、かけがえのない国民共通の資産であることから、管理のためにその負担の公平化を図る。

また、生活環境としての自然環境の保全のため、現存する都市内の樹林、都市近郊林等の保全を図るとともに、樹林の造成など自然的環境の創出を図る。この場合、鳥や昆虫、河川や湖沼の魚など小動物が生息できる、いわば野性的自然を都市に回復して自然環境の質を向上させるなど、自然と人間の共生を図る。

保全された自然と国民とのふれあいを増進するため、国立公園などに含まれる原生的な自然から都市の身近な自然まで、日常生活圏、余暇活動における行動範囲等に応じた必要な場を確保するとともに、自然観察のための施設や歩くための道等を整備する。また、国民の自然への理解を深めるため、自然保護教育を原生的な自然から身近な自然まで自然のレベルに応じて体系的に推進することとし、施設の整備等を図る。

(国民参加のための条件整備)

自然環境は本来国民の共有資源であり、国民一人ひとりが役割と責任を分担しつつ保全していくことが重要である。このような視点から、保全のためのゾーニングや土地の公有化、自然環境を科学的に把握するための調査研究、環境影響評価等の施策に加え、ナショナルトラストや自然保護教育など、自然利用・管理へのボランティアの参加等を積極的に推進する必要がある、全国的な組織整備など広く国民の参加を図るための条件を整備する。

2) 環境問題への総合的取組み

(公害の防止)

我が国の環境の状況は、大都市圏を中心に改善の進んでいない分野がなお残されており、環境基準の達成等に向けて多角的な取組みを強化する必要がある。このため、公害防止計画の推進等に努めるとともに、発生源対策をはじめとして、環境影響評価の実施による環境汚染の未然防止、下水道等社会資本の整備、土地利用の調整、環境保全技術の開発普及を行う。

大都市圏においては、交通公害、閉鎖性水域・河川等の水質汚濁、近隣騒音等の諸問題及び廃棄物の適正な処理・処分に向けての取組みを強化する。特に、窒素酸化物等の大気汚染問題、自動車騒音等への対応は、今後とも重要な課題であり、総量規制等排出規制の徹底、低減技術の開発、地域冷暖房の推進等の固定・移動発生源対策、物流の合理化及び公共交通機関の利便性の向上等による自動車交通負荷の軽減策、交通の分散及び円滑化対策、道路構造対策、沿道土地利用の誘導策等を総合的、計画的に推進するとともに、生産等の営まれる場と住居とを分離すること等により、都市活動による環境への影響が軽減される都市形成を図る。

閉鎖性水域等の水質汚濁については、大都市圏を後背地にひかえた広域の閉鎖性海域においては総量削減計画等に基づき、湖沼においては湖沼水質保全計画等に基づき、処理能力の増強を含む下水道の重点的整備、発生源対策の徹底、底質の改善等の浄化対策などの総合的、計画的な水質保全対策を推進する。瀬戸内海については、瀬戸内海環境保全基本計画等に基づき、環境の適正な保全を図る。なお、閉鎖性水域における新たな埋立地造成については、環境に及ぼす影響に十分配慮し、その必要性を慎重に検討するなど水域の特性に応じ適切に対応する。

第1節 安全でうるおいのある国土の形成

また、今後、地方中枢・中核都市等における人口、都市機能の集積や人流・物流の増大等に伴う交通公害、生活排水による公共用水域の水質汚濁等新たな環境問題の発生防止のため、下水道の整備をはじめ環境保全に配慮した先行的、計画的な市街地の整備等を進める。

(新技術等と環境)

エレクトロニクス、バイオテクノロジー、新素材など先端技術を中心とする技術革新は、化学物質による地下水汚染など環境に対して新たな負荷をもたらす可能性があるため、環境汚染の未然防止の観点から、使用物質等の安全性の評価や汚染状況の把握などに努めるとともに、安全管理の徹底を図る。また、これらの新技術の環境保全分野への積極的活用を図るための研究開発を進める。

(快適環境の形成)

国民の環境への要請の高度化に対応し、清浄な空気、静けさや歴史的雰囲気など良好な環境を維持増進し、都市、農村を通じ快適な生活空間をつくりあげていくことが重要となっている。このため、これらすべての要素を含めて地域ごとに快適性向上のための方向づけを行い、各種施策の総合的、計画的な展開を図る。また、緑地、親水空間等快適性増進のための社会資本整備の推進に加え、廃棄物処理施設、道路等の整備に当たっても、緑地帯の整備や歩行者に配慮したゆとりある道路づくりをするなど、社会資本に快適性の付与を図る。

これらの施策の実施に当たっては、民間事業者の協力や住民の自主的な行動が求められるので、環境教育の普及、活動組織づくり、アメニティ向上の活動助成のための様々な主体の任意、自発的な参加による基金の創設などにより各主体の積極的な活動を進める。

(国際的な環境問題)

国際的に見ると、酸性雨、二酸化炭素濃度の上昇、成層圏オゾン層の減少のおそれ、海洋の汚染、熱帯林や野生生物の減少等地球規模の環境問題が生じている。このため、我が国において環境保全対策を着実に実施するとともに、我が国の技術と経験を生かし、開発途上国等への環境技術協力の強化、国際機関等におけるこれ

ら環境問題に対する国際的な協力プログラムの策定への積極的参加等を通じ、地球環境の保全に向けて国際協力を推進する。さらに、地球上に存在する生物種は人類共通の遺産であるとの観点から、我が国固有種、稀産種等の保全や国際条約による保全地域の指定等を推進する。

3) 歴史的環境の保全

良好な環境を求める国民のニーズの高まりの中で、環境の有する精神的・文化的価値を再評価し、回復することが重要な課題となっている。我が国の長い歴史と風土によりはぐくまれた歴史的環境はこれを象徴する存在であり、国土形成においてその保全と再生に積極的に取り組む必要がある。

歴史的環境は、単に歴史上意義を有する建造物、遺跡等に限らず、周囲の自然的環境や居住環境と一体をなして形成されるものであることにかんがみ、地域としてのまとまりや広がり重視するとともに、生活環境施設の整備と一体として整備を進め、うるおいのある地域環境の形成を図る。また、地域開発の上でも、個性豊かな地域づくりの一環としてこれを活用する。

このため、建造物等の文化財の復元・保存・活用や、これらと一体をなす歴史的風土の保存を積極的に進め、特に、歴史・民俗に関する資料館の充実、遺跡等の歴史公園・野外博物館としての整備を促進する。また、歴史的価値の高い街道、港湾施設の修復・整備、建造物群の保存等を通じた歴史的な街並みの形成を進める。さらに、これらの区域に駐車場等の整備とあわせたゾーンシステムを地域の実情に応じ導入することなどにより、うるおいのある空間の形成を図る。また、学校教育、社会教育を通じ、我が国の有する歴史的環境への理解を深めるとともに、伝統芸能等の保存伝承活動を促進する。

(6) 安全性の確保

都市化、情報化の進展など経済社会環境の変化に伴って、災害の態様は著しく複雑、多様化するに至っている。各地域における定住と交流の基本的な前提である安全な国土の形成を図る上で、この変化に対応した防災対策を総合的に推進することが重要である。

このため、災害から国土を保全し、国民の安全を守ることを基本的課題とし、国

第1節 安全でうるおいのある国土の形成

土保全の推進、安全な地域づくりと土地利用、大規模地震等広域的な災害への対応、火山災害への対応、高度情報化に伴う安全対策の強化、交流の拡大に伴う安全性の確保などに重点を置いて災害対策を推進する。また、防災技術の研究を一層推進する。なお、防災技術の国際交流を深めるとともに、国際緊急援助体制の充実を図る。

1) 国土保全の推進

現在、国土保全施設の整備水準はなお低く、国土保全に対する国民の要望も最近特に高まってきていることから、計画的、先行的に国土保全施設の整備を図ることが重要である。

(流域の開発に対応した水災害への安全性の確保)

流域の開発によって、洪水流出量や流出土砂量が増大する一方、洪水氾濫原等危険区域内の土地利用の高度化が進んでいる。このため、治水事業については、大河川は戦後最大洪水に対応できるよう、また中小河川は、時間50mm降雨強度に対応できるよう整備することを当面の目標とし、整備を推進する。このうち、大河川と都市中小河川については、その概成を目指す。大河川や都市河川のうち、重要河川については、河川ごとの流域特性に応じて必要となる安全度の確保に向けた整備を推進する。治山事業については、地区の重要度に応じて戦後最大日雨量等に対応した整備を図る。自然災害による死者の発生原因の多くの割合を占める土石流・がけ崩れ・地すべり等の土砂災害等の対応については、重点的に整備を推進する。

流域の開発が急速に進み、保水・遊水機能の減少が予想される流域においては、総合的な治水対策を推進し、森林、水田等の保全、調整池の設置等、貯留・浸透機能の維持・確保を図る。都市における下水道設備については、総合治水の観点から、貯留機能等の確保についても、その方策を検討しつつ推進する。また、著しく密集した市街地では、地下空間も河川として利用する。

山地においては、治山施設整備と一体となった保安林整備を進める。また、山地の住民や観光客の安全確保、下流への適正な土砂供給、自然・生活環境の保全等を総合的に勘案して治山対策、砂防対策を進める。

豪雪地帯については、山沿いの集落等を雪崩災害から保護するため、既存事業の

活用を図るとともに、危険区域の設定手法や効果的な工法の確立を図るなど、総合的な雪崩災害対策を積極的に推進する。

(まちづくりと一体となった厚みのある安全性の確保)

沖縄平野等の低平地や山間・山麓に多くの居住地が立地する我が国の国土の特性、土地利用の状況を踏まえ、自然災害に対し厚みのある安全対策を総合的に講ずる。

このため、甚大な被害の予想される地域を守る重要区間の堤防については、越水・浸透・地震に対して安全性を高めるため、親水性の高い多目的な都市空間を確保しつつ、幅の広い高規格堤防化を進める。また、公園や住宅等の利用とあわせた多目的な遊水地、放水路の整備を推進する。

さらに、河川空間だけでは対応しきれない異常洪水による被害を最小に抑えるため、越水や破堤に備えて低利用地の有効利用等に際し従前の貯留機能の維持を図るとともに、重要地域を守る二線堤の保全や多目的化によるその機能の強化・拡充を図る。低平地や山沿いの小規模な市街地においては、浸水に対処するための建築物の高床化や居住地の地盤のかさ上げなどを図る。

(安全な海岸空間の形成)

我が国の海岸線約3.4万kmのうち、既に約1.6万kmに及んでいる海岸保全施設が必要な海岸について、戦後最大規模の高潮、波浪等に対応した海岸保全施設の整備を推進する。特に重要な海岸については、海岸特性に応じ、戦後最大規模の高潮、波浪を越えて必要となる安全度の確保に向けた整備を図る。また、三陸、東海、南海道等において既往最大規模の津波を想定した防護を進める。さらに、海岸侵食に対して適切な対策を進める。

その際、海岸保全施設が設置されておらず、災害あるいは海岸侵食に対して無防備な状態にある約0.7万kmの海岸線については、その整備を急ぐ。また、既に施設が設置されている海岸についても、老朽化等により機能の低下を来しているものの改善を進める。

これらの整備を進めるに当たっては、良好な海岸環境を求める人々のニーズに応じて、階段式護岸や遊歩道、魚釣り場の機能も備えた護岸など、多面的機能を有す

第1節 安全でうるおいのある国土の形成

る施設の整備を推進する。また、直立式の堤防等による線的な防護から、離岸堤、人工海浜、護岸等を組み合わせ、砂浜による消波効果を生かした面的な防護に重点を置いた整備を推進し、魅力ある海岸空間を創出する。

2) 安全な地域づくりと土地利用

安全な地域づくりのためには、地域の自然条件等を十分認識した土地利用を図るとともに、国土保全施設や防災体制の整備が必要である。

特に、大都市周辺や、地方都市などの都市化の進展している地域においては、土地利用を適正に誘導しつつ、これらの整備を計画的、先行的に進めることが必要である。

洪水や土砂災害等の災害危険区域における土地利用の適正化を図るため、危険区域の設定手法の確立、危険区域の周知徹底を図ることにより、危険区域での新たな土地利用を抑制し、既成市街地内の危険区域における居住の危険性の認識を高める。同時に、まちづくりの中で対応を図る等実効性のある安全対策を進める。また、自然災害に対する観測・予警報・伝達体制を新たな情報・通信技術を活用しながら整備するとともに、地域の住民も参画した警戒避難体制等の防災体制の充実、強化を図る。

さらに、都市構造の変化に伴う火災等の災害の危険性に対応するため、総合的な防災体制を整備する。

3) 大規模地震等への対応

大規模地震等広域的な災害から国民の生命と財産を守り、また、経済・社会活動の安定性を確保するため、大都市圏、とりわけ東京圏への人口、諸機能の集中を避け、分散型の国土構造を目指すとともに、発災に備え、以下の諸施策を推進する。

地域全体としての防災性の向上を図るため、建造物の耐震化、不燃化の推進、延焼遮断帯の形成、防災公園等の避難地、避難路の整備等を、民間への誘導措置をも講じつつ、居住環境の改善とあわせて再開発等も活用して総合的に進める。また、市町村をはじめとする防災関係機関の体制の整備、自主防災組織の育成、強化、防災意識の高揚を図るとともに、広域的な相互応援体制の確立を図る。これらの整備に当たっては、高齢者等の災害弱者の安全に配慮する。

被災地の応急対策を円滑に行うため、各地域において、防災拠点、緊急輸送施設の整備を進め、さらに、大都市圏等においては、広域防災基地、海上防災基地、広域医療拠点等の整備を図る。また、電力、通信、交通、上下水道等のライフライン機能について、災害時に果たす役割を十分考慮して、総合的観点から多重性、強じん性などのリダンダンシーを確保し、サービスの安定的な提供を図る。なお、応急復旧後に行う復興を円滑に行うため、その方針及び体制等について検討を行う。

地震予知のための観測・研究体制を強化し、予知の精度の向上等を図る。主要都市及びその周辺地域においては、地震常時監視網の整備を図る。

特に、我が国の政治、経済、文化の中枢であり、人口、諸機能の集積の著しい南関東については、予知体制の確立を図るとともに、広域的な防災体制の整備を促進する。また、震災時に首都の持つ諸機能を維持するため、周辺部への業務管理機能の分散を促すほか、データ通信のバックアップシステムの整備等による情報・通信機能の確保、代替可能な交通施設の整備による広域的な人流、物流の確保を図る。さらに、近い時期に発災が懸念されている東海地震に備えて、対策の一層の強化を図る。

4) 火山災害への対応

観光地、保養地となっている火山周辺地域は、近年一段と開発が進められており、噴火発生の際の危険性は増大してきている。

火山周辺地域の住民、観光客等の安全を確保するため、噴火予知手法・技術の開発、監視・観測研究体制の充実強化を図る。また、火山災害による危険度の評価手法を確立するとともに、これに基づき、周辺住民等への啓発、適正な土地利用の誘導を図る。さらに、交通施設・退避施設等の避難施設その他の防災施設の整備、情報伝達手段の高度化による警戒避難体制の充実を図る。

5) 高度情報化に伴う安全対策の強化

地域間の相互依存関係の深まりに加え、急速な高度情報化の進展に伴い、経済、産業、生活等各種の社会機能における情報への依存度が高まっている。この結果、システムの一部に障害が生ずると、広範な社会の機能が停滞し混乱を起こすという潜在的危険性がますます増大しており、このぜい弱性に対応した安全性の確保が重

第1節 安全でうるおいのある国土の形成

要な課題である。このため、情報・通信機能の途絶防止や早期復旧体制の充実を図るなど、安全対策の強化を促進する。

6) 交流の拡大に伴う安全性の確保

各地域の活動は居住者のみでなく、通勤者、旅行者、出張者等の様々な人々によって営まれており、交流の活発化とともにこの傾向が一層顕著になる。この結果、日常の生活空間と異なる不慣れな空間において災害や事故に遭遇する可能性が増大し、このような空間における旅行者等の安全を確保することが重要な課題となる。

このため、人々の往来や交通の頻繁な交通ターミナル、広場、繁華街等の市街地、あるいは山岳、海岸等の行楽地において、旅行者等をも考慮した標示、案内所、放送施設等の災害情報伝達施設、あるいは救助体制等を整備する。また、都市においては、避難地、避難路等の防災施設等について、昼間人口を考慮して対策の充実を図る。さらに、宿泊施設等の安全性を向上させる。その際、情報に外国語、シンボル標示等を併用することなどにより、増大する訪日外国人の安全確保にも努める。

第2節 活力に満ちた快適な地域づくりの推進

(1) 個性豊かな地域づくりの推進

1) 地域主導の地域づくり

21世紀へ向けて多極分散型の国土づくりを進めるため、国土を構成する各々の地域において、地域特性を生かした個性豊かな地域づくりを進める必要がある。このため、近年強まっている地域間競争を契機としながら、地域に固有の地理的、歴史的条件や資源の積極的活用を図るほか、地域の主体性と創意工夫を基軸とした地域づくりを進めることが重要である。

2) 個性形成事業の推進

個性豊かな地域づくりを進めるためには、各地域において、他地域とは異なる個性を創り出していくための戦略的な事業に取り組むことが有効である。このような戦略的事業 - 個性形成事業 - は、地域の将来像や地域の課題を踏まえて、例えば先端技術、個性的都市景観、国際交流、地域間交流、地域交通等のテーマを選び、これを中心に様々な施策を総合的に展開する事業である。

この場合、各種の施設の整備に加えて、イベント、交流組織づくり、広報活動等のソフトな事業手法の活用や第三セクター、協議会等により、地域の住民、企業、団体をはじめとする多様な主体の参加を図ることが効果的である。また、地域の個性形成事業への取組みを側面より支援する立場から、国は、新たなテーマの発掘、情報の提供・媒介、地域による試行的な事業の促進等の役割を担う。さらに、地域整備等の課題の中から個性形成に資する特定の課題を順次設定し、イベント開催等を通じ国民各層の関心を高め、民間を含めた広範な主体の参加を得た地域の取組みを促進するためのプロジェクトの実施を図る。

(2) 生活行動の広域化に対応した地域環境の整備

1) 生活の圏域の一体的整備

都市は、経済のソフト化、サービス化が進展する中で経済諸活動の場としての重要性を増すとともに、商業、文化、教育、医療等の多様な都市的サービスの供給の場、就業機会提供の場として、生活の基本的圏域である定住圏において今後一層重

第2節 活力に満ちた快適な地域づくりの推進

要な役割を担う。一方、農山漁村は、農林漁業者等の生活の場、生産活動の場であるが、国土と自然環境の保全という役割に加えて、自然とのふれあいの場、ゆとりに満ちた居住の場としての役割が期待される。国民の生活様式の都市化を背景とする農山漁村を含めた地域住民の都市的サービスに対するニーズ、都市住民の自然やゆとりへの志向など高度かつ多様なニーズにこたえるためには、都市の有する諸機能と農山漁村のゆとりとうるおいの相互の便益享受の円滑化を図る必要がある。

このため、定住圏の一体的な整備を引き続き推進することとし、都市における都市機能の充実及び市街地環境の改善、農山漁村における地域資源の活用、生活環境及び生産環境の整備等を推進するとともに、圏域内の交通、情報・通信基盤の整備を計画的に進める。

2) 都市と農山漁村との広域的交流

交流可能性の拡大、国民の行動領域の拡大を積極的に活用し、定住圏の広がりを越えた都市と農山漁村との広域的交流を幅広く推進する。これにより、ゆとりある豊かな国民生活の実現、国民の活力、創造力のかん養を図る。また、活発な交流を通して地域の活性化を進め、都市と農山漁村の国土における新たな相互補完の関係を確立する。

このため、農山漁村の住民が都市の有する研究開発機能、情報機能等の集積を遠隔地からでも活用できるよう、また、ふるさと情報の都市住民への伝達も行いやすくなるよう、交通、情報・通信基盤の整備やソフトなネットワークづくりを進める。

都市住民が農山漁村の自然と親しめる長期滞在型のリゾート地域の整備や、都市、農山漁村の相互理解を図る機会となる小中学校児童生徒の自然体験学習、農山漁村での滞在学習、上下流の地域間交流活動を、地域社会との調和を図りつつ促進する。また、都市居住者の農山漁村における新たな住まい方や広域的交流を前提とした退職者、創作活動家等の農山漁村での居住 - マルチハビテーション - に対応する住宅の整備を促進する。

(3) 都市の活力の充実と都市環境の整備

近年、都市の有する諸機能が地域の活力の充実に果たす役割が増大しており、今

後の国際化、高度情報化等の進展によりその傾向は一層強まることが予想される。こうした中で、大都市及びその周辺都市、地方中枢・中枢都市、地方中心・中小都市は、各々の有する特性を生かしつつ、都市機能の強化、育成を図り、都市機能の全国的な適正配置を進める必要がある。また、都市住民の一人ひとりが快適でゆとりとうるおいのある生活を送ることができ、創造的勤労意欲をはぐくみ得るよう、高度化、多様化する生活ニーズに対応して、居住水準の向上、生活環境の整備を進めることも重要な課題である。

1) 都市活力の充実

地域における魅力ある雇用や所得機会の創出を図り、地域の活性化を促すためには、各都市において、それぞれの特性に応じた機能の充実を図ることが重要である。そのため、業務管理、情報、国際交流等の都市機能の受け皿となるインテリジェント・ビルをはじめとする事務所、国際会議場、国際見本市場等の諸施設、交通施設、テレポート等の情報・通信施設等のハードな基盤について、民間活力の導入を図りつつ、衛星通信、光通信等の高度な情報・通信技術を積極的に導入し、計画的、総合的に整備を進める。また、人材の育成や組織の整備、イベント、コンベンションの開催等のソフトな施策を積極的に展開する。

大都市圏については、国際化、高度情報化等の進展に対応し、地方圏の諸都市との機能分担を図りつつ、全国的、国際的な中枢機能を適切に発揮できるよう、都市整備を進める。

このため、市街地の再開発を進めるとともに、高次都市機能のための新たな拠点を形成する。また、圏域内において都市機能の広域的分担を図り、分化を基調とした都市構造に形成する。

地方都市においては、中心市街地の再開発等による都市機能の集積と都市的魅力の増進、産業のソフトな基盤ともなる特色ある研究開発機能の集積、ソフトウェア業等の新しい産業の誘致・育成を支援する業務、会議施設の整備等、都市の活力の充実のための施策を推進する。

事務所立地について、東京圏における過度の集中の抑制、地方都市等への誘導等を図るための措置について検討を行う。また、地方中枢・中該都市をはじめとする地方都市において、その性格や都市機能育成の核としての可能性に応じ、東京に立

第2節 活力に満ちた快適な地域づくりの推進

地する既存の政府機関の一部の移転等の検討、推進を図るとともに国が今後新たに設置する全国的な文化、研究等に関する施設の立地を進める。

さらに、これらの都市機能の地方展開を支えるため、高速交通体系や高度な情報・通信体系の全国展開を進めるとともに、都市内交通の円滑化を図る幹線道路の整備や、行政、経済等のデータベース、地域特性に即した情報・通信システムの整備を図る。

2) 都市環境の整備

活発な都市活動を機能的に支えるとともに、安全で快適な居住環境を形成するため、都市整備を積極的に推進する必要がある。このため、都市づくりの基本となる都市計画の的確かつ機動的な運用、既成市街地の再開発、新市街地の計画的開発を進め、良好な市街地の形成を図る。また、都市の骨格を形成する幹線道路、鉄道、情報・通信施設等の基盤施設及び公園、下水道等の生活環境施設の整備等を情報化等の新たなニーズに対応しつつ推進するとともに、水と緑に恵まれた個性的な魅力ある都市空間の創出に努める。

この場合、大都市圏については中心部等における防災性の向上、環境の改善及び合理的な土地利用の実現、地方都市についてはモータリゼーションに配慮した快適で機能的な都市整備に特に配慮する。また、都市活動の国際化、24時間化などの動向にも対応し、公共サービスの充実、安全性の確保等に努めるとともに、高齢化、生涯学習社会への移行等に対応した生活基盤の整備を図る。

(都市再開発の推進)

市街地における職住近接性の高い住宅の需要や昭和75年までに約16,000haと見込まれるおう盛な事務所床需要に対応するため、土地の高度利用により、中高層住宅、事務所等の供給を図る必要がある。また、木造住宅密集地区や住工混在地区等における防災性の向上、居住環境の改善も重要な課題である。さらに、経済・社会条件の変化により鉄道施設跡地、臨海部の工場、倉庫等の移転跡地等が生じており、これらの用地や国公有地の多角的な有効活用により都市の整備を推進していく必要がある。

このため、緑とオープンスペース、親水空間の創出等に配慮しつつ都市再開発を

推進し、都市の更新と活性化を図り、快適な環境と機能性、安全性を備えた都市空間を形成する。

都市再開発の推進に当たっては、長期的な再開発の方針を明確にし、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の面的整備事業や再開発に関連する道路、下水道等の整備を進める。木造等の密集市街地については、住宅や道路、公園等の整備により住環境の向上を推進するとともに、地区内の狭あいな道路の整備手法の充実を検討する。また、建築物の建替え、修復等を含め民間の建築活動を中心とした都市更新のエネルギーを都市計画・建築規制等により適切に誘導していく。

この場合、優良な民間事業については、特定街区制度、総合設計制度等の活用や税財政金融上の助成の活用により、その促進を図る。また、大規模な再開発が行われる区域においては整備の構想を明らかにし、官民が協力してプロジェクトの推進を図る。

（空間の高度利用）

都市部等における空間の量的不足、安全で快適な空間を求める社会的要請の高まり等にこたえるため、地下、空中空間の活用、水面、斜面等のレクリエーション、修景等への利用を進める。

このため、調節池等防災施設などの地下化、公共施設の上空あるいは下部の公的利用、人工地盤を利用した多層化及び共同溝、地下駐車場等の整備を推進するなど、都市の景観の改善を進めつつ、新しい空間を積極的に生み出す。特に、地下深層空間を公的利用に優先させる制度、この空間を利用する新しい施設の在り方などについて検討を行う。また、積雪地域における地下街の活用の検討等、地域の特性に応じた空間利用方策を講じ、都市に新しい個性を創造する。

（新市街地の計画的整備）

都市化の進展に伴う市街地の拡大に対し、土地区画整理事業等により道路、公園、下水道等公共施設の整備を推進し、先行的、計画的な市街地整備を進める。特に、大規模な新市街地の整備に当たっては、就業の場や高等教育機関等を備えた複合的機能を有するまちづくりを進める。

また、市街化区域・市街化調整区域の区域区分（線引き）制度及び開発許可制度

第2節 活力に満ちた快適な地域づくりの推進

について、社会経済の発展動向や市街化区域等の土地利用の動向等を踏まえ、秩序ある市街地の形成に留意しつつ、実情に即した適切な運用を図る。

(生活環境施設の整備)

都市公園については、一人当たり面積を現在の2倍とすることを当面の目標に整備を進める。この場合、既成市街地においては、工場等移転跡地の活用、他の都市施設との複合的整備などにより効率的に整備を進める。また、建築物の不燃化対策と一体となった避難地としての整備を進めるとともに、イベント等多目的な利用が可能な空間、樹林、野鳥など自然とのふれあいができる場の整備にも配慮する。また、広域的なレクリエーションの場として、国営公園の整備を推進する。

快適な都市的生活の基盤として重要な下水道については、湖沼等の閉鎖性水域をはじめとする公共用水域の水質汚濁を防止を図るため、市街化区域における整備の概成を当面の目標に事業を推進するとともに、市街化区域以外の区域についても整備を進める。また、市街地において浸水の防除等を図るため、特に人口や都市活動の集中した区域の耐水能力を高めることに配慮しつつ、雨水対策のための整備を進める。この場合、清流の復活等によるアメニティの向上、下水処理水、下水汚泥等、下水道のもつ資源的価値の活用に配慮する。

廃棄物処理については、廃棄物の資源化、減量化を進めるとともに、焼却施設、し尿処理施設等の整備及び大都市圏における広域的な廃棄物処理場を含む処分場の確保を図る。

水道については、水需要の増加、水源水質の低下等に対応し、良質な水を安定的に供給するための施設整備を進める。

都市内の河川については、貯留浸透対策を含め多様な方策で整備を進め、水災害に対し安全な生活環境の確保を図る。

都市内道路は、都市交通体系を構成するとともに、良好な市街地形成を促進し都市更新を誘導する基盤施設であり、避難路、延焼遮断帯としての防災機能、供給処理施設や地下鉄、新交通システム等の交通施設を収容する空間機能等に配慮して体系的な整備を推進する。豪雪地帯にある都市については、道路の消融雪施設、流雪溝等の降積雪に配慮した都市基盤整備を進める。

(国際化に対応した生活環境等の整備)

外国人居住者が地域住民とともに快適な社会生活を送ることができる環境を整備するとともに、外国人旅行者にとっても観光等に行動しやすい環境の形成を図る必要がある。このため、地域における外国人、日本人の交流や各種の情報の提供のための拠点となる組織、施設の整備、充実を行う。また、道路の案内標識等の公共的サインにおけるローマ字併記や行政広報、相談窓口、緊急時の連絡等の公共サービスにおける国際化への対応を進める。

(都市活動の24時間の対応)

価値観の多様化、新しい産業の展開など産業のソフト化に伴う就業時間のフレックス化や国際的な経済活動の拡大に伴い、人々の活動時間構成の多様化が進行している。

このため、体育館、図書館など公共施設における利用時間の拡大等各種公共サービスの拡充や、これらを支える基盤整備等を推進する。特に、活動時間が深夜化が普遍化している大都市等において、静穏な生活環境の維持に配慮しつつ、公共交通機関の運行時間の延長などを進め、効率的な移動手段を確保するとともに、防犯・防災システムなどを充実し、人々の活動の安全性を確保する。これらのサービスを効率的に提供するとともに多様な情報サービスを行うため、情報・通信システムの活用を図る。また、国際空港や国際金融の業務地区など24時間にわたる活動拠点において、各種のサービス機能を拡充するとともに、これらの施設へのアクセス手段を確保することにより、この利用を可能とする。

(新しい都市景観の形式)

住民のみならず、国内、国外から訪れる人々にとり魅力があり、ゆとりとうるおいのある個性的な都市空間を創出していく必要がある。

このため、都市公園、広場、広幅員歩道等のオープンスペース、緑地空間、水辺空間の整備を図るとともに、都市内の緑化や都市内の河川、水路における清流の確保、復活を推進する。また、都市内に残された良好な緑地、樹木、水辺地を保全し、水と緑の豊かなうるおいのある都市環境を形成する。

建築協定、地区計画等の活用、電線類の地中化による電柱の除去等を進めること

第2節 活力に満ちた快適な地域づくりの推進

により、街並みの改善・調和を図り、都市の沿道景観を整備するとともに、公共建築物や公共施設については都市景観に配慮した整備に努め、良好な都市景観の形成を図る。さらに、都市の顔となるシンボル空間、ランドマークの整備、地域の歴史的環境、自然地形、風土等地域の固有の資源の活用による個性ある景観整備を進める。

地域に根ざした魅力的なまちづくりと進めるため、景観ガイドプランの策定等により地域全体の景観整備の目標を明らかにするとともに、地域住民、企業の任意、自主的な参加、協力によるまちづくりのための協定、基金等の活用を図る。

3) 良質な住宅・宅地の供給

相対的に立ち遅れた大都市圏における居住水準の向上と地方定住の基盤となるような魅力的な生活環境の実現を重点として、良質な住宅・宅地供給のための施策を推進する。

(豊かな住宅ストックの形成)

安定したゆとりある生活実現のため、規模、性能、環境に関し高度化、多様化する国民の居住ニーズに的確に対応しつつ、地域の特性に応じた質の高い住宅の供給を図る。昭和75年における住宅戸数約4,600万戸、一戸当たりの平均住居専用面積約100㎡(昭和58年86㎡)を目標に、計画期間中に約1,900万戸の住宅建設を進め、住宅規模の着実な増大、住宅設備の充実を推進する等、21世紀に向けて良質な住宅ストックの形成を図る。

このため、各種助成措置の活用等により住宅取得能力向上を図り、良質な持家取得を促進する。また、公共賃貸住宅について計画的建替えや改善を含め、的確な供給を進める。金融上の措置等を活用し、土地取得者による良質な民間賃貸住宅の供給を促進するとともに、借地・借家法の見直しによる権利関係調整の円滑化等を通じ一層の質的向上を図る。さらに、既存ストックの有効利用により居住水準の向上を図るため、住宅リフォーム等の促進を図る。

(新たなニーズに対応した多様な住宅の供給)

高齢者の増大に伴う三世同居や隣居、近居等の多様な居住ニーズに対応した住

宅供給を進めるとともに、高齢者に適した住宅設計、住宅設備の充実、福祉サービスと住宅供給の連携を促進する。また、新技術等を活用した快適な住宅や豪雪に耐え得る克雪住宅などの開発・普及を進めるほか、地域の伝統、文化等の特性を踏まえた魅力ある住まいづくりを行う。

自然とのふれあいや余暇を重視した生活ニーズの充足、あるいは国際化等に対応した大都市の機能的ライフスタイルを可能とするため、複数住宅の利用 - マルチハビテーション - に対応する住宅の整備を金融上の助成措置等により促進する。

(良質な宅地の供給)

計画期間における住宅建設活動に伴い新規に必要な住宅用地の需要約18万haに対応して、ニュータウン等の計画的な宅地供給を推進し、良質な宅地ストックの形成を進める。

円滑な宅地供給を進めるため、宅地開発に関連する道路、河川、公園、下水道等の公共施設の整備を進めるとともに、行き過ぎた開発者負担の是正を図る。居住環境等に配慮しつつ農地等の宅地化の促進を図るため、市街化区域等における土地区画整理事業の推進、農住組合方式の活用等を行うほか、居住環境の整備に関する方策を講じつつ、市街化区域農地課税の在り方及びこれとあわせた良好な宅地供給等に関する方策の検討を行い、その結果を踏まえ適切な対応を図る。また、土地信託、事業受託、借地方式等新たな供給方式の活用を図る。

4) 圏域別の都市整備の方向

a. 東京圏

東京圏においては、住宅問題、交通問題、環境問題、防災性等の諸課題とその背景にある土地問題等に対応しつつ、全国的な中枢機能、国際金融機能等を適切に果たしていくことが課題となっている。これらの課題に対応するため、都心部等をはじめとする東京都区部の整備を進めつつ、分化を基調とした複数の核と圏域を有する地域構造への転換を進める。また、東京圏への人口及び諸機能の過度の集中を回避し、都市機能の全国的な適正配置を図る。

東京圏全体で事務所床需要は計画期間中に約4,000haと見込まれるが、その受け皿として、諸機能集積の核となる八王子・立川、浦和・大宮、千葉、横浜・川崎及

第2節 活力に満ちた快適な地域づくりの推進

び土浦・筑波研究学園都市の業務核都市並びに成田等の副次核都市において、交通体系や核となる施設の整備等により良好な業務市街地の形成を図り、諸機能の選択的な分散を促進する。

東京都区部については、諸機能の過度の集中を避けながら副都心の整備を進めるとともに、都心部及び臨海部において、国際金融・情報機能等の展開に対応して、良好な環境の保全・形成に配慮しつつ、既成市街地の再開発、鉄道施設跡地、埋立地の活用等による新たな業務市街地の形成を図る。また、これに必要な基盤施設の整備を進める。

工業生産・業務機能等について東京圏外への選択的な分散を図り、また、現在、東京中心部に立地しているが、業務上独立性が高い中央省庁の一部部局、地方支分部局等の政府機関や特殊法人の本部の一部について、その性格に応じ業務核都市や東京圏外への移転を検討し、その推進を図る。

既成の市街地において職住近接性の高い市街地住宅の供給を図り、昼間人口、夜間人口の適度な均衡と生活空間の確保を図るとともに、近郊部において必要な交通体系の整備とあわせた計画的な新市街地整備を促進する。これらにより、計画期間中に建替えを含め約570万戸の住宅供給を図るとともに、約4万haと見込まれる宅地需要に対応して宅地供給を推進する。

b．関西圏及び名古屋圏

(関西圏)

関西圏は、文化、学術、経済等の豊かな蓄積を有しており、特色ある全国的、国際的機能を担うことが期待される。このため、大阪、京都、神戸の三都市のそれぞれの特性と諸機能の蓄積を生かしつつ京阪奈丘陵、大阪湾沿岸地域等への新たな高次機能の集積を図り、文化、学術、研究、国際交流機能等の強化及び経済活動の充実に図る。

このため、関西文化学術研究都市の建設、各地域における国際的水準の文化、研究施設の設置及びネットワーク化、全国的、国際的なイベントの開催等により研究開発機能、文化機能、国際交流機能等の強化を図る。

関西国際空港などの基幹的交通施設をはじめとする交通体系や情報・通信体系の整備を推進する。また、大阪湾沿岸部において、鉄道施設、工場等の跡地及び埋立

地等を活用した高次都市機能の集積拠点の整備を進め、物流機能等の高度化を図りつつ、国際情報、交流機能等を強化するとともに経済機能の充実を図る。

居住環境については、大規模用地を活用した再開発や木造密集市街地等における再開発を推進し、オープンスペースの確保、居住水準の改善、防災性の向上等を図る。また、丘陵地等を活用して新たな住宅地の供給を図る。

(名古屋圏)

名古屋圏は、相対的に良好な居住環境の下で工業生産機能についての高い集積を有している。こうしたことから、名古屋市及び岐阜、豊田、四日市等環状に展開する諸都市相互の連携を強化しつつ、新素材の開発、既存産業の技術集約化など産業の一層の高度化を図る。

このため、研究開発拠点の形成や創造的な人材の確保によって研究開発機能を高め、また、鉄道施設跡地、臨海部の活用等により情報機能、国際交流機能等高次の都市機能を担う拠点を整備する。さらに、環状方向等の交通体系の整備、国際交通機能の充実等を図る。

c. 地方圏

地方都市は、今後都市機能の集積の地域発展に果たす役割がますます重要になってくることから、地域の活性化と個性の形成に大きな役割を担い、同時に交流の場として重要な役割を果たす。地方中枢・中核都市は、都市機能を全国的に展開するに当たっての拠点的な地域として、地方中心・中小都市は、就業機会の提供、周辺農山漁村を含めた基礎的な都市サービスの提供の場、産業、文化、教育、観光等地域特性を生かした独自の活動の場としての整備を推進する。

(地方都市・中核都市)

札幌、仙台、広島、福岡等の地方中枢都市及び県庁所在都市をはじめとする地方中核都市については、地域の発展を主導する広域的拠点として、今後特に、業務管理、情報、研究開発、国際交流等の高次都市機能の強化を図るとともに、引き続き商業機能の高度化を進める必要がある。

このため、鉄道施設跡地等を有効に活用した新たな都市機能集積拠点の整備、中

第2節 活力に満ちた快適な地域づくりの推進

心市街地における都市再開発の積極的な推進により、良好な業務市街地の形成及び事務所等の供給を促進する。また、空港、高規格幹線道路等の交通利便性を活用しやすい適地に新たな市街地の開発、整備を進め、先端技術産業、研究開発機能等の育成、誘致を促進する。

都市基盤整備にあわせた高度な情報・通信基盤の整備、業務地域の核となるインテリジェント・ビルの建設の促進等、高度情報化の進展に対応した都市づくりを進めることにより、都市機能の高度化を図る。また、ベンチャービジネスの育成等を支援する共同施設の整備等により、工業生産機能の充実を図る。金融上の措置等を活用し、民間によるこれらの都市開発事業を積極的に促進する。

人材の確保、研究機能の充実等の面で重要な高等教育機能については、大学院、専修学校を含めて充実を図るとともに、大学の総合移転等にあわせた新市街地整備を進める。また、海外からの留学生や研究者等の受入れ体制の充実、交流活動を促進するための組織、施設の整備等により、国際化に対応した総合的教育環境を備えた都市の整備を図る。

地方圏における国際交流拠点を形成する観点から、国際交通機能等の強化を図りつつ、国際会議、見本市等の開催が可能な施設の整備、国際会議等の誘致、企画を行う組織の強化等を軸に国際的にコンベンション都市の整備を進める。

なお、地方中枢都市やこれに準ずる都市の整備に当たっては、拡大する都市圏の一体的な整備の確保や交通問題、環境問題等の大都市問題の発生の未然防止等に特に配慮する。

(地方中心・中小都市)

周辺農山漁村を含めた住民の生活活動の中心としての役割を担う地方中心・中小都市においては、地方中枢・中核都市との連携を図りつつ、住民のニーズの高度化、多様化に対応した都市的サービス機能の充実・強化を図るとともに、地域の特性に応じた個性ある都市機能の育成を図る。特に、定住圏の中核となる地方中心都市については、圏域内のすべての住民が適度な交通距離の下に高次の都市的サービスを楽しむことを可能にする観点から、医療、文化、教育機能等の充実に努める必要がある。

都市的魅力の増進を図るため、駅周辺や中心商業地区等中心市街地において、都

市最開発、道路空間の整備、商店街近代化、駐車場、核となる文化・スポーツ施設の整備等を総合的、一体的に推進するとともに、鉄道施設跡地等を活用して、定住、交流を促進するための新たな拠点の整備を図る。また、民間によるこれらの都市開発事業については、金融上の措置等を活用し、積極的に促進する。

地域の特性に応じて、計画的な用地整備、核となる施設、情報・通信システムの整備、試験研究や人材養成機関の充実等により、先端産業の立地誘導、地域の地場産業や第一次産業の高度化を促進するための拠点づくりを進める。また、特色ある歴史や伝統を生かした都市、豊かな自然等を活用したリゾート都市等、個性的魅力と広域的吸引力を有する都市づくりを進める。

(魅力ある都市づくり)

今後は、生活のニーズにこたえた快適な居住環境が、地方都市への人材定着の要因の一つともなり、地域の成長発展のけん引力となる。このため、個性ある商業、文化、スポーツ施設、公園、下水道等の生活環境施設の整備を進めるとともに、身近にある水、緑などの豊かな自然や地域で培われてきた歴史的、伝統的蓄積を活用し、大都市圏では得られないゆとりと魅力ある都市づくりを推進する。特に、都市機能の集積に伴い人口の増加が予想される都市においては、人口増加に対応した先行的、計画的な施設の整備を進める。

(4) 農山漁村の活性化と地域環境の整備

1) 地域資源を生かした個性ある地域づくり

農山漁村は農林漁業者等地域住民の居住空間であり、食料や木材の供給、国土や自然環境の保全などの重要な機能を有しているが、同時に、青少年に対する教育や都市住民の保養等国民の交流空間としての役割を担っている。

また、農山漁村には、豊富な土地、水、緑資源に加えて、生物資源や観光・文化資源など地域特有の多様な資源が存在している。

農山漁村の活性化を図るためには、地域の主要産業である農林水産業の健全な振興を図ることが基本であるが、これに加え、地域の雇用増進のために計画的な工業導入等を図るとともに、多様な地域資源を生かして、個性と活力に満ちた地域づくりを進める必要がある。

第2節 活力に満ちた快適な地域づくりの推進

特に、若年層を中心として人口の流出が続いてきた過疎地域においては、高齢化や地域社会機能の低下等の問題に直面しているところも多く、若者定住のための就業の場を確保し、その活性化を図る必要がある。

(1.5 次産業の育成と地域資源の掘り起こし)

地元農林水産物等の付加価値の増大、安定的な就業機会の創出に加え、農林水産業の生産性の向上にも資する、いわゆる 1.5 次産業を積極的に育成する。このため、地域の指導協力機関、試験研究機関等との密接な連携の下に、地域ぐるみの推進体制整備や人材の育成、新規加工品の開発、加工施設の整備等を図る。また、農林水産業と地域の食品産業等関連産業との一層の連携強化、宅配便等民間資本も活用した産地直送体制の拡大等を進める。

国民の自然志向、手づくり志向等に対応した山菜、薬草、小果実等市場化されていない農林水産物等を活用した特産品づくり、農林水産業副産物のバイオマスエネルギーや飼肥料としての有効活用、小水力発電等これまで十分に活用されていなかった資源の掘り起こしと活用を図る。

(都市等との交流を通じた活性化)

恵まれた自然環境を生かして、今後増大かつ多様化する余暇需要に対応し、都市住民等にやすらぎや明日への活力を提供する産業、いわば、レクリエート産業を積極的に振興する。このため、農林水産業との調和の下に、広がりのある緑空間等と各種のレクリエーション施設等を組み合わせた長期滞在型の広域的なリゾート地域を民間活力等を活用しつつ整備する。また、専門家の創作活動の場となる工芸、芸術家村、青少年の教育にも資する農林水産業とのふれあいの場等を形成する。さらに、地域の自然空間を生かし、地元特産物の提供と結び付けたサイクリングラリー等のイベント、特産品の定期的発送や村の施設の開放を行う準村民制度等の活用を図るとともに、地域の魅力を高め都市との交流の円滑化に資する歴史的環境の保全や郷土芸能、伝統的祭り等の維持、振興を図る。また、国際化の進展を踏まえ、交流のためのノウハウの交換等地域間の連携を図りつつ、特色ある地場産業、文化等を生かした地域主体の国際交流を積極的に進める。

2) 地域環境の整備

農山漁村については、農林漁業生産と地域住民の生活が同一空間を複合的に利用して営まれるという特性に配慮して、豊かな自然と歴史的、文化的伝統を生かした快適な生産、生活の場として整備を進める必要がある。

このため、農林漁業生産基盤との一体性に配慮しつつ、生活道路、排水施設の整備など基礎的な生活環境の整備を推進する。特に、整備の遅れている汚水等処理施設については、居住密度が低く、住居が集落を単位に分散しているという特性を考慮しつつ、積極的な整備を進める。また、過疎地域においては、生活の基幹となる道路を中心として生活環境の整備を一層促進する。豪雪地帯においては、冬期の日常生活の維持のため、住民の共同による克雪体制の整備等を進める。

うるおいやすらぎに満ちた空間としての意義が高まっていることから、魅力ある農村景観の保全と改良、農業用用水路の活用による親水空間の創出等生産施設の多面的利用など農山漁村の特性を生かした快適環境の整備を図る。また、農村景観等を維持、向上するため、来訪者も含めた守るべき地域のルールづくりを進める。

地域ぐるみの活動等を通じて古くから培われてきた慣行等を基礎に、多様化する地域住民の連携による新しいコミュニティの形成に努める。また、その条件整備のため、教育文化施設やCATV等のニューメディアを整備し、地域アイデンティティの形成を図る。さらに、生産・生活活動を活発化するとともに都市との交流の円滑化にも資するため、農山漁村における情報受発信機能を高め、都市と農山漁村との間及び農山漁村間の情報交流のネットワーク化を進める。

農山漁村のうち、特に、住民構成の多様化及び農地と宅地の混在が進みつつある農村地域は、農業生産活動と地域住民の生活が調和するよう、土地、水利用の整序化を図るとともに、新しいコミュニティ活動を通じて地域環境の保全を図る。また、土地利用の混在による弊害が生ずるおそれがあるなど、土地利用の状況からみて良好な営農条件及び居住環境の確保を図る必要がある集落地域について、地域特性にふさわしい整備、又は保全を進めるため、計画的な土地利用の推進、生産基盤と生活環境の総合的かつ計画的な整備の推進等を図る。

山村は交通の便に恵まれず、可住地率も低く、過疎化、高齢化が進行していることから、若年層の定住を促進し地域を活性化するため、山村の特性を生かした産業振興を図り、就業機会を拡大することとあわせて、生活環境の整備が必要である。

第2節 活力に満ちた快適な地域づくりの推進

このため、特に山村内の拠点となる集落等において、魅力ある地域づくりを進めるための施設等の重点的整備を図る。また、緊急に振興が必要な山村における生産・生活環境施設の整備の促進を図る。なお、山間部に存在する農地については、国土及び自然環境の保全の観点からも、管理の粗放化が生じないように、地域の実情に応じ、その有効利用を図るための適切な対処を図る。

漁村は、立地上の制約から集密居集落が多く、生活環境の整備が立ち遅れている。このため、漁港等の漁業生産基盤整備をあわせて土地の有効活用、創出を図り、生活環境施設の整備を総合的に推進する。また、地域の状況に応じ、水産業や特色ある漁村景観と海洋性レクリエーションや観光とを積極的に結び付け、地域の活性化と地域環境の向上を図る。

第3節 新しい豊かさ実現のための産業の展開と生活基盤の整備

(1) 産業の振興と長寿社会における生活の充実

国際化の進展や立地環境の変化等、新しい状況の下で農林水産業や工業等産業の多様な展開を図り、就業機会の確保や生活の安定充実、地域の活性化を促す。その際、農業と加工流通業、工業とサービス産業、農業や地場産業とレクリエート産業等第一次、第二次、第三次産業間の融業化が進展していることから、総合的な視点に立った産業振興が重要になる。また、地域における就業の場の確保を図り、その活性化を進めるためには、定住圏の範囲を越えて、より広域的観点からの対応が必要となる。

産業、人口の全国的な適正配置を図るため、これまでの農林水産業、工業による地方での産業振興ばかりではなく、地域に根ざした1.5次産業の育成、研究開発機能や情報、人材育成等に関する新しい産業の地方展開を進める。

また、経済社会の長寿化、ソフト化、サービス化の下で増大が予想される教育、文化、医療、福祉、余暇等のニーズに的確に対応し、生活基盤の整備を進めるとともに、地域振興上重要となるサービス業の振興を図り、生涯を通じ、健やかで充実した生活の豊かさを実現する。

さらに、産学官の連携等により、地域の特性を生かした科学技術を振興するとともに、各地域の研究開発機能等の連携を促進する。

(2) 農林水産業の多様な展開

1) 農業の多様な展開

(地域活性化と食料安定供給等のための基本方向)

農山漁村の活性化、食料の安定供給、国土や自然環境の保全等において農業の果たす役割にかんがみ、農業の健全な発展を図る。また、経済社会の国際化の進展も踏まえて農業の体質強化を図る。

このため、需要の動向に対応した農業生産の再編成を図るとともに、担い手の育成、規模拡大等構造政策を軸として、水田農業の確立など土地利用型農業を重点に生産性の向上を図りつつ、新技術の導入等も踏まえ、地域特性に応じた多様な農業の展開を推進する。

第3節 新しい豊かさ実現のための産業の展開と生活基盤の整備

(農業の担い手の育成)

農業就業人口の減少と著しい高齢化の進行が想定されることに対応し、流動化が期待される農地の中核的担い手への集積を通じた規模拡大、地域農業の組織化、非農家からの新規参入も含めた農業後継者の育成、高齢者等が行う農業の適切な誘導を図ることが必要である。

このため、農地の集積を図るための農用地利用増進事業等を推進するとともに、ほ場整備等による換地や交換分合により農地の集団化を促進する。また、農地の流動化等に関する情報の広域的な収集、提供を図る。さらに、中核的農家を中心とした多様な農家を幅広く包含する農業生産組織の育成等により、農地等の有効かつ効率的な利用を進め、地域輪作農法による水田農業の確立を図るなど、地域農業全体としての生産性の向上を図る。この場合、高齢者等については、消費者の要望に個別に対応した農産物の生産、農業生産組織でのアドバイザー等その意欲と豊富な経験等を生かした農業活動の場等を形成する。

今後とも農業の中核的な担い手を確保していくためには、特に若い意欲的な農業後継者を育成していくことが重要であり、エレクトロニクス等の活用に伴い高度化する農業技術、今後一層求められる経営管理能力の向上に対応するため、農業高校、県農業者大学校等の研修教育内容の高度化、地元の大学の別科の充実等地域における農業者教育等の強化を図る。

さらに、農家以外からの新規参入を促進するため、農地等の情報提供とあっ旋を行う体制の整備を図るとともに、農地の取得、技術の向上等のための各種措置を進める。

(優良農地の確保、整備)

農業、農村の変化に対応しつつ、生産性の高い農業の基礎条件を整備するため、農業生産基盤の整備を推進し、優良農地を確保、整備する。

このため、まず、農地の集団化を進めつつ、効率的な機械化営農を可能にするほ場整備を進める。特に、農地の面的集積と生産性の一層の向上を目指し、ほ場の大区画化を図る。また、低未利用地をも活用し、かつ事業コストにも留意しつつ、経営規模の拡大、飼料基盤の拡充等のための農用地造成を進める。

優れた生産力や国土保全機能など水田がもつ特性を生かしつつ畑作物等の導入を可能とすることにより、営農自由度の向上に資する汎用田化を進める。農業用水の確保、水管理の高度化、水質の保全を図るための農業用排水施設等の整備を進める。農業用排水施設等の適正な維持と管理のため、計画的な施設の更新と改良及び広域的管理の推進等を図る。また、畑について作物の選択自由度の拡大や高付加価値化のため、畑地かんがい施設の整備、農産物の流通の迅速化のためのアクセスの改善にも配慮した農道の整備等を行うとともに、小型航空機の発着が可能な農道離着陸場の整備に関するフェージビリティ等について調査を進め、その結果を踏まえて実用化を図る。

これらにより、高能率で自由度の高い優良農地の確保、整備を図る。この場合、地域の状況に応じ、高齢者等の営農に適した小区画ほ場の整備と適正な配置等農家や営農形態の多様化に対応した計画的な条件整備をあわせて行う。

（新技術の開発、普及と流通体制の整備）

農業生産性の飛躍的向上のため、新技術の開発、普及を積極的に進める。このため、技術基盤の形成、産学官の連携強化、地域に適合した体制の整備等を図りつつ、バイオテクノロジー、エレクトロニクス等の活用により画期的な新品種、農作業の高度化など新技術の開発を積極的に推進するとともに、地域農業への迅速な導入、定着を図る。

また、消費者ニーズの多様化に対応した農産物供給を図るため、生産、流通、消費等各段階への情報交流のシステム化、従来からの大量流通に加え航空機を利用した農産物輸送等今後増加する少量多品目流通にも適した生産流通体制の整備等を進める。

（農業生産の地域別発展方向）

農業は、同じ地域内でも多様なものであるが、地域別に、主として、次のような方向で発展を図る。

北海道、北東北、南九州等大市場から遠い地域は、相対的に恵まれた土地資源等を生かし、大量、かつ安定した食料等の供給を基本として、中核的農家の規模拡大等により、大家畜畜産を含めた土地利用型農業を主体とする規模の大きい農業の展

第3節 新しい豊かさ実現のための産業の展開と生活基盤の整備

開を図る。特に、農地の貸手の不足が流動化の阻害要因となっている地域においては、工業導入、1.5次産業の振興等により就労の場の確保を図りつつ規模拡大を図る。

本州の大部分、四国、北九州等相対的に大市場に近い地域は、総合的な食料等の供給を基本として、中核的農家による、又は生産の組織化を通じた土地利用型農業の規模拡大を図るとともに、農地の高度利用、地域内における耕種と畜産の連携等による経営の高度化等を図りつつ、地域特性に応じた多様な農業の展開を図る。特に、兼業農家の多い地域については、中核的農家による作業受託等を通じ、地域としての生産性向上を進める。

山村及びその周辺地域は、担い手の減少、高齢化の進行等やそれらに伴う農地の管理水準の低下に対応し、作業受託グループ等若い担い手の定着や育成、高齢者等の適切な役割分担等を図るとともに、整備の遅れている山間部農地について、地域の状況に配慮しつつ、農地の整備等による借手の確保等により農地の流動化を進める。また、地域資源の活用、草地の造成による放牧を主体とした肉用牛の生産、高度差の活用による出荷時期の調整や農畜産物加工の推進等特色ある農業の展開を図る。

さらに、都市周辺地域は、兼業化に対応した作業受委託等を進めつつ、市場への近接性を生かした商品性の高い生鮮食料品の生産等集約的な農業の展開を図る。

2) 林業の活性化

(林業の基本的施策)

林業は木材需要の低迷、代替材の進出等によって困難な状況にある。このため、まず木材需要の拡大を図りつつ、生産コストの引下げ、林産物の高付加価値化を進めることを基本とし、あわせて林業外からも幅広く資金を調達していくことが重要である。また、活力ある担い手の確保のほか、森林に対する新たなニーズを踏まえ、公益性も重視しつつ生産性の向上に対応した森林施策を推進する。

(活性化方策の推進)

このような観点から、第一に、基幹的施設である林道や作業道の開設を推進し、林内路網の体系的な整備を進め、生産コストの引下げを図る。また、木材、木造建

築の再評価や新商品の開発などの市場活動、新技術の開発を推進するとともに、国産材の流通の合理化と多様な需要に対応し得るよう、大規模な供給基地の整備など生産・流通・加工体制の整備を図る。第二に、市場への供給の平準化及び高付加価値化、多品質化を図るため、団塊の世代と呼ばれる大量の若齢人工材ストックについて、間伐の推進など適正な整備に加え伐採年齢の多様化、長期化を推進する。第三に、分収育林等を通じた林業外からの資金の導入を積極的に進めるとともに、森林組合の強化等を通じ経営受託の推進を図るほか、活力ある農林家を担い手として計画的に育成する。これら後継者の育成や林業就業者を確保するため、山村の生産・生活環境を整備する。第四に、多様な木材需要に対応するとともに、森林のもつ公益的機能の高度発揮も図られるよう、自然力を生かした天然林施業、複層林の造成を推進する。

また、地域の特性に応じた林業経営を推進し、林業の活性化を図る。先進林業地域は、なお一層多様な森林施業を推進するほか、戦後新興林業地域は、林道等生産基盤の積極的整備と生産工程の省力・低コスト化、作業班の組織化等を図る。集落周辺里山地域は、広葉樹資源の有効活用による地場産業の振興、農業との経営の複合化などを推進する。

3) 200 海里体制下における水産業の展開

(水産業の展開の基本方向)

国際的な200海里体制の定着の下で、水産業の振興を図り、漁村を活性化するためには、適正な資源管理の下で、我が国周辺水域の水産資源の増殖と高度利用を一層推進する必要がある。

このため、まず、漁場環境の保全及び国民全体の水産資源保護意識の向上に努める。また、水産業の新たな展開を支えるため、産学官の連携による水産新技術の研究開発等を進める。水産業振興施策の推進に当たっては、栽培対象魚種の回遊性魚への展開等に対応し、湾や灘等の地形条件、漁業の実態等からまとまりを持つ地域を広域的にとらえ、その特性に応じた各種施策を総合的かつ計画的に展開する。

(つくり育てる漁業の推進と水産資源管理体制の強化)

栽培対象魚種の拡大、新飼料の開発、優良品種の開発等を進めるとともに、漁業

第3節 新しい豊かさ実現のための産業の展開と生活基盤の整備

者が主体となった栽培漁業の定着化を図るため、地域の栽培漁業施設の計画的設置等を進める。魚礁設置及び増養殖場の整備・改良に加えて、浮魚礁の設置や低利用砂泥域の開発、沖合養殖システム及び音響じゅん致型海洋牧場システムの開発等、新たな漁場の開発整備を進める。

主要魚種の資源量の把握、海域特性、漁業種類の特性に応じた水産資源の育成・管理システムの開発等を進め、適正な資源管理に基づいた漁業の確立を図る。また、遊漁人口の増加等に対応し、地域の実態に応じて、遊漁者等も含めた水産資源保護のためのルールづくり等を進める。

(漁港を核とした広域的基盤整備)

広域的な漁村地域において、地域内の各漁港の役割分担、相互連携を図り、増養殖の基地づくり、資源管理・情報施設の設置等、漁港を核とした生産基盤整備を推進する。また、漁港を中心として流通加工施設を整備するとともに、高鮮度流通システム、新規加工品等の開発・普及を進める。

(3) 工業及び新しい産業の地域的展開

1) 地域的展開の基本的方向

(工業及び新しい産業の発展)

国際的な相互依存関係の深化に加え、エレクトロニクス、新素材、バイオテクノロジー等の技術革新や情報化の進展、消費者ニーズの高度化、多様化等の環境変化により、工業の知識集約化の進行及びエンジニアリング、情報サービス業等の関連第三次産業の急速な発達など、我が国の産業構造は大きく変容していく。

この中で、工業は、生産形態において多品種少量生産化が進み、就業面においては直接生産部門の比重が減じ、研究開発等の間接部門の役割が高まる。また、加工組立型産業のウエイトの増大、鉄鋼業をはじめとする重厚長大型産業の合理化、多角化、高付加価値化、生活関連型産業の消費者ニーズに対応した高付加価値化等が進展し、業種構成は先端技術分野へシフトしていき、工業出荷額は、昭和60年の272兆円(昭和55年価格)から75年において480兆円程度へと着実に増加する。

他方、ソフトウェア等の情報関連サービス、設計、デザイン、コンサルティング等の専門サービス、専修学校等の人材育成サービス等の情報、知識、人材育成等に

関する新しい産業が急成長し、工業とサービス産業との融業化の中で、工業の知識集約化等の基盤となるとともに、それ自身、魅力ある雇用機会を創出していく。

(工業及び新しい産業の分散、再配置)

産業配置については、工業の地方展開は徐々に進展をみせているものの、大都市及びその周辺地域の工業集積が高く、地域間の偏りが見られるなどいまだ十分とは言い難く、また、研究開発機能や情報、知識、人材育成等に関する新しい産業の東京圏への集中が見られるので、今後、成長分野の工場の地方圏における新增設や地域における新規産業分野の開拓、研究開発等の高次機能や新しい産業の地方展開等を強く推進し、一層多くの雇用機会を確保する必要がある。また、高度な技術力を有する産業の成長など我が国経済の安定した発展のためには、地域の良好な産業立地環境の活用等有効な国土利用を進める必要がある。

このため、環境の保全に留意しつつ、工業再配置計画、テクノポリス構想の推進等により、工業生産機能の分散、再配置にとどまらず、研究開発機能等の工業に関連する高次機能や情報、知識、人材育成等に関する新しい産業の一極集中の是正、全国的な分散、再配置を推進する。

(地域の活性化のための産業振興)

地域の特性と条件に適合した産業の振興を図るため、地域の主体性と創意工夫を生かした産業おこしの流れを一層強化促進する。このため、地場産業等地域に根ざした産業について、地域の諸資源やソフトな事業手法を有効に活用しつつ、地域ぐるみで技術力、企画・デザイン力、市場開拓力の向上等を図る。また、地域経済、地域技術のけん引力となる先端技術産業の誘致、ベンチャービジネスの育成を積極的に進めるとともに、情報、知識、人材育成等に関する新しい産業について、工業立地と連携した育成を図る。さらに、共同研究の場の確保等により異業種間交流や、地元産業と新たに誘致した先端技術産業や新しい産業との間における多面的な交流・複合化を図るとともに、産学官の緊密な連携を強化し、地域全体への技術波及や新たな事業分野の拡大を図る。

特に、急速な成長が見込まれるソフトウェア業については、市場からの遠隔立地可能性を生かし、情報処理技術教育機関や経理、生産管理等の専門家に対する情報

第3節 新しい豊かさ実現のための産業の展開と生活基盤の整備

研修のための施設の充実による人材育成等により、誘致、育成を図る。

(国際化への対応)

今後の工業の地域的展開については、海外との協調と競合の視点が従来にも増して重要な要素になる。製品輸入、海外直接投資の拡大等により、これまでの加工貿易を中心とする国際分業体制から水平的な国際分業体制の形成を図り、積極的な産業構造の調整を図っていく必要がある。この過程で、国際競走力を失った産業分野の縮小、海外生産へのシフト等が生じ、雇用の減少等による地域の活力低下が懸念される。このため、技術革新の成果を生かした新分野の開拓やサービス産業の育成等を図りつつ、地域の産業、雇用に与える影響に対して柔軟かつ多角的な対応を図っていく必要がある。一方、外資系企業の立地については、地域振興上大きなインパクトをもつため、情報収集・提供機能の強化等、投資環境の整備等により、誘致の促進を図る。

2) 産業基盤の整備

工業や新しい産業の各地域での展開を図るため、用地、用水、港湾、高速交通等のハードな産業基盤に加え、工業立地の自由度の増大や産業構造の高度化の中で重要度を増している技術、情報、人材等のソフトな産業基盤を地方圏において重点的に整備する。

(用地、用水の確保)

工業用地については、高速交通体系へのアクセスの容易性、良質な労働力の存在、快適な都市的環境や美しい景観の存在、リゾート地域との近接等立地条件に対するニーズの多様化に対応する必要がある。この際、オーダメード方式の導入も図りつつ工業団地を整備するとともに、その分譲に際しては、リース方式の活用も検討する。

また、新しい産業を育成する場として、交通基盤や周辺環境に恵まれた市街地、都市近郊等において、通信施設、会議場等の共通施設を有する業務用ゾーンの整備を図る。

工業用水については、企業立地の内陸化、迅速化傾向に対応した小規模工業用水

道の整備を含む工業用水道の計画的な整備を図るとともに、海水淡水化、下水・産業廃水の再生利用等を進める。

(ソフトな産業基盤の整備)

技術基盤については、開放型試験研究施設、公設試験研究機関、ベンチャービジネス育成支援施設の整備、充実を図る。また、大学、国立試験研究機関の充実、共同研究施設の整備を図る。

情報基盤については、商取引等に関する情報流通のシステム化等地域の情報化を促進するとともに、技術、経済等に関する情報のデータベースの整備、研究機関等との情報ネットワークの構築等全国的な情報流通を促進する。

人材基盤については、高等教育機関、職業訓練施設、研修施設等の整備を図るとともに、連携を強化し職業能力の開発等に活用する。また、研究者、技術者等の地方定住を促進するため、生活環境の整備、全国的な産業雇用情報の提供の充実を図る。

3) ブロック別の産業の発展の姿

(産業・技術ネットワークの形成)

多極分散型国土の形成を産業面から推進するため、産学住の一体的整備を図るテクノポリスの整備、新技術の研究開発・企業化のための施設の整備、都市的な魅力やアメニティに富んだ研究開発用地の確保、研究機関や新しい産業の誘致・育成など各地域の主体的な取組みを促進することにより、特色ある技術集積の形成を図るとともに、それぞれの周辺地域において関連産業の集積を高める。また、北海道における寒冷地型のバイオテクノロジー、中部におけるファインセラミックス、近畿における医薬、ファインケミカル等のように、特色ある産業・技術集積のほう芽の見られる分野については、既存の大学や国立試験研究機関等を核に、共同研究施設の整備、研究開発協力の推進等により全国的な産業・技術拠点の形成を目指す。

さらに、技術・知識の融合化の動向を踏まえ、近接する地域間はもとより全国的にも相互の交流の密接化と連携の強化を図る。このため、試験データ等の情報へのアクセスを容易にするためのデータベースや研究機関相互の情報ネットワークの活用、研究者交流のための学会等の持ち回り開催や大都市圏の研究機関の研究者等の

第3節 新しい豊かさ実現のための産業の展開と生活基盤の整備

地方圏における技術指導等への活用、全国的な共同研究開発プロジェクトの実施、新技術、新製品の販路拡大のための技術取引情報の全国的流通や各地での見本市の開催の促進を図る。また、外国人研究者の招へいや国際研究協力により各地域と海外との交流を図る。

この過程を通じ、各地域が三大都市圏をはじめ他地域の集積を活用して活性化するとともに、我が国全体として、多くの産業・技術拠点が有機的に連なり、創造的な技術開発により国際的にも貢献する産業・技術ネットワークの形成を図る。

(ブロック別の工業の目標)

多極分散型国土の実現を目指して、工業の立地動向などを勘案し、ブロック別の工業出荷額、就業者構成比を図表 - 2 のとおり想定する。

図表 - 2 ブロック別の工業の目標(工業出荷額、就業者構成比)

ブロック	工業出荷額 (兆円)		製造業就業者構成比 (%)	
	昭和60年	昭和75年	昭和60年	昭和75年
北海道	5	13	2.0	2.9
東北	16	39	8.6	9.7
関東	93	148	33.6	30.9
東京圏	70	104	26.0	23.0
中部	64	107	21.6	20.7
北陸	7	14	3.0	3.4
近畿	51	83	18.1	17.4
中国	20	37	6.4	6.7
四国	7	15	2.8	3.1
九州・沖縄	16	38	6.9	8.6
全国	272	480	100.0	100.0

(注) 1. ブロック区分は図表 - 1 に同じ。

2. 工場出荷額は、昭和55年価格。

この目標を達成するため、産業基盤の整備等により主として次のような方向で工業の振興を図る。エレクトロニクス等の加工組立型工業をはじめとする工場の新規立地については、北海道、北東北、中・四国、九州等の立地条件を高速交通体系を

はじめとする基盤整備により改善し、分散立地を促進する。基礎資材型工業等の集約化に際しては、瀬戸内・北九州等における再活性化を図る。地場産業については、北海道の食料品工業におけるバイオテクノロジーの導入、北陸の繊維工業のファッション産業化等高付加価値化を図る。また、工業生産機能の分散・再配置に加え、研究開発機能や新しい産業について、地方圏に重点を置きつつ各地域において振興を図る。これらにより、各地域の産業の高度化、魅力ある雇用機会の確保の実現を図る。

4) 地域的課題への対応

産業調整の進展、海外直接投資の拡大等に伴う一部地域の深刻な活力低下に対処するため、構造的不況に陥っている造船、鉄鋼、非鉄金属をはじめ特定産業への過度の依存により地域経済の停滞が認められる地域及び今後停滞の生じるおそれのある地域については、人材、技術力等の既集積を有効に活用し、先端技術産業等の誘致・育成を図る。また、地域における技術力の向上、人的能力の開発を図りつつ、新たな雇用機会の創出につながる新産業分野の開拓を進める。さらに、状況に応じ、観光レクリエーション開発、海洋開発等新しい視点からの地域づくりを積極的に推進する。

国内炭生産の規模の縮小により地域経済の停滞が予想される新規閉山地域等については、隣接する地方都市を含めた企業誘致の推進に加え、地域資源を生かした1.5次産業や観光レクリエーション産業の振興等地域が主体となって行う新たな産業おこしを積極的に推進するとともに、中高年離職者等に対する職業訓練等を積極的に進める。

一方、大きな産業・都市集積を有し、地域開発上重要な役割が期待される新産業都市及び工業整備特別地域については、これまで地域発展の中核となってきた大量生産型基礎素材産業に低迷が見られることから、高付加価値産業の誘致・育成、それを支える高次機能の強化、魅力ある都市づくり等に配慮しつつ、その整備を推進する。

苫小牧東部地区及びむつ小川原地区の大規模工業基地については、我が国でも数少ない貴重な大規模工業適地であることから、所要の基盤整備を図りつつ、基幹資源型工業の立地にとどまらず長期的視点に立った有効利用を積極的に推進する。こ

第3節 新しい豊かさ実現のための産業の展開と生活基盤の整備

のため、苫小牧東部地区については、臨海・臨空性を生かしつつ、先端技術産業等の立地を促進するとともに大型実証実験施設の建設等多角的な活用策について検討を進める。むつ小川原地区については、核燃料サイクル施設の建設を進めるとともに、新技術を活用した産業等の立地を促進する。また、核燃料サイクル事業の技術の先端性、国際性等の特色を生かした多角的な活用についても検討を進める。

5) エネルギー施設の立地の推進

国際的な石油需給は現在緩和基調で推移しているものの、中長期的にはひっ迫化する可能性が強いため、石油の安定供給を確保するとともに、石油代替エネルギーの開発・導入や省エネルギーを推進し、我が国の石油依存度を低減する必要がある。その際、多様なエネルギー源を適切に組み合わせることにより、セキュリティの確保、コストの低減、ニーズへの適合を図る。

石油の安定供給のため、国家備蓄基地の早期完成等石油備蓄体制の強化を図るとともに、我が国の陸域、周辺大陸棚の石油、天然ガス開発の円滑な推進、エネルギーの導入基盤の整備を図る。

また、電力については、電源の多様化を推進するため、第一に、安全性の確保を最重点としつつ、原子力発電所の建設を着実に推進するとともに、商業用核燃料サイクル施設の建設等による核燃料サイクルの事業化、高速増殖炉、放射性廃棄物処理処分等の技術開発等を推進する。これらに際し、安全審査・検査、運転管理に万全を期するとともに、周辺防災対策の充実を図る。なお、放射性廃棄物貯蔵・研究施設について、調査の結果等を踏まえ、立地可能性の検討を進める。第二に、石炭火力発電所、液化天然ガス発電所等の建設を推進するとともに、海外炭の効率的な流通のためコールセンターの整備を図る。なお、電源立地が、需要地から遠隔化、偏在化する傾向にあるため、電気事業者相互間での電力融通、共同開発等広域的な対応による効率化を促進する。

さらに、太陽、地熱等のローカルエネルギー、発電の廃熱を地域給湯、地域冷暖房等に活用する熱電併給システム、熱供給事業等地域でのエネルギーの有効利用について、技術開発の推進及び地域の特性に応じた利用の促進を図る。

なお、原子力発電所等の立地に際しては、地域振興を図るため、長期的、総合的なビジョンに基づき、電源三法等の諸制度を活用しつつ所要の基盤整備を図るとと

もに、地域が主体となった産業おこしを促進する。また、エネルギー施設の立地に当たっては、環境保全に留意する。

(4) 長寿社会における生活の充実

1) 地域の教育・文化の活性化

(地域における生涯学習社会の建設)

今後、科学技術の進歩や経済社会の変化等に対応するため人々の学習ニーズが増大するとともに、自由時間の増大や経済社会の複雑化を背景に知的能力の発現、精神的な満足を求めるという傾向はますます強まる。このため、地域における学習機会の充実等により、家庭、学校、社会の三者が一体となった総合的な学習機会の整備を図り、ライフサイクルの各段階を通じてニーズに応じた学習ができる生涯学習体系を構築することが重要である。

初等中等教育においては、生涯学習の基盤をつくるものとしてその一層の充実を図る必要があり、自然や地域文化とのふれあいの体験や都市と農山漁村とのより深い理解等を目的として、小中学校の児童生徒が一定期間農山漁村に滞在して学習する事業を推進するとともに、廃校等の宿泊教育施設への転用や指導員の養成などの施策を進める。また、農山漁村の児童生徒が都市での生活を体験することができるようにするなど相互の交流機会の拡大を図る。

また、大学などの高等教育機関をリカレント教育の場として活用するため、社会人入学枠の拡大、公開講座の充実等の措置を講ずる。また、生涯学習センター等の整備を推進し、指導者の育成、学習に関する情報の提供等を行うとともに、学校、公民館、図書館などを成人の学習の場として総合的に活用するシステムを整備する。

情報手段の発達を最大限に活用し、図書館、博物館の機能連携システムの整備、ニューメディアを活用した学習関連サービスの提供など、教育・文化施設について、高度の情報・通信機能と快適な学習・生活空間を備えた生涯学習の拠点として活用する方策（インテリジェント化）を進める。

さらに、生涯スポーツの推進の観点から、人々が日常的、継続的にスポーツ活動を行うことができるようにするための施策を講じるとともに、高齢者が生きがいを持って充実した生活を送れるよう、高齢者に対する学習機会の整備や職業能力再開

第3節 新しい豊かさ実現のための産業の展開と生活基盤の整備

発のための施策を推進する。

(高等教育機関の適正配置)

生涯学習への意欲の向上に伴い、今後各個人の生涯を通ずる高等教育への需要はかなり高まると予想される。

現在、地域間にかなりの格差が見られる高等教育機会の均等化を進め、多様な経歴、年齢層の学習者が進んで学習活動を行い得る生涯学習社会にふさわしい学習機会の確保を図るとともに、地域の活性化に大きな役割を有する高等教育・研究機能の適正配置を図る観点から、地域の活性にも十分配慮しつつ、各ブロックにおいて専修学校(専門課程)を含めた高等教育機関の収容力(入学者数)の整備を図る。

このため、引き続き大都市圏の既成市街地における収容力の増大を抑制する一方、地方国立大学の充実、情報提供による高等教育機関の移転等の促進、放送大学の活用、地域の労働需要に即応した専修学校(専門課程)等の立地の促進その他の地方圏に重点を置いた高等教育機関の整備のための施策を講じる。さらに、研究者の需要増大や留学生の増加に対応するため、その充実が求められる大学院についても、全国的な配置に配慮しつつ整備を図る。

また、地方圏の国際化の促進の観点から、地方圏の高等教育機関や研究機関に積極的に留学生や外国人研究者を受け入れるため、快適な宿舎や日本語教育機関の整備を図る。

(文化・学術・研究基盤の整備)

全国的な文化施設について、地方都市の活性化にも十分配慮した整備を進めるとともに、地域において固有の文化をはぐくみ、広域的な交流の契機となり得る特色ある文化施設等を整備する。その場合、人材、情報の交流などを通じて文化施設等のネットワーク化を図るとともに、文化活動のリーダーの養成、芸術文化団体の育成など地域の文化活動の充実のための人づくり、組織づくりの施策を講ずる。

筑波及び京阪奈丘陵を文化、学術、研究等の拠点として整備するとともに、各地域においてその特性を生かした学園都市の整備を図り、これらを結んだ文化、学術、研究等のネットワークづくりを進める。

2) 保健・医療・福祉施策の総合的推進

(地域における保健・医療・福祉システムの整備)

地域住民が健康で安心した生活を送れるよう、保健・医療・福祉施設を国、ブロック、都道府県、広域的な生活圏及び市町村の各地域レベルにおいて、機能の分担と連携を図りながら、体系的に整備する(図表 - 3)。

その場合、高齢者比率が高まる過疎地域においては、必要な施設の整備に加え、巡回サービス等の機動的なサービスの提供を行い、核家族化が著しい大都市郊外においては、将来の高齢者人口の急増に備えた施設整備を行うなど、地域の特性に十分配慮した施策を講ずる。

国土全体やブロックレベルにおいては、高度先駆的医療を担うナショナルセンターやブロック機関の整備を図る。都道府県レベルにおいては、医療に関する計画や保健福祉に関する計画を策定することにより、地域のレベル・特性に応じた保健・医療・福祉施設の整備と施設間の連携を図る。また、市町村レベルにおいては、住民に密着した保健活動、日常的な健康管理や住宅福祉サービス等を提供することとし、これに関連する事務・権限については市町村に委譲する方向で検討を行う。

(ニーズの多様化に対応した施策の推進)

今後の医療・福祉システムは、利用者が慣れ親しんだ家庭や地域等の環境から切り離されずに利用できるよう、在宅対策に重点を置いた整備を図る。このため、ホームヘルプサービスの拡充を図り、デイサービスセンターやショートステイ施設を市町村レベル等で整備するなど、在宅高齢者の介護負担を軽減し、そのリハビリテーションを援助する施策を進めるとともに、高齢者のためのケア付き住宅の整備等を行い、国民の多様なニーズに対応する。

昭和75年には100万人を超すと予想されるねたきり老人等要介護老人の介護は大きな課題となる。在宅では十分な介護ができない高齢者のため、特別養護老人ホーム及び医療と福祉の機能をあわせ持った老人保健施設を地域福祉サービスの拠点づくりという観点にも配慮しつつ計画的に整備する。

高齢者の生きがいを高め、その能力を活用するため、生涯学習の場の整備、就業機会のあつ旋、趣味・スポーツ活動の振興などの施策を進めるとともに、国において、長寿社会関連の総合的な研究を推進する上で中心的な役割を果たす研究体制の

図表 - 3 地域レベル別の保健・医療・福祉施設の整備の考え方

対象区域	国レベル	ブロックレベル	都道府県レベル	広域的な生活圏域レベル 及び 市町村レベル	
保健			健康増進センター	保健所 市町村保健センター	
医療	国立がんセンター 国立循環器病センター 国立精神・神経センター 母性・小児医療に関する 国立高度専門医療センター	地方がんセンター 地方循環器病センター 等	高度医療施設 [先進医療、特殊な医療機器、発生頻度の低い疾病、専門性の高い救急医療] 3次救急医療施設 [救命救急センター (おおむね人口100万人当たり1箇所)] 救急医療情報センター	一般入院医療施設 [総合病院、がん診療、精神医療、リハビリテーション] 2次救急医療施設 [病院群輪番制病院、共同利用型病院] へき地中核病院 へき地医療情報システム 老人精神病棟	診療所 [プライマリーケア、家庭医] 1次救急医療施設 [在宅当番医制、休日夜間急患センター] へき地診療所 へき地保健指導所 老人保健施設
福祉	長寿科学に関する研究組織			特別養護老人ホーム等 老人福祉センター ディサービスセンター ショートステイ施設 精神薄弱児(者)福祉、児童福祉の入所施設及び訓練施設 身体障害者更生施設 療護施設、授産施設等 保育所、児童館等 身体障害者福祉センター	

(注) 本表における対象区域の区分は、標準的な例を示すものであり、整備に当たっては、各レベルの規模、特性等が十分考慮されるものである。

確立を図ることとし、医療・福祉サービスの向上に資する技術の開発普及に努める。

以上の施策の展開に当たっては、官民の役割を明らかにし、シルバー産業など民間活力の活用を図るとともに、ボランティア活動の促進などに努める。

障害者に対しては、在宅サービスや就労対策の充実を図り、社会参加を促進するとともに、生活訓練施設、授産施設の拡充を図る。

また、次代を担う世代の健全な心身を確保するため、母性・児童の保健・医療施策や児童健全育成施策の充実を図る。特に、女性の社会進出、核家族化等に伴い多様化する保育需要に対して夜間保育、延長保育等サービス内容の充実を図る。

3) 余暇・レクリエーションのための空間整備

(需要の高まりと余暇活動空間の充実)

労働時間の短縮、長寿化の進展等により昭和75年の国民一人当たりの余暇活動時間は、60年に比べおよそ1.6倍と大幅に増加する。この結果、各自のライフスタイルに応じた有意義な余暇の過ごし方の発見あるいは確立が、国民一人ひとりにとって重要なテーマとなる。

さらに、余暇活動の志向は、自然とのふれあいのほかスポーツ、文化、ボランティア活動など健康増進、自己啓発、社会参加等を組み合わせた複合的でクリエイティブなものへと大きく変化する。また、その内容も家族で参加するものや国際的な色彩を帯びたものなどへと深まる。余暇活動は、日常生活の領域で増大するとともに、交通条件の改善、情報化の進展、休暇の長期化等を背景に特色豊かな地域など広域的な領域へと一層拡大する。

このため、日常的な余暇活動のための空間については、身近な場での文化、趣味、スポーツ活動のための多様な施設づくり、サービスの提供に加え、学校施設の地域への開放等ソフトな施策を充実する。

週末あるいは長期の滞在や複合的な目的に応じるレクリエーションゾーンあるいはリゾート地域など広域的な余暇活動の空間について、既存の各種レクリエーション機能等の集積を活用し、環境との調和を図りつつ積極的に整備を進める。

(リゾート地域等の整備)

第3節 新しい豊かさ実現のための産業の展開と生活基盤の整備

地勢や植生、気候や四季の変化、歴史・文化・伝統、街並みや地場産業あるいは生活習慣や方言など、国土には地域それぞれの特色が満ちている。広域的な余暇活動の展開の場として、これらの特色や民間の能力を活用しつつ、海洋・沿岸域、森林、農村など全国に多彩なリゾート地域等の整備を促し、余暇需要の質的・量的変化に対応するとともに、地域アイデンティティの確立、地域の振興を図る。

その際、地域振興上リゾート地域の整備が特に有効である地域において、長期滞在型のリゾート地域として、各種の機能を有し、地域、世代、国籍を超えた多様な人々が、豊かな自然、新しい知識や情報、様々な価値観と接触することにより、新たな活力を醸成し広域的なふれあいの場となる独特なリゾート地域の形成を目指す。このリゾート地域では、交流の拠点を備え、その拠点から1時間程度で移動できる範囲にレクリエーション、スポーツ、温泉を利用した健康・保養（クア）などそれぞれ特色ある機能を持つ地区を複合的に備え、さらに遊歩道、サイクリングロード、水上交通などを含む各種の交通手段で各地区を連携する。

地域振興上の課題を抱えながらも、清流、温泉、森林・山地、海岸、歴史など特色が豊かで、総合的な機能の整備によって交流の場としての魅力が飛躍的に増大する地域において、地域の特色を積極的に表現する施策を実施しつつ、このようなリゾート地域の整備を促進する。

第4節 定住と交流のための交通、情報・通信体系の整備

(1) 国土の一体化と国際交流の促進

交通、情報・通信体系は、国際間、地域間の交流を活発化し、諸機能の分散や地域の発展を促す戦略的、先行的手段となる。特に、今後の交通、情報・通信体系の役割として、それぞれの地域を有機的に結び国土の一体化を図るとともに、各地域と世界との連絡を強化することが重要である。この観点から、交通、情報・通信体系の整備は次の基本的方向に沿って行う。

世界に開かれた国土の形成と国際社会における我が国の役割の遂行のため、地域と諸外国とを結ぶ国際的な交通拠点、情報・通信拠点の形成を進めるとともに、これらの拠点へのアクセスの向上を図る。

地域間の競争による発展あるいは地域間の分担と連携関係の深化を図るため、高速交通サービス、効率的な物流サービス、高度な情報・通信サービスの全国的な普及を図る。また、利便性が高く、活力ある地域社会の形成を図るため、地域内の交通、情報・通信体系の充実、高度化を推進する。

円滑な交流と不測の事態に対する安定性を確保するため、施設容量の不足や需要の増大に対応した施設の整備を進めるとともに、大規模地震等の災害や事故・犯罪に対して強じんて安全な体系の構築を図る。

なお、以上の交通、情報・通信体系の整備に当たっては、人流、物流及び情報流の長期的な動向を踏まえつつ、公的部門と民間部門との適切な役割分担の下に多様な主体により、低コストで高い効果を発揮するネットワークの形成に努めるとともに、選択性の高い体系の整備を推進する。

(2) 交通体系の整備

1) 整備の目標

21世紀初頭に向けて、交通に対する人々の要請は大きく変化する。国際間の移動が日常化し、その利便性の向上が求められる。国内の移動については、行動領域の拡大、旅行回数の増加とともに高速性が求められる一方、移動目的の多様化を反映して、選択的な手段の存在に価値を置く傾向も強まる。国内及び国際貨物の輸送の分野においても、手段、時間等を任意に選択できる輸送サービスが求められる。ま

第4節 定住と交流のための交通、情報・通信体系の整備

た、旅客、貨物を通じて地域を越えた移動が頻繁になり、量的にも拡大することに伴い、信頼性の高さが交通体系の重要な要件となる。

21世紀の交通体系の形成に当たっては、これらの要請に対応して、以下の目標の下に、適切な競争と利用者の自由な選択を通して、各交通機関の特性が生かされた体系の実現を目指す。これらの体系の形成に際しては、交通公害の未然防止、安全で円滑な交通の確保に努めるとともに、地域の環境改善に資するものとなるよう配慮する。

(国際交通機能の強化)

国際空港等大都市圏における国際交通施設を強化するとともに、国際航空定期便、外貿定期船の就航する空港、港湾の地方展開を進め、また、これら国際交通拠点へのアクセスの改善を推進することにより、地方圏における国際交通利用の利便性を向上させる。また、西太平洋地域において我が国が果たしている国際旅客・貨物の中継拠点としての機能を強化する。

(全国1日交通圏の構築)

「全国1日交通圏」の構築のため、全国の主要都市間の移動に要する時間をおおむね3時間以内、地方都市から複数の高速交通機関へのアクセス時間をおおむね1時間以内にすることを旨とする。貨物については、輸送時間の短縮とともに、輸送に要する時間が正確で予定輸送の可能な圏域を全国へ拡大することを旨とする。

また、活力ある地域社会を形成するため、様々な日常活動の円滑な展開を支援する地域交通の充実、高度化を目指す。

(交通網の安全性の向上)

地域間の相互依存関係の拡大に伴い、交通網の安全性を確保することがますます重要になっていることから、大都市相互など国土の中核部において、複数ルート、複数機関による多重系交通網を形成し、施設容量の不足による交通機能の低下や、施設の更新作業あるいは大規模な災害等の発生による交通の途絶が生じないよう安定性の向上を図る。

2) 国際交通体系の形成

a . 国際交通体系の長期構想

国際航空交通については、東京、大阪等の国際基幹空港を中心に、国際定期便の就航する地方空港を含め、およそ15箇所の空港の機能を整備することにより、国際交流の機能を強化する。

国際海上交通については、東京湾、大阪湾、伊勢湾の三大湾の港湾を中心として、地方圏の主要な港湾も含め、およそ15地区の拠点的な港湾により、我が国の国際海上交通網を形成する。

b . 国際交通体系形成のための計画期間中の施策

関西国際空港の供用、新東京国際空港の完成を図るとともに、仙台、広島等全国の主要な空港の拡充・整備を進め、国際交流機能を強化する。

なお、航空需要の動向、採算性等を見極めながら、関西国際空港の全体構想を推進するための調査を進める。また、21世紀初頭における我が国の国際航空網の充実を図る上から、航空需要の動向等を見極めつつ、中部圏等における対応策について調査を進める。

三大湾における外貿コンテナふ頭の大水深化等、機能の強化を図るとともに、日本海中部沿岸、北部九州地域等における主要な港湾において、コンテナターミナルの整備を進める。また、原材料輸送の停滞、製品輸送の拡大に対応するため、水面貯木場等原材料取扱施設について親水性の活用に配慮しつつ港湾再開発を進めるとともに、それぞれの地域の中心となる港湾において多目的な大型バースを整備し、地方圏における外国貿易を促進する。さらに、アジア諸国等を対象とした国際物流中継機能の強化を図る。

基幹的な国際空港、国際港湾では、地球規模の利用を可能とするため、24時間運用体制の実現に努める。

なお、これらの施設を効率的に利用するため、道路、鉄道等の整備やコンピューター航空の導入などによるアクセスの改善を図る。

3) 国内幹線交通体系の形成

a . 国内幹線交通体系の長期構想

第4節 定住と交流のための交通、情報・通信体系の整備

国内の幹線交通体系については、全国1日交通圏を構築するため、地方都市相互間の連絡や地域の一体化を促す交通網の形成に重点を置きつつ、高速交通機関の空白地域を解消し、全国土にわたって高速交通機関の利用の利便性を均等化することを目指す。また、主要地域間における多重系交通網の形成に努める。このため、長期的に以下のとおり構想する。

(幹線道路)

全国的な自動車交通網を構成する高規格幹線道路網については、高速交通サービスの全国的な普及、主要拠点間の連絡強化を目標とし、地方中枢・中核都市、地域の発展の核となる地方都市及びその周辺地域等からおおむね1時間程度で利用が可能となるよう、およそ1万4千キロメートルで形成する。

それらの路線は、既定の国土開発幹線自動車道及び本州四国連絡道路のほか、国土を縦貫する日本海沿岸縦貫自動車道、東九州縦貫自動車道等の路線、国土を横断する中部横断自動車道、紀勢自動車道、東四国横断自動車道等の路線、大都市圏の環状体系を形成する首都圏中央連絡自動車道、東海環状自動車道等の路線、国土を縦貫し横断する路線の連携を図り、あるいは国土の主軸から離れた地域の一体化を図る三遠南信自動車道、能越自動車道等の路線等、別表(巻末)に掲げる路線で構成される。

我が国の幹線道路網は、これらの高規格幹線道路のほか、これと一体となって機能する主要な道路から構成される。

(高速鉄道)

高速鉄道網については、中距離、大量輸送機関としての鉄道の特性を生かし、大都市圏、地方中枢都市及び主要な地方中核都市を相互に結ぶ路線により構成される。このうち新幹線については、全国新幹線鉄道整備法に基づく既定計画路線を基本としつつ、社会経済の動向、新たな鉄道事業体制への移行の成果、あるいは技術の進歩等を見極めながら対処する。

(空港)

国内航空網については、大都市圏における主要空港、地方空港及び離島における空港を利用した航空路線により、基本的な航空網が形成される。

さらに、他の高速交通機関の整備が進められても航空輸送サービスをおおむね1

時間程度で享受することができない、地域の発展の核となる地方都市等を中心とするおよそ50～70地区について、成立可能性を検討の上、小型機用空港あるいはヘリポートを利用したコミューター航空の導入を進めることにより、全国の航空網が形成される。

(港湾)

海上交通については、港湾相互の機能分担と広域的な連携を重視しつつ、ユニットロード輸送の基幹となる流通基地としておよそ30地区における拠点港湾及び補完的港湾により、太平洋（瀬戸内海を含む。）、日本海、東シナ海、オホーツク海を有機的に結合する全国海上輸送網を形成する。

b. 国内幹線交通体系形成のための計画期間中の施策

国内幹線交通体系形成のための計画期間中の施策については、長期構想を踏まえて、以下のとおり計画する。

(幹線道路)

高規格幹線道路網については、地方圏の発展基盤、大都市圏の放射・環状機能、緊急を要する既供用区間の機能等の強化に重点を置きつつ、既定の国土開発幹線自動車道7,600km及び本州四国連絡橋3ルート of 概成を含め、おおむね8,000～9,000kmの整備を推進する。高規格幹線道路の整備に当たっては、国土開発幹線自動車道としての整備のほか、その他の道路事業の活用を図る。また、段階的な整備方式の導入、既存道路の活用等により、効率的な整備の推進を図る。

高規格幹線道路網と一体となって全国の幹線道路網を構成する主要な道路については、地域相互間及び拠点都市と開発地域間の連絡強化、高速交通体系へのアクセス向上、地方中枢・中核都市等周辺における地域内交通との分離などを重点に、交通需要の多い路線の多車線化、未改良区間の解消等を進め、全国幹線道路網の体系的整備を推進する。

また、交通安全施設の充実等により、走行環境を改善し、ネットワークの有効活用を推進する。

第4節 定住と交流のための交通、情報・通信体系の整備

(高速鉄道)

総合的な高速交通体系の中で、輸送需要に即したより効率的で質の高い鉄道輸送体系の整備を図る。

このため、全国新幹線鉄道整備法に基づく整備計画5線については、国鉄改革の趣旨をも考慮して、逐次建設に着手する。

また、在来線における速度向上、新幹線との乗継ぎの改善等を図り、新幹線と在来線が一体となった広域的な鉄道網を形成する。

さらに、中央新幹線について長期的視点から調査を進めるほか、磁気浮上式鉄道など新しい技術の開発や建設コスト低減のための既存技術の高度化を進め、質の高い鉄道システムの実現を目指す。

(空港)

東京圏及び関西圏においては、東京国際空港の沖合展開事業の完了、関西国際空港の供用を図ることにより、地方圏との航空サービスの拡充に資する。さらに、コミューター航空等新たな航空への要請に対応するための方策について調査を進め、その結果を基に適切な対応を図る。

なお、増大すると予想される航空需要に対応するための方策について、長期的視点に立って検討する。

地方圏において、航空需要の増大、高速性などの要請に対処するため、函館、南紀白浜等の空港の大型化、ジェット化のための整備を進める。これらに加え、安全の確保と航空交通容量の拡大のために航空路の整備等を進め、また輸送コストの総合的な低廉化を図る。

航空輸送サービスを容易に享受できない地域について、他の高速交通機関の利用可能性、航空需要の動向、投資効率等について検討を進め、その結果を踏まえ、整備の必要な地域については需要規模等に応じて地方空港、小型機用空港あるいはヘリポートの整備を図る。

コミューター航空のための小型機用空港あるいはヘリポートについては、その在り方について総合的に検討し、その結果を踏まえて整備を図る。また、コミューター航空の円滑な導入を推進するため、地域の創意と工夫を加えつつ、航空保安施設の整備等による安全性の確保や乗員の確保、機材の有効活用、定期航空との乗継

ぎの円滑化等のほか、ベース輸送量の開拓等により利用水準の確保を図るなど、運航体制の確立に努める。ヘリポートの整備によって、旅客輸送、貨物輸送、災害時の緊急輸送等、機動性に富み自由度の高い航空輸送の実現を図る。

(港湾)

舞鶴、宮崎等幹線航路の基幹となる流通拠点港湾において、ふ頭間及び港湾と背後の幹線道路等との円滑な連結の確保を図りつつ、ユニットロードターミナル等の高能率な貨物流通施設の整備を進め、効率的な海上輸送網の形成を図る。また、輸送の安全を確保するため、避難港の整備、狭水道の拡幅等を推進する。なお、物流機能の高度化と合わせ、高質化、多様化する要請にこたえるため、民間活力を活用しつつ再開発を進め、親水機能の向上等を図るほか、国際会議場、国際見本市場、テレポート等の新たな機能の展開と調和を図りつつ、総合的な港湾空間を創出する。

幹線道路の体系を踏まえて、常陸那珂港、清水港等の整備を進め、東京湾における負荷を軽減するなど、三大湾においては、総合的な計画に基づき湾内諸港及び湾外の港湾と適正な機能分担を図りつつ、広域的な港湾を形成する。また、稚内、鳥羽、萩等の地方圏の港湾において、適正な物流機能の強化を図るとともに、食品加工等地域の産業振興に資する整備や各地域との連携を考慮したマリーナ、観光船ターミナルの整備等により、地域の活性化を促進する。

(総合的な整備の推進)

交通体系の整備に当たっては、既存の手段に加え、磁気浮上式鉄道、STOL あるいは高規格幹線道路を利用する高速バス等の様々な手段を地域の特性に応じて選択的に導入し、各種の交通機関がそれぞれの特性を十分に発揮できる相互補完的な交通体系を構築する。また、空港、港湾と高規格幹線道路あるいは高速鉄道との接続など交通機関相互の連絡や都市から各交通施設へのアクセスを強化する。

安全な交通体系を形成するため、道路、鉄道の交通安全施設、航空機、船舶の航行援助施設等を拡充・強化する。さらに、交通体系の整備に当たっては、自然・生活環境、歴史的環境に与える影響について、事前に十分な調査検討を行い、幹線交通施設周辺の土地利用、障害防止等の対策を含めた諸対策を充実し、関係住民の理解と協力を得つつ推進する。

第4節 定住と交流のための交通、情報・通信体系の整備

4) 地域交通体系の形成

地域交通においては、著しい混雑や渋滞など需要と交通容量のアンバランスの解消や全国1日交通圏構築のための幹線交通への連結の強化、日常交通の利便性向上などを図ることにより、新たな地域づくりを誘導しつつ、ハイモビリティ化に対応した地域交通体系を形成する。

なお、交通施設の整備を円滑に進めるため、交通施設と周辺の土地利用との整合を図るとともに、交通施設整備に起因する開発利益等の外部経済効果を、負担金等を介して還元するなどの方策について検討を進める。

a. 大都市圏における地域交通体系の整備

大都市圏では、幹線交通とのアクセスの改善を図るとともに、鉄道の混雑、道路の渋滞を緩和すること、核都市等周辺地域の育成を促すこと、特に東京圏では都心一点集中構造の改善を誘導することを重点に交通施設の整備を進める。

鉄道については、常磐新線など都心付近から放射方向の路線の新設や税制上の特例措置等を活用しつつ複々線化等の線路増設を行うとともに、これらの路線と一体となってネットワークを形成する環状路線の整備あるいは列車の増発等により、その利便性の向上を図る。これらを進める一つ的手段として、貨物線の旅客線化を進める。鉄道駅等を、各種公共サービスや情報サービス等の機能を備えた複合ターミナルとして整備し、移動の合理化、交通流の安定化に資する。

道路については、幹線交通へのアクセス路線、主要幹線道路相互あるいは周辺地域相互を連絡する環状路線、都市内の主要拠点及び新たな発展の核となる拠点を相互に連絡する路線に重点を置き、自動車専用道路等の基幹的な道路の整備を進める。この場合、沿道との一体的整備により、沿道環境の向上を図るとともに幹線道路の効率的な整備を推進する。安定的な道路交通を確保するため、渋滞の激しい交差点の立体化、鉄道との連続立体交差化、交通安全施設の整備、道路交通情報サービスの高度化、駐車施設の整備等を行う。

バスについては、走行環境改善のための道路整備や専用・優先レーンの拡大、路線総合管理システム等の導入、あるいは運行回数の増加、運行時間帯の拡大等を総合的に推進し、都市内のバスサービスの向上を図る。

また、空港アクセスの整備、駅前広場など駅周辺の整備、鉄道の相互乗り入れ等を進め、交通機関相互の連絡性を改善するほか、河川、運河等を利用する水上バス、都心部におけるヘリポートの整備等により機動性の高い交通手段を確保する。

人口が引き続き増加している大都市周辺地域では、需要動向に応じ、バス路線網の充実、新駅の設置、鉄道あるいは新交通システム等の新設を行う。

b. 地方都市圏における地域交通体系の整備

地方都市圏等においては、中心都市の安全で快適な交通環境の形成と周辺地域におけるモビリティの確保が課題となる。このため、公共交通機関の活性化及び道路混雑の緩和を図ること、幹線交通と都市、周辺地域との連絡の改善を図ることを重点に交通施設の整備を行う。

公共交通機関の活性化を図るため、鉄道については、新駅の設置、列車の増発、速度向上あるいは新幹線との接続性の改善等、地域に根ざしたサービスの提供により、利便性の高い鉄道輸送の実現を目指す。バスについては、路線網の充実や道路整備、専用・優先レーンの拡大、あるいは各種の施策を総合的に展開することにより、サービスの向上を図る。また、都市の規模や特性に応じ、地下鉄、新交通システム等の導入を検討する。さらに、乗継施設等の整備により鉄道、バス、二輪車、乗用車等の交通機関相互の連絡性を改善する。

幹線交通と都市、周辺地域との連絡を改善するため、幹線交通へのアクセス道路の重点的な整備、中心都市と周辺地域を連絡する道路の整備を推進するとともに、通過交通を排除し都市集中交通を分散するバイパス・環状道路に重点を置き、基幹的な道路の整備を進める。

円滑な道路交通を確保するため、公共交通機関の活性化とともに、渋滞の激しい交差点の立体化、道路と鉄道の連続立体交差化、道路交通情報システムの整備等を推進する。また、市街地での安全で快適な歩行者空間を確保するため、一定の区画あるいは路線で周辺の道路や駐車場等の整備とあわせて一般車の通行を制限するゾーンシステムやトランジットモール等の導入を促す。

都市圏から離れ交通需要の少ない地域では、観光レクリエーション開発等需要の拡大の工夫と運営の合理化等を進めることにより、既存の鉄道、バス等の活用を図る。また、乗合タクシー、デマンドバス、レールバス、通勤航空など適切

第4節 定住と交流のための交通、情報・通信体系の整備

な交通手段及び運営方式を選択し、人々の移動の手段を確保する。

地方都市圏間及びこれと農山漁村部との交流を促進するため、峠越え道路等の改良、危険箇所及び通行困難箇所の解消や道路拡幅等走行条件の改善など、移動時間の短縮に資する道路整備を進めるとともに、交通安全施設の整備や道路休憩施設等の充実により、利用者の安全性、快適性を向上させる。

さらに、豪雪地帯では冬季交通の不安定さが地域の生活や経済活動に重大な障害となることから、堆雪帯、消融雪施設などを備え多量の降積雪に対応できる道路や気象予報を取り入れた道路交通情報システムの整備を進めるとともに、除雪体制の強化により冬季の円滑で安定した交通を確保する。

患者輸送など緊急を要するものについて、ヘリコプターなど臨機に対応できる輸送手段の確保及び施設の整備を検討する。

5) 高度な物流システムの形成

消費者ニーズの多様化に対応した多品種少量の生産や流通、物流を含めた生産の合理化等に伴い、物流も小口高頻度化、ユニット化、到着時間指定等へ質的に変化するとともに、その形態も複合一貫輸送が国際間の物流を中心に進展する。また、所得の向上、生活意識の変化や、宅配便、引越輸送など物流サービスの一層の充実により、消費者物流市場が更に成長する。

この物流の変化、進展に対応して、国内さらには国際的にも高速性に加えて定時性が確保され、輸送、保管から商的流通、情報提供に至るまで幅広く質の高いサービスを提供する高度な物流システムの形成を促進する。

このため、港湾、空港、流通業務団地、貨物駅等の物流拠点相互を結びまたこれらと連結する幹線道路の強化を図るとともに、効率的な輸送を確保する幹線道路網の形成に努め、さらに、ピギーバック等の新しい輸送技術の活用を検討も進め、円滑、迅速な貨物輸送の実現及び複合一貫輸送の進展に対応する。また、倉庫、トラックターミナル等については、保管、荷さばき機能のみならず加工、展示等の機能も加えた多機能な物流施設としての整備を促進するとともに、情報システム化、機械化等の技術革新に対応して、港湾管理システムやふ頭の整備、倉庫の自動化等を進めるなど、物流施設の高度化を図り、物流サービスの拡大・充実を促進する。

(3) 情報・通信体系の整備

1) 整備の目標

情報化の進展は、企業間の複合的なネットワーク化や家庭における多様な情報・通信メディアの普及等を通じ、地域間の時間と距離を克服し、様々な局面での交流の可能性を拡大する。このため、諸機能の地方分散や地域の発展を促す戦略的、先行的基盤の一つとして、高度な情報・通信体系を整備していく必要がある。これらの整備に当たっては、自由で公正な競争条件の下で、民間部門の創意と工夫によって進めることを基本とし、公的部門と民間部門の適切な役割分担により、民間活力の適切な支援・誘導を図る。

これらの整備の基本的方向として、以下の目標を掲げる。

(ランダムアクセス情報圏の構築)

全国土を、任意の地域相互間で様々な情報に自在にアクセスし、自由なコミュニケーションを可能とする圏域 - ランダムアクセス情報圏 - とする。このため、様々な情報・通信メディアやシステム、情報・通信拠点の全国的な普及・展開を促すとともに、人々が情報を入手あるいは伝達する際の情報・通信コストの総合的な低廉化を促す。

(国際化に対応した情報・通信機能の強化)

国際化に対応した情報・通信機能の強化を全国的に展開するため、国際情報・通信体系の高度化を進めるとともに、世界と地域とを直結する情報・通信拠点の地方展開を図る。また、国際的な規格への準拠等世界に開かれた情報・通信基盤の整備に配慮する。

(強じんて適応力に富む情報・通信基盤の形成)

高度情報化に伴い、情報・通信への依存が一層高まる中で、拡大する社会のぜい弱性に対応し、強じんて適応力に富む情報・通信基盤の形成を促す。このため、情報・通信体系の安全性・信頼性の向上を促進するとともに、高度情報化への円滑な対応を図るための諸施策を推進する。

第4節 定住と交流のための交通、情報・通信体系の整備

2) 高度な国内情報・通信体系の形成

(サービス総合デジタル網 (ISDN) の全国展開)

光ファイバー、衛星通信等の新たな伝送手段を活用し、多様な電気通信事業者によるデジタル網の構築を促進するとともに、各種の通信サービスを包括し、効率的に提供するサービス総合デジタル網 (ISDN) の全国的形成を促す。また、これを活用して、高度で多様な情報・通信サービスの展開を図る。

これらの整備に当たっては、現在、需要が低く事業者の積極的参入を期待することが困難な地域についても整備の促進が図られるよう、経済的なサービスの提供を可能にする技術開発の促進や地域が主体となった潜在需要の喚起など、所要の施策を展開する。また、競争的市場や著しい技術革新の成果を背景とした情報・通信コストの総合的な低廉化を促し、地域間情報格差の解消を促進する。

(地域における情報・通信基盤の整備)

情報の伝達、処理、蓄積、生産といった地域の情報アクティビティの向上を促すため、各地域の自主的な展望の下で、地域の特性に応じた情報・通信基盤の整備を定住圏等のレベルにおいて総合的、計画的に推進する。

CATV 網の整備を進め、利用の高度化を図るとともに、ビデオテックス、文字放送などの新たな情報・通信メディアの普及やデータベースの構築を促す。また、多様な無線システムの普及を通じて移動体通信の充実を促し、交流の活性化に対応した基盤の整備を促進する。

これらを活用して、地域の産業振興、生活の利便性の向上、個別課題の解消を促す各種の情報・通信システムの整備を推進するとともに、観光・地場産品等地域特有の情報や科学技術・学習情報等について、地域から全国に向けた情報提供を促す。

これらの推進に当たっては、情報化を推進するための人材の育成を推進するとともに、地域間のソフトウェアの相互利用やシステムのネットワーク化を促すなど、地域を越えた効率的なシステムの構築及びその広範な利用を促進する。

テレビジョン放送の多局化や難視聴対策の推進、民間FM放送の全国普及、衛星放送の充実、ハイビジョンの普及等を促進し、地域に根ざしたサービスの展開に留意しつつ、放送サービスの高度化・多様化を図る。

(地域における情報・通信拠点の整備)

衛星通信施設や高度な情報処理施設を核として共同利用施設や業務用施設を一体的に整備することにより、高度な情報・通信機能を効率的に提供する情報・通信拠点の整備を東京湾、大阪湾臨海部等の大都市及び地方中枢都市等において推進する。この際、ネットワークの形成により、拠点内外及び拠点間のアクセスの向上を促すとともに、国内のみならず、世界と地域とを直結する。

また、新たな情報・通信メディアの地域への定着の場として、共同利用施設や展示・研修施設の整備を各地域の自主的な取組みの下で推進するとともに、駅、郵便局等の既存の公共施設の活用を図る。

3) 高度な国際情報・通信体系の形成

増大する国際情報・通信需要や我が国が世界において果たすべき役割を踏まえ、国際通信分野においても、競争的な電気通信事業体制の下で、高度な情報・通信体系の形成を促す。このため、通信衛星、光海底ケーブル等を用いた伝送路の充実を促すとともに、ISDN 化の推進、開発途上国に対する積極的な国際協力により、国際通信網の高度化を促進する。また、国際付加価値通信の展開など、低廉で多様な情報・通信サービスの展開を図る。

円滑な国際情報流通を促すため、データベースシステムの充実やテレビジョン等の映像情報の提供を推進する。また、我が国に対する諸外国の正しい理解、認識を深め国際協調に資するため、海外中継の拡充等による国際放送の充実・強化を促す。

4) 強じんて適応力に富む情報・通信基盤の形成

(情報・通信体系の安全性・信頼性の向上)

自然災害や人為的災害による情報・通信の途絶な混乱を回避するため、伝送路の多ルート化、環状化や各種情報・通信センターのバックアップ機能の充実など代替機能や補完機能の強化を促すとともに、衛星通信の活用、通信回線の地中化、データ伝送・保管時の暗号化等を促進する。また、このための設備や運営管理に関する安全性・信頼性基準の充実及びこれに基づく対策を促進する。さらに、大規模災害

第4節 定住と交流のための交通、情報・通信体系の整備

時等に必要となる重要通信を確保するため、早期復旧体制の強化を図るとともに、防災通信網の普及・高度化を促進する。

(高度情報化への円滑な対応)

あらゆる人々が情報・通信を一層身近に、かつ安心して活用できるよう、個人情報保護のための制度面における対策を推進するとともに、相互接続を可能とするための技術条件の整備を図る。また、容易に操作ができる機器の開発を進めるとともに、学校教育や社会教育等における情報・通信システムの導入等を通じ情報活用能力の育成を図る。ソフトウェア需要の飛躍的増大に対処するため、ソフトウェア生産工程の自動化やソフトウェア従事者の育成を推進する。さらに、素子技術や衛星通信・光通信技術の高度化に関する研究、人工知能や周波数資源の開発など、多様なニーズにこたえる応用技術、あるいは、これを支える基礎技術についての研究開発を一層推進する。

第 章 特定地域の活性化とブロック別開発・整備の方向

第 1 節 特定地域の活性化

(1) 豪雪地帯

豪雪地帯は国土の約52%を占め、また、総人口の約18%を擁し、社会経済的に重要な役割を担っているが、冬期の著しい降積雪等により、産業の発展や住民の生活向上が阻害され、依然として若年層を中心とした人口の流出や高齢化が進展している地域も多い。他方、豪雪地帯は、豊かな土地、水資源や優れた自然環境等に恵まれており、これらを有効に活用し、豪雪地帯の活性化を図ることは、21世紀への国土づくりにとって不可欠の課題である。

このような観点から、今後一層の克雪対策の充実を図るとともに、雪を資源として積極的に活用し、雪国の特性に応じた定住及び交流のための条件整備を進めることが重要である。

(冬期交通の確保と地域別克雪対策)

冬期における安全で円滑な交通を確保するため、積雪地域の構造規格に適合した道路の整備、市町村道や歩道も含めた道路、鉄道、空港等の除雪体制の強化、防雪施設、流雪溝等の整備を推進するとともに、これに関連する技術開発を進める。

都市部においては、市街地再開発、土地区画整理事業等により、オープンスペースの創出、堆雪スペースを考慮した広幅員道路の整備、電線等の地中化、流雪溝や消雪施設の面的整備等を一体的に行うなど、雪に強いまちづくりを積極的に推進する。

農山村集落においては、集落内の日常生活道路の除排雪、消融雪施設や共同無雪駐車場等の整備を推進し、冬期の集落機能の維持向上を図る。また、雪崩等の防災対策を強化するほか、冬期医療の確保、特に救急医療体制の整備を図り、冬期も安心して生活できる地域環境を整備する。

また、冬期交通の確保や防災体制等の強化に当たっては、高度情報・通信システムの積極的活用を図る。消融雪施設の整備に当たっては、地盤沈下等の防止に配慮

第1節 特定地域の活性化

する。

(屋根雪等の処理対策と克雪用水の確保)

地域住民の相互協力の下に安全で効率的な屋根、家屋周辺等の雪処理活動を行える体制を確立するとともに、雪下ろしを必要としない各種住宅の開発、普及を図る。

克雪用水の安定的確保を図るため、ダムや貯水施設の整備、導水路や流雪機能をもった下水道、河川等のネットワーク整備を進めるほか、地域における総合的な水の有効利用について検討を行う。

(利雪)

豪雪地帯の活性化を図るため、雪国の特性に応じた農林業の振興及び地場産業の育成を図るとともに、先端技術産業をはじめとする産業の導入を進める。また、利雪型公園の整備、スキー場等を核としたレクリエーションゾーン、リゾート地域の開発、雪を題材にしたイベントやシンポジウムの開催等を推進し、親雪、利雪の活動及び国内外との交流の活発化を図る。

さらに、克雪・利雪技術の開発や利雪型産業の育成のための総合的な研究・調査体制を強化する。

(2) 離島

離島は、地理的特殊事情に起因する制約により、経済的、社会的諸条件等の面において他の地域より低位にあり、住民の生活条件の向上のため、交通、情報・通信の利便性を高め、生産、生活の場を充実するなど総合的居住環境の整備を推進するとともに、今後の発展を担う人材の育成を図ることが重要である。また、近年の余暇需要の増大、自然志向の高まりの中で豊かな自然的、歴史的環境を積極的に活用した観光開発及び本土等との交流を推進するとともに、200海里体制下における海洋の利用・開発拠点としての条件整備を進める必要がある。

(交通、情報・通信による隔絶性の克服)

交通体系については、離島の特性に応じて、港湾、空港、道路及び架橋等交通施

設を体系的に整備し、船舶の大型化・高速化の促進や運航回数の確保、コンピューター航空の活用等を通じ、島外との交通を、また、道路網の整備等により、島内の交通を総合的かつ安定的に確保する。高度情報化に対応した情報・通信基盤の整備を進め、活力あるコミュニティの形成に資するとともに、他地域との交流促進を図る。

(特性を生かした産業振興)

産業振興については、漁港、沿岸漁場、農地、農林道等産業基盤の整備、産業の担い手の育成、豊富で特色ある農林水産物等の高付加価値化、流通機構の近代化等により、農林水産業をはじめとする地域産業の振興を図る。水産業については、高級魚介類の増養殖の振興を図るとともに、離島の地の利を生かし、水揚げ、空輸体制の拡充により、沖合漁業の中継基地としての整備を進める。農林業については、海洋性気候等を積極的に活用した特色ある農林産物の生産及び加工等の振興を図る。さらに、観光産業については、離島の特性を生かした海洋性リゾートの整備を図るとともに、地域産業との連携を強める。

(生活環境の改善と安全性の確保)

生活環境については、水道、廃棄物処理、教育、文化等生活環境施設を整備するとともに、救急医療対策の強化を含め、医療の確保を図る。また、治山、治水、海岸保全等の国土保全施設の整備を図るとともに、島民への連絡体制を含めた総合的な防災対策を推進する。特に、自然災害の危険の多い地域については、災害等緊急時における対策に特段の配慮が必要である。さらに、深刻な水不足に対処するため、海水淡水化、他地域からの導水、地下ダム等により、水の安定供給の確保を図る。

(離島の新しい展開)

近年の200海里体制の定着や海洋への関心が高まる中で、離島はその周辺海域を含めた海洋資源の開発、海洋空間の利用や管理等のための拠点として従来にも増して重要な役割を担うべき状況を迎えている。そこで、海洋開発を通じ、離島の新しい展開を図るため、今後の発展を担う人材の育成はもとより、離島の特性に応じ、

第1節 特定地域の活性化

研究機関の誘致を含め、海洋開発のための拠点整備にかかるプロジェクトについて検討、調査を進める。

特に、外海離島である奄美群島及び小笠原諸島については、特有の亜熱帯気候や我が国南端に位置する地理的特性を生かした振興開発を推進することが重要である。

(3) 半島地域

半島地域の多くは、豊かな自然資源に恵まれているものの国土の幹線軸から遠く離れ、平地に恵まれず、水資源が乏しいなど、地理的条件の制約の下にあり、産業基盤及び生活環境等の面で相対的に低位にある。このため、産業立地が進展せず、他の地域との間に所得格差がみられ、人口の減少、高齢化の進展等大きな課題を抱えている。

半島地域の振興のため、交通の利便性を高め、地域の資源を活用した産業振興を図り、個性的な地域づくりを進めるなど、総合的な振興施策を推進する。

(交通基盤等の整備)

道路、港湾等幹線交通体系の整備やこれと一体となった地域の交通体系の整備を進める。また、情報・通信基盤の整備を図る。これによりアクセスの改善を進め、国土の幹線軸からの遠隔性を軽減するとともに、域内相互及び域内と周辺地域との連携を強化する。その際、小型機、ヘリコプターによるコミューター航空の導入の可能性についても検討する。

また、治山治水、海岸保全の充実により安全の確保を図るとともに、中小ダムの整備や他地域からの導入等により水資源の確保に努める。

(産業、観光の新たな展開)

農林水産業については、生産基盤、流通・加工体制の整備等により高付加価値化を進めるとともに、1.5次産業の育成、観光等との連携強化を図り、雇用機会を拡大する。商工業については、地場産業の育成や新たな企業誘致等による振興を図る。さらに、三方を海に面した豊かな自然環境や伝統文化等を生かし、イベント、

祭り等のソフトな施策も活用しつつ、リゾート開発等を推進する。その際、隣接する半島、離島を含む沿岸域等との連携を進め、魅力ある広域的な観光ルートの形成を図る。

(新しい地域文化の創造)

半島地域の持つ自然や風土を生かし、教育、文化における交流を進め、個性的な地域づくりを図る。このため、地域づくりの核となる施設の整備を進めるとともに、教育研究機関、各種文化団体等との協力体制の確立、まちづくりのリーダーの育成等を推進し、新しい地域文化の創造を図る。

振興施策の推進に当たっては、半島振興計画等に基づき、周辺地域との機能分担、連携の強化、交流の促進を図るなど、それぞれの地域の創意と工夫を生かしつつ、広域的かつ総合的に進める。

第2節 ブロック別整備の基本的方向

第2節 ブロック別整備の基本的方向

交流ネットワーク構想を推進し、多極分散型国土を形成する上で、各地域においては、それぞれの特色を生かした個性ある地域整備が求められるとともに、各地域間の連携のとれた施策展開が必要となる。このため、以下のように各ブロックごとに、その特性と課題を踏まえ、より広域的な観点に立って、その開発・整備の基本的方向を構想し、それに基づく主要な施策の概要を示す。

ここに示した施策は、長期的な観点から、各ブロックの発展のために必要なものであるが、計画期間を超えて実施されるものや、実施までの間に十分な調査・検討が必要なものを含んでおり、さらに実施に当たって、各地域の創意と工夫に期待するものも多く含んでいる。また、個々の施策は「第 章 計画実現のための主要施策」をブロック別に展開したものであり、施策の実施に当たっては、第 章に述べた基本的考え方に沿って行われるものである。

もとより各地域の発展のためには、ここに示した施策だけではなく他の諸施策が的確に講じられる必要があり、国、地方公共団体のみならず地域住民や民間諸団体の協力も得て、整合性のとれた施策が展開されることが重要である。

なお、本節においては、以下のブロック区分により記述を行っている。

- 北海道 : 北海道
- 東北 : 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県
- 関東 : 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
- 中部 : 長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- 北陸 : 富山県、石川県、福井県
- 近畿 : 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 中国 : 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- 四国 : 徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- 九州 : 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- 沖縄 : 沖縄県

(1) 北海道地方整備の基本的方向

1) 開発・整備の基本的方向

北海道地方は豊富な国土資源、冷涼な特色ある気候風土に恵まれており、無限の開発可能性を持ち、これらの活用により21世紀に向けて我が国の経済社会の安定的な発展に寄与し得る地域である。

しかしながら、大都市圏から遠隔の地にあること、人口や産業はその規模が小さい上に広大な地域に散在していること、産業構造の高度化に立ち遅れたことなどから、十分な経済発展をみていない。特に、近年では基幹産業の縮小が相次いでおり、この困難な状況を克服して、定住を促進し地域の発展を図るための将来展望をいかにして開いていくかが課題である。

今後は、域内外の交流を拡大するための施策を推進するとともに、道内各地域の特性及び道央における集積を相互に活用し、北方圏諸国との国際交流の拠点、我が国の主要な食料及び木材の供給基地、新技術の実用化を目指す先駆的産業の場、雄大な自然を生かした大規模なレクリエーションの場として着実な発展を図る。

2) 開発・整備のための施策

地理的遠隔性の克服、域内外の交流活発化のため、高速交通体系を整備する。骨格をなす北海道縦貫、横断自動車道の整備を進め、日高、旭川・紋別、後志、釧路・根室自動車道等について構想の具体化を図る。また、新しい技術の開発動向等を見据えつつ、新千歳空港へのアクセスの強化について検討し、さらに国鉄改革の趣旨をも考慮して、北海道新幹線の建設に着手する。北方圏とアジア・太平洋地域を結ぶ我が国の北の国際交流拠点として、新千歳空港及びその関連機能の整備とあわせ国際エアカーゴ基地構想を推進するとともに、苫小牧港、室蘭港の国際コンテナターミナルの整備を促進する。また、釧路空港等地方空港の大型化等及び流通拠点としての石狩湾新港等の整備を進める。なお、道内各都市を直結するコンピューター航空網の形成を図る。

十勝、オホーツク、根釧、天北、空知等多くの地域において大規模な生産性の高い農業を実現するため、生産・流通基盤の整備、バイオテクノロジーやニューメディアの活用により、我が国における優れた耕種・大家畜畜産地帯を形成するとと

第2節 ブロック別整備の基本的方向

もに、加工等農業関連産業の育成を図る。自然力を生かした天然林施業等、多様な森林施業を積極的に展開するとともに、木材加工の高付加価値化を図る。200海里体制の定着による北洋漁業の制約に対応し、函館、釧路地帯、噴火湾等において、高級魚介類を中心としたつくり育てる漁業等を振興するとともに、日本海、オホーツク海、太平洋の各々の海域の特色を生かした増養殖、海洋性レクリエーション、研究開発等のための海洋開発拠点を整備する。

先駆的産業の場の展開のため、苫小牧東部の大規模工業開発については、先端技術産業等の立地を促進するとともに、大型実証実験施設の建設等多角的な活用策について検討する。また、北海道が広大な空間を有することを考慮し、宇宙開発の動向を見据えつつ、太平洋岸臨海部における航空宇宙産業基地の立地可能性について検討を進める。テクノポリス等の整備により、バイオテクノロジー等の研究開発機能、食料品工業、機械工業等の工業生産機能等の集積を高める。基礎素材型産業等に依存する地域等においては、技術力の高度化、新規事業分野への展開を進める。

札幌を核とする新たな広域都市圏の形成を目指す道央において、情報サービス等を育成することなどにより、高次都市機能の集積を図るとともに、高度な情報・通信拠点の整備についての検討や都市整備を進める。また、各地域の発展を主導する函館、旭川、帯広、釧路、北見・網走において地域産業・技術の高度化を図るとともに、情報・通信基盤等を整備しつつ、道央及び各地域の産業・技術集積を有機的に結合し、北海道全体の活性化を図る。

中央山岳部、後志などの地域において雪や高原の魅力を生かした余暇活動空間の整備を図る。また、湖、河川、温泉等の魅力を生かし、オホーツクのスポーツ強化基地、旭川の医療・休養基地等の形成を進める。

効率的な除排雪システムの整備、雪や寒さに強い住宅の普及、冬期利用に適した各種公園の整備など、冬の快適な生活環境づくりを進める。また、氷室等による農産物貯蔵など、雪や氷の活用を図る。

(2) 東北地方整備の基本的方向

1) 開発・整備の基本的方向

東北地方は、豊富な国土資源を有し、大きな開発可能性を有する地域である。近年、本地方と首都圏とを結ぶ南北軸を中心として高速交通体系の整備が進められて

きた結果、首都圏外縁部にあたる南東北、さらには北東北において工業立地の動きが活発化するなど、発展の展望が開けつつある。

しかし、数多くの山地によって域内を分断された地形や積雪寒冷な気候など地理的、自然的制約条件もあって、南北に加え東西方向において発展の上で不均衡を生じている。また、高齢化や一部地域での過疎化の進行もあり、今後若年層等の定住のための地域の活性化が重要な課題となっている。

今後は、東北各地の連携を図るための基盤整備を進め、広大な土地、豊かな緑・水資源等の開発ポテンシャルを十分に活用した地域整備を進めるとともに、高度な研究開発機能の集積、国際化への適切な対応、近接する東京圏の諸機能の積極的な受入れにより、域内外の交流を一層拡大し、東北全体の活性化を図る。また、先端技術産業の拠点地域、我が国の主要な食料及び木材の供給基地、観光レクリエーション地域としての特性を一層発揮しながら、均衡のとれた一体的な圏域の形成を図り、生産環境、生活環境、自然環境の調和のとれた定住の場としての確立を図る。

2) 開発・整備のための施策

域内外の交流を促進し、本地方の均衡ある発展を図る。このため、東北縦貫自動車道の完成を急ぐほか、国鉄改革の趣旨をも考慮して、東北新幹線の建設に着手する。さらに、東北中央縦貫、三陸縦貫の各自動車道及び常磐自動車道の延伸等の構想の具体化を図ることにより、南北方向の軸を強化する。また、東北横断自動車道の整備等により、東西間の交流の活発化を図る。日本海沿岸地域の交流を活発化し一体的発展を促すため、日本海沿岸縦貫自動車道の構想の具体化を図る。なお、域内外の交通の円滑化を図るため、新幹線と在来線とが一体として機能する輸送体系の形成について検討を進める。庄内、福島空港の建設、その他地方空港の大型化を促進し、三陸沿岸地域等におけるコミューター航空の導入について検討を進めることにより、空のネットワークの形成を図る。また、流通拠点港湾として八戸港、小名浜港等の整備を進める。

中枢・中核都市等における学術・技術・情報集積を高め、これらの有機的連携を図ることにより、本地方全体を独創的な技術開発の拠点地域とするため、情報・通信基盤の整備を推進するとともに、高等教育機関、試験研究機関の一層の充実を図

第2節 ブロック別整備の基本的方向

る。このため、まず、仙台において、国際化に対応し、空港、港湾の整備拡充を図るとともに高度な情報・通信拠点の形成や国際会議場の整備を促進するなど、諸施設の整備を推進する。また、日本海沿岸地域発展の拠点として、新潟について空港、港湾等の国際交流機能を強化する。臨空性を活用した工業開発等を促進する秋田新都市を整備し、盛岡、山形等における新たな都市機能集積拠点の整備構想を進めるとともに、テクノポリスの整備等とあわせ、エレクトロニクス等の先端技術産業等の立地促進及びそれらと既存地元産業との複合化や鉱物資源等に関する技術開発の推進を図る。

むつ小川原地区の大規模工業開発については、核燃料サイクル施設の建設及び新技術を活用した産業等の立地を進めるとともに、原子力技術の特色を活かした多角的活用を検討する。東京圏と仙台の間に位置する阿武隈地域において、周辺地域との連携を図りつつ、先端技術産業の立地、畜産資源を活用したバイオテクノロジーの開発導入等による総合的開発構想を推進する。また、地熱等のローカルエネルギーの多目的利用を進める。

生産性の向上のため汎用田化、大区画化等により生産基盤の整備を進め、大規模な複合型農業の展開を図る。また、出羽、北上地域等において大家畜畜産の振興を図る。銘柄材の生産基地化等を通じた林業の活性化を図る。下北地域、三陸沿岸地域等において、漁港の多目的機能の強化及びつくり育てる漁業の推進等による水産業の振興などを通じ、地域の活性化を図る。

豊かな自然とその風土がはぐくんできた歴史・伝統を生かし、ゆとりある生活環境の形成を図る。さらに、八幡平から会津に至る奥羽山系、津軽から朝日に至る西東北山岳地域、越後地域、東北東部沿岸地域など、温泉、雪、湖、自然性豊かな森林、変化に富む海岸線等の恵まれた資源を有する地域において、余暇活動空間の整備を進める。これらを通じ、国内外に対する文化・観光・保養のための空間の形成を進める。

冬期における円滑な交通の確保、積雪に対応した生産・生活環境の整備など克雪対策を進めるとともに、雪ダムの研究を推進するなど、積雪を積極的に活用した地域づくりを進める。

(3) 関東地方整備の基本的方向

1) 開発・整備の基本的方向

関東地方は、首都東京を核として大きな発展を遂げてきた。今後とも、東京圏と北関東及び内陸西部地域等との機能分担を進めつつ、我が国の発展に貢献することが期待される。

東京圏は、全国的な中枢機能、国際金融機能等を適切に果たしていくことが求められている。また、交通、情報・通信体系の整備により、他の地域との交流が増大していく中で、その高次の機能を提供することを通じて、日本の各地域の活性化に寄与する。さらに、住宅問題、交通問題、環境問題等の諸問題とその背景にある土地問題に対応を図るとともに、水、廃棄物問題への対応や大規模地震、都市水害などの災害に対する安全対策を推進する必要がある。このため、複雑の核と圏域を有する地域構造への転換を進めるとともに、圏外への諸機能の選択的分散を図る。

北関東及び内陸西部地域等の周辺地域は、森林等の豊かな自然を有し、同時に東京圏との近接性をもつことを生かし、業務、研究開発等の諸機能の受入れとより高次の機能の集積を図りつつ、先端技術産業等工業の展開の場として、食料等の供給基地として、レクリエーションの場としての発展を図るとともに、地域相互の連携を強化し、自立性の高い地域の形成を促進する。

2) 開発・整備のための施策

東京圏においては、業務核都市等において、横浜都心臨海部、幕張新都心地区、浦和・大宮地区等の整備構想等を推進し、国際交流機能の充実や広域的な行政機能の集積などを図りつつ特色ある機能の分担を進める。筑波研究学園都市については、研究交流機能等の拡充を推進する。

環状方向の連携の強化を図り、核都市等の育成に資するため、東京湾岸道路、東京湾横断道路、首都圏中央連絡自動車道、東京外郭環状道路、核都市広域幹線道路等の整備を図るとともに、長期的な視点から、東京湾口部を含む東京湾広域幹線道路網の構想の検討を進める。また、これらを補完する幹線道路網の整備を推進し、沿線において複合的な機能を有する軸状新市街地の開発を進める。新東京国際空港の完成及び東京国際空港の沖合展開を図ることにより、国際及び国内の交通機能を強化するとともに、基幹交通の結節点にふさわしい周辺地域整備を進める。また、新しい高速輸送技術の導入の可能性も検討しつつアクセスの強化を図る。

第2節 ブロック別整備の基本的方向

東京都区部においては、諸機能の過度の集中を避けながら各副都心において業務機能をはじめ商業、文化、情報サービス等の特色ある複合的な機能集積を図る。都心部及び臨海部においては、汐留地区、13号地等の整備を推進し、国際化、情報化に対応した新たな業務市街地の整備等総合的な整備を進める。副都心相互及び都心との間の交通、情報・通信体系の整備を図る。

職住近接性の高い市街地住宅の供給を図るため、大川端地区等をはじめとして既存市街地の高度利用を進めるとともに、近郊部において機能の複合化に配慮しつつ、宅地開発を推進する。また、通勤等の交通利便性の向上等を図るため、常磐新線等都市高速鉄道網の整備を進めるとともに、既設線の複々線化等輸送力の増強を推進する。

大規模地震等の広域的災害に対する安全性の確保を図るため、立川広域防災基地等を整備するとともに、市街地における避難地、避難路の整備、交通、電力、上下水道等のライフライン施設の耐震性の向上等を図る。

東京湾沿岸域については、金融・情報業務及び国際交流、物流等の諸施設の立地、水辺、緑地空間等の良好な環境の創造等も含めた多様な要請にこたえるため、長期的かつ総合的な観点から、貴重な内湾として適切な環境の保全を図るとともに、計画的に秩序ある開発、整備を進める。その際には、倉庫、工場等の跡地の有効利用を進めるとともに、海上の安全確保等を図りつつ、テレポート等の整備、人工島の構築の検討、広域的な廃棄物処理場の整備等を進める。相模湾沿岸域においては、なぎさ、沿岸緑地の環境改善、道路整備等を進め、レクリエーションにも対応した総合的な整備、保全を図る。

北関東及び内陸西部地域等においては、中核都市等を中心とする地域について、各々の地域特性に応じた都市の育成、総合的な居住環境の整備を進め、業務機能、高等教育機能、文化機能等の諸機能の集積を促進する。宇都宮テクノポリス、甲府地域等において、産業基盤等の整備を進め、研究開発機能の一層の充実と先端技術産業、地場産業の振興を図る。

北関東横断、中部横断自動車道等の構想の具体化及び北関東の物流拠点としての常陸那珂港の整備等により域内の諸都市を連携し、自立性の高い地域を形成するとともに、筑波研究学園都市及び成田等との連携の強化について検討する。新しい技術の開発動向を見据えつつ、中央新幹線について長期的視点から調査を進める。中

核都市、国際交通拠点等を連絡するヘリコプター等によるコンピューター航空の導入を検討する。

農山漁村においては、大消費地との近接性を生かし、野菜、畜産物、特用林産物、魚介類等の生鮮食品をはじめとする食料等の供給基地として、生産基盤や加工流通施設等の整備、先端技術の活用等を進め、観光農林漁業を含む付加価値の高い農林水産業の振興を図る。

北関東及び内陸西部等の山間、高原地域、房総半島など東関東の海岸部及び小笠原諸島に至る島しょ地域等においては、東京圏との交通の利便性を高め、都市住民の新たな居住ニーズにも対応しつつ、豊かな自然環境や観光資源を活用し、レクリエーションゾーンなど余暇活動に対応した整備を図る。

都市用水について不安定取水への依存度が高いこともあり、水資源の計画的な開発により、水供給の安定性の確保を図る。また、渇水に対する適正な安全性を確保するため、渇水対策容量を持ったダム建設、水源の複数化、節水ルールの確立等各種方策の有効性等について総合的に検討し、その具体化を図る。

(4) 中部地方整備の基本的方向

1) 開発・整備の基本的方向

中部地方は機械等を中心とする工業生産機能の高い集積、先進的な農林水産業の展開などにより、産業面で我が国の発展に大きく寄与してきた。また、名古屋圏をはじめとして多くの都市圏が広域的分散的に配置されており、ゆとりある地域が形成されている。

今後はこれらの優れた点を生かし、我が国の代表的な産業技術集積地域を形成するため、情報・研究開発機能の強化、国際交流機能の強化等を図る。名古屋圏においては、世界的な産業技術中枢圏域たるにふさわしい高次都市機能の集積を図り、内陸・東部地域においては、東京圏等との連携をも生かしつつ産業の集積と研究開発機能等の強化を図る。

地域相互間の連携を強め、集積の効果を十分に生かすため、南北の連携強化、伊勢湾地域等の整備などによる各地域間の機能分担とネットワーク化を図りつつ、北陸をはじめ関東、近畿等との連携を一層深める。

優れた自然を保全するとともに、貴重な地域資源である自然や文化とのふれあい

第2節 ブロック別整備の基本的方向

を推進する一方、東海地震等の自然災害に対する備えを充実させる。

2) 開発・整備のための施策

我が国第三の集積を有する名古屋圏においては、産業の一層の高度化、地域の活性化等のため、航空宇宙産業、ファインセラミックス産業等先導的産業の展開を図る。情報・通信機能、コンベンション機能等の強化を図るとともに、先端的な産業技術、デザイン等の研究開発機能の集積を高め、東濃西部、名古屋東部丘陵、鈴鹿山麓等における研究学園都市構想を推進する。

名古屋市米野、白鳥地区等における都市再開発を進め、上野新都市開発等を推進するとともに、名古屋環状二号線などの都市の骨格となる道路の整備を進め、輸送需要等を勘案しつつ都市高速鉄道網の形成を図る。さらに、東海環状自動車道の構想の具体化を図り、これを補完する幹線道路網の整備とあわせて東海環状都市帯構想を推進する。名古屋港、四日市港等における国際交流機能等の諸機能の高度化を図り、近畿自動車道伊勢線の整備を進める。さらに、東名、名神自動車道の機能強化のため、第二東名、第二名神自動車道の構想の具体化を図る。また、交通需要に対応して伊勢湾岸道路などの整備を進めるほか、環伊勢湾地域における圏域の一体的整備を進めるため、長期的な視点から、伊勢湾口部を含む伊勢湾広域幹線道路網構想の検討を進める。

内陸・東部地域については、名古屋圏はもとより、東京圏、北陸等との連携を強め、長野、静岡等において、情報・通信基盤をはじめ都市機能の充実を図り、浜松テクノポリス、浅間地域等において、メカトロニクス産業等、先端技術産業の誘致・育成のための基盤整備を進め、大学、研究・研修施設の誘致・拡充を図る。また、バイオテクノロジーの活用、生産・流通基盤の整備等により、果実、野菜等の特色ある産地形成、林業の活性化、水産増養殖等を進め、観光農林漁業を含む付加価値の高い農林水産業の振興を図る。

南北の連携を強めるため、東海北陸自動車道の整備を進めるとともに三遠南信自動車道等の構想の具体化を図る。東京圏等との交流を進めるため、中央自動車道長野線、関越自動車道上越線の整備を推進するほか、国鉄改革の趣旨をも考慮して、北陸新幹線の建設に着手する。また、駿河湾地域では、清水港の整備、再開発等を進め、人工島の建設について検討を進める。

日本アルプス等の中部山岳地域、紀伊半島南東部から伊豆半島に至る沿岸地域などにおいては、イベントの開催、自然とのふれあい等を通じた交流の場として、余暇活動空間の整備を推進する。また、これらの地域へのアクセスの改善を図るため、コンピューター航空の導入を検討し、さらに紀勢自動車道等の構想の具体化を図る。

より広域的な交流を促進するため、名古屋・松本空港等の整備を進めるとともに、今後の増大する国際航空需要への対応策のほか、新しい技術の動向を見据えつつ、中央新幹線について長期的視点から調査を進める。

大規模地震時におけるライフラインの確保のため、由比地区等における災害対策を推進するほか、都市における防災性の向上を図る。また、都市用水については地下水への依存度が高く、地盤沈下等の発生も見られることから、水源の転換も考慮し、水供給の安定性の確保を図るとともに、湯水に対する適正な安全性の確保のため、各種方策の有効性等について総合的に検討し、その具体化を図る。

(5) 北陸地方整備の基本的方向

1) 開発・整備の基本的方向

北陸地方は、我が国の近代化の過程においては、先導的な工業地域、先進的な農業地域として、我が国の発展を支えてきた。しかし、高度成長期に諸活動が太平洋側へ集中したこと等により、豊かな自然、多彩な歴史・文化、産業・技術の蓄積、さらには適度な間隔で都市が展開し村落との連携が容易であることなど、多くの優れた地域特性を十分生かしきれないまま、今日に至っている。

このような地域特性に加え、東京、関西、名古屋の三大都市圏に近接しているという地理的条件にあり、今後高速交通体系が整備されることにより、これらの大都市圏との時間距離も大幅に短縮されることとなる。したがって、地域の総合力を強化することにより三大都市圏からの自立性を確保しつつ、その近接性を活用することが課題である。

このため、北陸地方の持つ優れた特性を生かし、自然、生活、生産の調和を重視した地域整備を行い、ゆとりと活力のある衣食住医等生活を中心とした幅広い文化・産業の複合拠点、広域的なレクリエーションの場の形成を目指す。また、日本海沿岸他地域との連携を強化しつつ、対岸諸国等との交流の進展を図り、環日本海交流拠点の形成を目指す。

第2節 ブロック別整備の基本的方向

2) 開発・整備のための施策

広域的な地域発展を主導する県庁所在都市等において、情報・通信基盤の強化、市街地の再開発、金沢大学の統合移転をはじめとする高等教育・研究機関の整備、拡充等を進め、文化、学術等高次都市機能の集積、強化を図る。あわせて、質的に高い生活環境を整備することにより、高次な機能を担う人材の定着を図る。また、環日本海地域をはじめとして、世界に開かれた地域を形成するため、国際的な交通機能も強化しつつ、国際会議場等の施設整備、コンベンションビューロー等の組織づくりを進め、これらを活用することにより、文化、技術、レクリエーション等についての国際交流に関する機能の集積を図る。

文化、技能、技術の蓄積を生かした新たな経済発展を目指し、繊維、金属製品、医薬品など集積の大きい既存産業について、研究開発部門、高次加工部門の強化、第三次産業との連携により、高付加価値化を図る。また、知識集約型工業の集積を高めるため、富山テクノポリス等の整備を進める。農林水産業については、生産の組織化、基盤整備、先端技術の導入等を進めることにより、水田の高度利用、近郊野菜や木材工芸品の生産、花き栽培など地域特性を踏まえた振興を図る。さらに、若狭湾地域における原子力発電施設の集積を利用した、新技術の研究開発、訓練等のための拠点を整備するほか、日本海における海洋資源の活用を図るため、海洋に関する研究開発機能の整備を進める。

能登半島をはじめとし、加賀、越前に至る沿岸部、飛越国境山地の山麓等、多様で豊かな自然環境に恵まれた地域において、余暇活動空間を整備し、地域資源を生かした発展を図る。

三大都市圏、環日本海地域等との広域的な連携を深めるとともに核となる都市の機能が北陸地方全体で活用されるよう、東海北陸自動車道の整備を推進するほか、国鉄改革の趣旨をも考慮して、北陸新幹線の建設に着手する。また、中部縦貫自動車道等についてその構想の具体化を図る。これらにより、日本の東西を結ぶ高速交通網の安定化を図る。伏木富山港、福井空港等の整備を進める。さらに、コピューター航空の導入についての検討、能越自動車道の構想の具体化を図るほか、域内交通網の整備を推進する。

湿雪多雪に適応した生活様式、生活技術の研究、開発を進め、それに応じた地域

の整備を行うとともに、冬野菜の雪下栽培・雪室貯蔵等雪の調湿、冷熱源効果の利用をはじめ、雪の利活用技術の開発や冬期観光などにより利雪を推進する。

(6) 近畿地方整備の基本的方向

1) 開発・整備の基本的方向

近畿地方は、二大中心地の一つとして我が国の諸活動を支えてきた豊富な蓄積を有しているが、近年大都市においては、産業構造の転換と都市機能の高度化の立ち遅れ、一部地域における人口の流出等が生じ、また、農山漁村においては過疎化、高齢化等が進むなど、いくつかの問題を抱え、その地位の相対的な低下がみられる。これらの諸問題に対処しつつ、特色のある高次の機能を育成、集積することにより、全国的、国際的な中枢拠点としてその機能を果たすことが課題である。

このため、関西圏においては、京都、大阪、神戸をはじめとする異なった個性を持つ諸都市の各般にわたる蓄積の活用と高度化、大規模プロジェクトの展開による経済をはじめ文化、学術、研究等の機能の集積、これらを基礎とした国内各地域及び諸外国との交流により、21世紀に向けた独創的な産業と文化を創造する中枢圏域の形成を図る。特に国際的な経済機能の強化、近畿と他の地方を結ぶ交通網の整備など、我が国における枢要な経済機能を果たすための条件を整備する。

関西圏における都市相互の連携を強化する。さらに、これに隣接する地域、これらの地域を取り囲む日本海沿岸及び紀伊半島地域における諸地域とのネットワークの形成を図り、近畿地方の各地域が各々の独自性を保持しつつ、相互に連携し機能分担を行う地域構造を目指す。

2) 開発・整備のための施策

関西文化学術研究都市のほか、神戸市西部等の研究学園都市の建設、京都における国際日本文化研究センター等の施設整備を進めるとともに、西播磨テクノポリス、泉州紀北・御坊、北大阪等における産業・研究開発の複合プロジェクトを推進し、国際的な文化、学術、研究の拠点を形成する。また、医薬、ファインケミカル分野をはじめとする研究開発機能の充実、既存工業生産機能等の高度化、先端技術産業の育成等を図る。さらに、交通、情報・通信基盤の充実等により拠点相互の分担と連携を可能とし、広域的な機能の強化に努める。

第2節 ブロック別整備の基本的方向

関西国際空港の供用、国際港湾等の整備並びに諸地域からこれらの国際交通拠点へのアクセスの向上を図ることにより、国際機能等の強化を図る。さらに、その効果を広域的に活用しつつ、テクノポート大阪、ポートアイランド第2期計画等における国際交流、国際金融・商品取引、国際情報、業務管理等の機能集積拠点の整備を進める等、大阪湾の湾岸部及びその周辺に位置する諸都市を一体的にとらえた都市圏の整備構想を推進する。また、長期的な視点から大阪湾における環状交通体系の構想について検討する。

既成の市街地においては、大阪駅周辺、奈良駅周辺、桜之宮・中野、神戸湊川区等における鉄道施設等の跡地を活用した再開発及び木造賃貸住宅地区等における計画的な再開発を推進することにより、地域の活性化を図るとともに、都市の防災性の向上、うるおいのある市街地環境の形成を進める。快適な日常交通を確保するため都市高速鉄道等地域交通網の着実な形成を図る。また、都市用水について不安定取水への依存度が高いこともあり、水供給の安定性の確保を図るとともに、湯水に対する適正な安全性の確保のため、各種方策の有効性等について総合的に検討し、その具体化を図る。大阪湾尼崎沖等における広域的な廃棄物処理場の整備を進める。

各地域の有する海洋、森林等の自然資源、社寺、史跡、歴史的景観等を生かし、活力とゆとりをあわせもった地域を実現する。この場合、丹後半島等の日本海沿岸及び紀伊半島地域については、関西圏及び隣接地域等との連携を図りつつ、豊かな自然環境、地場産業等の地域の特性を活用し、余暇活動空間や都市住民の新たな居住地域の形成等の整備を進めるとともに、地域資源を生かした産業の振興を図る。また、市場と近接している有利性を生かしつつ、生産基盤の整備、バイオテクノロジーの活用等による高品質多品目化、優良な木材生産基地の形成等を推進し、農林水産業の振興と農山漁村の活性化を図る。

琵琶湖周辺地域においては、環境保全、アメニティの向上を図りつつ、文化、研究、レクリエーション等を軸とした総合的な整備、開発を進める。さらに、大都市に近接する淡路島等においてレクリエーションゾーンの整備を図る。

明石海峡大橋の整備、紀勢自動車道等の構想の具体化を図るほか、国鉄改革の趣旨をも考慮して、北陸新幹線の建設に着手すること等により、近隣各圏と連携する幹線交通体系の形成を図る。第二京阪道路、近畿自動車道舞鶴線、同和歌山線、大

阪湾岸道路等の整備を進めるほか、京奈和自動車道等都市圏外周部の環状体系を形成する路線及び京都縦貫自動車道等の構想の具体化を図るとともに、これらを補完する幹線道路網の整備を進め、近畿地方の一体化を図る域内の幹線交通体系の形成を図る。さらに、京阪神地域における空港の整備及び但馬等大都市から遠隔の地域における通勤航空の導入について検討を進めるほか、航空需要の動向、採算性等を見極めながら、関西国際空港の全体構想の推進のための調査を進める。

(7) 中国地方整備の基本的方向

1) 開発・整備の基本的方向

中国地方は、これまで瀬戸内海、日本海の水運及び陸上交通の要衝として西日本を結節するとともに、高度成長期以降は主要工業地域として我が国経済の発展を支えてきた。しかし、近年の産業構造の転換の中で、経済活動は厳しい状況にあり、また、山地により域内を分断された地形等から、必ずしも域内の均衡ある発展がみられていない。

しかしながら、その人材・技術・文化の蓄積は高く、本地方は、これらの活用によって西日本経済の重要な役割を担う地域として再び活性化していくことが期待されている。その際、瀬戸内海沿岸地域の既存工業集積、都市集積、日本海沿岸地域の自然景観、文化・歴史的蓄積及び内陸山間地の新たな開発可能性など、それぞれの特性を生かしつつ域内の均衡ある発展を図る必要がある。また、陸路によって初めて結ばれる四国、隣接する近畿、九州及び地理的に近接した対岸諸国等との相互交流を深めることにより、更なる発展へのポテンシャルを高めていくことが重要である。

このため、域内外を結ぶ連絡網を強化し、各地域の特色を踏まえた産業の振興、都市機能の充実を図るとともに、本地方の貴重な資源である瀬戸内海、日本海の積極的活用を進めるなど地域の発展のために新たな展開を図る。

2) 開発・整備のための施策

中国地方の域内循環を深め、一体化を強化するとともに、近隣各圏との交流を通じて本地方の発展を促すため、山陽自動車道、中国横断自動車道の整備のほか、山陰、姫路・鳥取及び陰陽連絡自動車道等の構想の具体化を図る。本州四国連絡橋

第2節 ブロック別整備の基本的方向

の概成を図る。山陰地域等の鉄道については、速度向上を図るなど利便性の高い輸送機関として一層の活用を図る。新広島、新岡山空港等の整備、石見空港の建設により全国各地及び海外との交流を円滑化するとともに、主要都市間、近隣各圏を結ぶコミューター航空の導入を推進する。広島、境港等において、港湾再開発を進めつつその機能の強化を図る。

テクノポリス等の整備を推進し、先端技術産業の立地を促進する。瀬戸内地域においては、鉄鋼、化学等の基礎素材型工業の再活性化を図るとともに、加工組立型工業等を振興することにより、これまでの技術集積を基礎として産業構造の転換を図り、山陽道沿いに帯状に連なる産業集積の一体的発展を促進する。中国地方内陸部においては、最近の工業進出の動きを進め、新たな集積の形成を促す。日本海沿岸地域においては、その地理的・自然的制約に配慮しつつ、交通基盤の整備等による隣接地域との連携強化を活用し、産業の活性化を促進する。

広域的な地域発展を主導する県庁所在都市等において、情報・通信基盤をはじめ都市機能の整備、高度化を図る。中枢都市広島等において国際的な交流拠点としての都市整備を進めるとともに、吉備高原都市、賀茂学園都市、鳥取新都市等における新都市開発を推進し、広島西部丘陵、宇部北部地域等における新たな都市機能集積拠点の整備構想を進める。また、下関細江、出雲市駅周辺地区等において再開発を進める。

市場への近接性、バイオテクノロジー等を活用した園芸作物等の生産、地域林業の拠点育成など、本地方における多様な地域条件に即した農林水産業の展開を図る。このため、農業の生産流通基盤、林業生産基盤の整備等を推進する。中国山間地域においては、地域特産物の生産を推進するとともに、農林業の一体的発展に努める。

瀬戸内海及び日本海における海域の総合的な利用を図るため、日本海の漁業の振興、瀬戸内地域及び長門海域等における海洋牧場などの水産資源開発や観光漁業を積極的に進めるとともに、既存技術集積を活用した海洋関連の技術開発の推進、下関等の人工島構想についての検討、海洋性の余暇活動に対応した地域整備等を積極的に行う。これとともに、山陰中西部などの地域において、自然、歴史・文化資源を活用した余暇活動空間の整備を推進する。

(8) 四国地方整備の基本的方向

1) 開発・整備の基本的方向

四国地方は、瀬戸内海及び太平洋という二つの豊かな海に臨み水運に恵まれ、古くから開けた地域であるが、中央の山地により各地が分断され平地面積が少ないなどの自然的制約条件に加え、交通体系の整備の遅れ、産業構造の変化への対応の遅れなどから、近年では、人口の伸びや経済成長も低いものにとどまり、新たな発展のための開発が喫緊の課題となっている。

今後は、本州・四国間が初めて陸続きとなることを契機として四国新時代の実現を目指し、四国内各地域の連携の強化を図るとともに、近畿、中国、九州といった近隣各圏をはじめ、全国各地や海外との交流の活発化を図り、さらに、豊かな自然と恵まれた気候や地域個性に富んだ産業・文化を生かし、地域全体の発展を促す必要がある。

そのため、連携や交流の基盤として、域内さらには域内外を結ぶ交通体系の整備を積極的に推進する。また、近隣各圏等との近接性の向上を活用して産業の振興や都市機能の充実を図るとともに、関西圏等を消費地とする総合的な食料供給基地や海洋等の豊かな自然資源を生かした観光・保養地域の形成を進めるなど、独自の機能の充実を図る。

2) 開発・整備のための施策

四国内の連絡を強化するとともに、各地域と本州との近接性の一層の向上を図るため、本州四国連絡橋の3ルート of 概成、四国縦貫、横断自動車道の整備とともに、東四国横断、西四国縦貫自動車道等の構想の具体化により、四国循環路線等の高規格幹線道路網の形成を進める。鉄道についても、速度向上等輸送サービスの改善を図る。全国各地との交流や国際交流を円滑化するため、新高松、松山等の空港整備、西南地域等におけるコンピューター航空の導入の検討、高知新港、宿毛湾港の整備等を進める。また、関西国際空港へのアクセス、京阪神地域への流通拠点として、小松島港の整備等を進める。さらに、長期的な視点から、本州、九州との広域的な圏域の形成を図るための交通体系について検討する。

香川テクノポリス、愛媛地域をはじめ、各地域において先端技術産業や情報サービス業の誘致・育成を進めるとともに、紙・パルプ工業、化学工業等の高付加価値

第2節 ブロック別整備の基本的方向

化による活性化、繊維製品、食料品等の地場産業の技術力の向上を進める。広域的な地域発展を主導する県庁所在都市等において、高松港頭地区等の再開発構想の推進、技術革新に対応した高等教育機能や長寿化、海洋開発等に係る研究開発機能の充実、これらを活用した人材の育成、情報・通信基盤、文化・交流施設の整備等を進め、新たな都市機能の集積を図る。更に、本州四国連絡橋を活用し宇多津の新都市開発等の事業を進める。

西南地域、吉野川流域地域等において農業生産基盤の整備を進めるとともに、宇和海、土佐湾、瀬戸内海等において養殖、海洋牧場等による水産資源の開発を進める。また、野菜、果樹等高付加価値農業の充実、バイオテクノロジーの活用、多様な1.5次産業の振興等を進め、総合的な食料供給基地の形成を図る。

太平洋及び瀬戸内海の海洋資源等豊かな自然資源と温暖な気候を生かし、西南地域をはじめ、東南地域、瀬戸内地域等に余暇活動空間の整備を進め、さらには多様な居住ニーズにも対応し、うるおいに満ちた空間の形成を図る。

このほか、瀬戸内海沿岸及び島しょ部地域を中心に水供給の安定性の確保を図るとともに、湧水に対する適正な安全性の確保のため、各種方策の有効性等について総合的に検討し、その具体化を図る。また、豊富な森林資源を整備し、木材供給基地の形成を図る。

なお、四国西南地域については、その地理的制約条件に配慮しつつ、これらの施策を通じ、交流の場の形成と産業の活性化を進め、総合的な定住条件の整備を図る。

(9) 九州地方整備の基本的方向

1) 開発・整備の基本的方向

九州地方は、豊富な国土資源や海洋資源、温暖な気候に恵まれ、相当程度の産業集積や都市集積を有し、近年、創意工夫を生かした地域づくりに積極的に取り組み、先端技術産業の立地も進展するなど、今後の発展の可能性が極めて高い地域である。

しかし、基幹的産業である鉄鋼、造船、化学の停滞や、域内を結ぶ高速交通体系の整備の遅れ等により、本地方の一体となった発展をみるに至っていない。また、南北に加え、東西方向に発展の差異が生じていることや、依然として厳しい条件下

にある奄美群島をはじめとする離島、半島、シラス等特殊土壌地帯といった地理的、自然的制約下に置かれた地域が多いことなどから、域内の一体的かつ均衡ある発展が課題となっている。

今後は、本地方の優位性を最大限に生かした個性的な地域づくりを促進し、域内循環を高めつつ、既成の大集積地に過度に依存することなく、自立的な発展を図る。このため、各地域間の競争条件を均等化するとともに、各地域が適正な役割分担のもとで相互に連携するための基盤の整備を図る。先端技術産業の集積とその連携によるテクノアイランドや、アジア太平洋地域との地理的近接性と交流の実績を生かした南の国際交流拠点、多彩な自然や豊富な歴史的文化遺産を活用した観光・保養地域、食料及び木材の総合的な供給基地等として、独自の産業、文化の集積を更に高めるとともに、国際性豊かな地域社会の形成を図る。

2) 開発・整備のための施策

各地域の産業・技術集積や都市機能の連携を図るため、九州縦貫、横断自動車道の整備を進めるとともに、南北軸を強化する東九州縦貫、南九州西回り、東西間の交流を活発化する西九州、九州中部横断の各自自動車道の構想の具体化を図るほか、国鉄改革の趣旨をも考慮して、九州新幹線の建設に着手することや通勤航空の導入等により、主要都市を結合する高速交通ネットワークを形成する。また、これらとあわせ九州中央等における幹線道路の整備を推進し、域内の一体化を図る。新北九州空港、佐賀空港の建設等により航空輸送能力の向上を図る。さらに、長期的な視点から、本州、四国との広域的な圏域の形成を図るための交通体系について検討する。

テクノポリス地域等を中心に先端技術産業等の誘致・育成を進めるとともに、鳥栖新都市、宮崎学園都市の建設等による高等教育、研究開発機能の充実や大分における情報産業などの集積地区等の高度情報・通信基盤の整備等により、中枢・中核都市等における、都市機能の高度化を図る。さらに、交通、情報・通信体系の整備とあわせ、技術交流の場の整備を進め、九州全体の産業・技術のネットワーク化を図る。また、これらと連携をとりつつ、地域資源を生かした窯業等の地場産業や重化学工業等既存産業の技術先端化、高付加価値化を図る。

特に、北九州等地域経済が停滞している地域については、新たな産業分野への展

第2節 ブロック別整備の基本的方向

開や、都市再開発等による都市機能の強化等を通じたサービス産業の振興を図る。なお、地理的、自然的制約条件の大きい南九州の振興のため、大隈地域におけるバイオテクノロジーの導入や内之浦、種子島のロケット打ち上げ施設との関係を生かした航空宇宙関連産業の導入等、総合的な産業振興策について検討する。

環シナ海・オセアニア諸国との交流を活発化させるため、その拠点となる福岡・北九州等の中枢・中核都市において、既存の施設の活用も図りつつ、会議場、展示場、研究研修施設等の整備を進め、国際交流機能を強化する。この一環として、長崎の都心・臨海再開発等を推進するとともに、熊本での複合的な国際交流地区の建設、九州北部での新たな研究学園都市の建設について検討を進める。これらに伴う多面的な交流の増大にあわせて、既存空港の強化等により国際航空需要への対応を図るとともに、アジア等への貿易の拠点としてコンテナターミナルの整備等港湾機能の充実を図るほか、備蓄、加工等を含めた国際物流中継機能の強化について検討する。

海岸美や温泉、亜熱帯植生等を生かし、天草、薩摩などの半島地域、豊後、日向、筑肥などの山岳、沿岸地域をはじめ多彩な自然、温暖な気候に恵まれた地域において、余暇活動や多様な居住ニーズに対応した快適な空間の整備を図る。

高生産性農林水産業を展開するため、バイオテクノロジー等先端技術の活用を図るとともに、筑後川流域等の水田地帯や、南九州の畜産、畑作地帯における生産基盤の整備、諫早湾における多角経営のための干拓、中南部高原地帯における大家畜畜産の振興等を図る。新長崎漁港等の水産物供給機能を強化するとともに、不知火海、大分県南、その他の沿岸地域において先端技術を活用した海洋牧場等の推進を図る。これらとあわせ食品関連産業を振興する。また、中央山岳地帯等において、豊富な森林ストックと広い森林空間を活用した林業振興を図る。

水需給がひっ迫している九州北部及び離島等において、水供給の安定性の確保を図るとともに、渇水に対する適正な安全性を確保するため、渇水対策容量を持ったダム建設、水源の複数化、節水ルールの確立等各種方策の有効性等について総合的に検討し、その具体化を図る。

離島については、離島間及び本土との交通施設の整備や、医療・教育等の面における情報・通信基盤の活用、五島地域等の海洋開発、広域観光ルートの整備を図り、産業・生活基盤の総合的整備を進める。外海離島である奄美群島については、

周辺地域との連携交流を進めつつ、花き、果樹栽培などの亜熱帯性農業、地場産業や海洋性レクリエーション等その特性に応じた振興を図る。

(10) 沖縄地方整備の基本的方向

1) 開発・整備の基本的方向

沖縄地方は、亜熱帯地域に位置し、広大な海域、多彩な自然・景観に恵まれ、特色ある活力に富んだ地域として発展することが期待されている。

しかし、本地方は、長く我が国の施政権外にあり、地理的、自然的制約条件も大きく、厳しい雇用環境、高い財政依存率、公共、民間の各分野における低い資本蓄積、広大な米軍施設・区域等の存在による厳しい土地利用上の制約など、解決すべき多くの課題を抱えている。

今後は、我が国の南西端に位置するという地理的特性を生かした東南アジアをはじめとする諸外国との交流拠点の形成、豊かな亜熱帯・海洋性自然と特有の伝統文化と歴史的蓄積を活用した国際的規模の観光・保養地域の形成等により地域の特性を十分に活用した産業・文化を振興し、特色ある地域として自立的発展を図る。

2) 開発・整備のための施策

国際交流拠点の形成のためその基盤となる那覇空港及び那覇港の整備拡充を進めるとともに、企業の立地と貿易の振興を図るため、那覇港での自由貿易地域の設置を推進するとともに、その成果を踏まえた新たな地域の設置、中城湾港での備蓄、加工等も含めた国際物流中継機能の強化について検討する。

優れた自然特性を最大限活用した海洋性の余暇活動空間を整備し、これらをネットワーク化することにより、国際的規模の観光・保養地域の形成を図るとともに、沖縄国際センター等の機能を活用しつつ、国際的な研修、会議等のための施設整備について検討し、国際交流の拠点形成を図る。これにより、サービス産業の振興を図るとともに、教育機関、研究機関の充実により、今後の発展を担う人材の育成、伝統工芸の伝承、広大なサンゴ礁海域の利用と保全に係る調査研究を推進する。

亜熱帯気候を生かした花き、果樹、野菜、魚介類等の農林水産物の生産を振興するための基盤、流通機構の整備及び食品関連産業等の地場産業の振興を図るとともに、バイオテクノロジー等の活用を図る。

第2節 ブロック別整備の基本的方向

これら産業・文化の振興施策を一体的に進めるため、沖縄本島において、沖縄自動車道の完成及び那覇空港自動車道の構想の具体化を図り、南北の基幹的交通軸を形成する。さらに、都市内の交通混雑解消のための施設整備を含めた那覇新都心地区開発事業や再開発事業、情報・通信基盤の整備等を推進し、本島における中心圏域としての機能充実を図る。これにあわせ、離島交通の基盤となる空港、港湾、道路等の整備を進めるとともに、コミューター航空網を拡充し、本島及び各離島間の交通ネットワークを充実する。また、離島において、医療、教育、行政サービス向上のため情報・通信基盤の充実を図るとともに生活基盤整備を進める。

制約のある水、土地の国土資源の有効活用のため、本島北部等における多目的ダム建設や離島における地下ダム開発、海水淡水化、他地域からの導水等水の安定供給体制の整備を進めるとともに、土地利用上大きな制約となっている米軍施設・区域をできるだけ早期に整理縮小し、その跡地の有効利用を図る。

第3節 圏域間交流の新たな展開

(1) 圏域間交流の活発化と地域整備

交流体系の整備等を背景とする人々の行動範囲の拡大や地域間の交流の活発化により、近年、既存ブロックの範囲を越えて相互浸透を促す動きが生じつつある。

これは、21世紀への多極分散型国土の構築へ向けて、新たな刺激と国土再編の胎動を示すものであり、国土の均衡ある発展を図る観点からこれまでのブロックごとの施策に加え、この動きを的確に誘導し、これに対応した地域整備を推進していく必要がある。

(2) 圏域間交流の新たな展開

関東、中部、近畿ブロックにおいては、東京圏、名古屋圏、関西圏が相互に密接な関係をもちつつ機能的に連担してきており、交通体系の整備等に伴い、今後、その影響圏はさらに隣接地域へと拡大し、東北、北陸、中国、四国ブロックとの間においても、相互に密接な関係をもちつつ機能的連担が進んでいく。例えば、高速交通体系整備により、東京圏の影響圏は南東北、北陸へと拡大しつつあり、また、関西圏と中国、四国ブロックとの接点に当たる東瀬戸、大阪湾・紀伊水道地域においては、既に本州四国連絡橋をはじめとするプロジェクトが進行中であり、今後更にこの地域における交流がより活発化することが期待される。

一方、東日本においては、北海道、東北ブロックが、西日本においては、中国、四国、九州ブロックが、それぞれ青函地域、西瀬戸地域を結節点として接しており、これら結節点における交流を一つの契機としてブロック間相互が交流を深め、地域全体が活性化することが期待される。

このような圏域間交流の新たな展開は、ブロック間の相互浸透を促すことにより、国土全体を一つの交流圏として一体化した多極分散型国土へと再編する。

(3) インターブロック交流圏の形成

(インターブロック交流圏)

圏域間交流の新たな展開を適切に誘導するため、既存ブロックを超えた各種の交流を促し、地域の活性化をもたらす広域的な交流圏 - インターブロック交流圏 - の

第3節 圏域間交流の新たな展開

形成を図る。このため、地域の自主性に基づき関係地域が共同してインターブロック交流圏計画を策定し、交流促進のための諸方策を立案、推進する。国は、計画の実現に向けて交流圏の活性化のための施策の実施等により地域を支援する。また、ブロック間交流の進展の動向により、これに対応したインターブロック計画制度について検討する。

青函地域、西瀬戸地域はインターブロック交流圏の形成のほう芽が見られるところであり、その展開の方向は、次のとおりである。

(青函地域)

青函地域は、青函トンネルの開通を一つの契機として、北東北及び北海道道南の交流が促進されようとしており、仙台、札幌の中間地点として、また、北海道、東北ブロックの結節点として、活性化が期待される地域である。

この地域では、青函トンネルの活用、函館、青森等のテクノポリスや海洋関連プロジェクトの推進と連携、圏内の大学の連携、共同のイベントの開催等により、交流が活発化し、地域の活性化と地域アイデンティティの醸成が図られる。

(西瀬戸地域)

西瀬戸地域は、人口、諸機能の既存の集積に加え、本州四国連絡橋等の基盤プロジェクトが整備されつつあり、関西圏以西の中心として、交流の促進による再活性化が期待される地域である。

この地域では、本州四国連絡橋の整備、通勤航空の導入、各地域のテクノポリス、海洋関連プロジェクトの推進及びそれらを連携するための基盤の整備等により、交流が活発化し、圏内のそれぞれの都市相互の連携が強化される。

第 章 計画の効果的推進

(1) 多様な主体の参加による国土づくり

人々のニーズの高度化、多様化に対応した、多彩で個性的な国土づくりを進めるためには、地域住民の協力を得て、きめ細かな国土づくりを行うことが必要となっている。住民として誇りと愛着の持てる個性ある地域をつくるためには、その構想や計画の策定及びその実施の過程において、住民一人ひとりが積極的に国土づくりに参加することが求められる。

また、近年、民間団体の中には、国土づくりに関し高い意欲と能力を持ち、地域の特色を生かして多彩な活動を行うところが増えてきている。さらに民間企業の活力を活用した国土基盤整備の可能性も広がってきている。高いポテンシャルを持つこうした民間の各種団体、企業の活力を活用し、その企画力や実行力を生かして国土づくりを進めることが重要である。

この計画は、こうした状況を踏まえて、国、地方公共団体だけでなく地域住民や民間団体などの多様な主体の参加による国土づくりのための基本方向を示すものである。

国民に対しては、国土の総合的な開発の基本的意図と方向、国土の基盤整備事業の全体的位置付けと効果等を提示することにより、合意と連帯に基づく開発の推進の基盤となるものである。また、民間の諸活動に対しては、誘導的役割を果たすものであり、地方公共団体に対しては、それぞれの地域における主体的な開発整備が相互に整合性を保ち、有機的、効果的に計画され、実施されるための指針となるものである。

(2) 国土基盤投資の確保と配分

1) 国土基盤整備の推進

この計画の目標を達成するためには、公的部門と民間部門の連携を図り、計画実現のための主要施策に沿って国土基盤投資を積極的に推進することが必要である。一定の前提の下での昭和61年度から75年度の間公的固定資本形成及び民間活動による国土基盤投資は、あわせて1,000兆円程度（昭和55年価格）と想定される。

公共投資により整備される国土基盤について着実で安定的な規模の拡大を図るため、建設・維持コストの低減、受益者による費用負担の適正化を図りつつ、所要の財源を確保する。また、地方圏の重点的な整備により多極分散型国土の構築を促進するため、公共投資の地方圏への適切な配分を確保する。

各地域が交流の場として個性ある地域づくりを進めるためには、公的部門と民間部門の密接な連携が必要とされる。このため、共同プロジェクト方式等により、各種の公共投資と民間投資とが整合した効率的な地域開発を進めるとともに、地域の発展の核になる施設等の整備を第三セクター方式等も活用して促進する。

このために必要な法制度の充実や民間投資を促進するための規制緩和を図るとともに、関係者間の円滑な連絡・調整を図るための横断的な組織づくりを進める。また、資金コストの軽減を図り、大都市圏のみならず地方圏においても民間活力の活用を促進するため、地域開発のための政策金融、税制上の特例措置の活用に加え、利子補給や無利子貸付による低利融資等財政面での支援措置を強化する。さらに、準公共的な事業分野における民間資金の誘導策について幅広く検討する。

国土基盤整備に当たっては、景観等周辺環境と調和したものとするにとどまらず、その施設が良好な環境の形成を先導するものを目指す。また、長期間の利用に耐え、維持・更新も技術的に容易なものとするなど、良質で総コストが低廉な社会資本の形成を進める。なお、既存ストックについても、ニーズの変化に対応するよう、点検、改造を推進する。

2) 国土基盤投資の重点

(投資の重点)

計画の基本的目標の効果的な実現を図るため、新たな課題に着目しつつ、次の施策に重点を置いて国土基盤投資を推進する。

a. 地域の活性化を図るため、生産性向上のための農林漁業基盤の整備、技術革新に対応した新たな産業基盤の整備、地域の発展の核となる都市における高次都市機能の集積、高等教育機関の地方展開と学術研究拠点の整備、農山漁村における広域的な交流空間の形成を進める。

b．世界に開かれた国土を形成するため、大都市圏のみならず地方圏における主要な都市において、特色ある国際交流拠点の形成を図るとともに、国際化に対応した空港・港湾の整備を進める。

c．安全でうるおいのある居住空間を形成するため、森林・水等の国土管理の安定度の向上、緑化や水辺の整備による良好な環境の形成、都市化・情報化等に対応した防災対策の強化、多様なニーズに対応した住宅の質の向上、下水道・都市公園等の整備率の向上を図るほか、長寿社会に対応した生涯を通ずる生活諸基盤の充実を図る。

d．交流の円滑化による国土の一体化を図るため、全国主要都市間を連絡する高速交通体系の整備、効率的な物流体系の整備、高度な基幹的情報・通信体系の全国展開を促進するとともに、地域における交通、情報・通信基盤を強化する。

(戦略プロジェクトの推進)

地域開発の起動力となり、さらに交流ネットワーク構想の展開を先導する次の施策を推進する。これらのプロジェクトは、国土基盤投資全体の大きな割合を占めるものではないが、多極分散型国土を構築するための戦略としてとりわけ重要であるので、官、民の総合的努力により計画期間中に確実に推進する。

なお、整備新幹線については、国鉄改革の趣旨をも考慮して、逐次建設に着手する。

a．地方圏における産業・技術拠点の形成、大規模高生産性農地の整備、大規模なリゾート地域の整備。

b．国際的な業務、学術研究機能等の集積や国際空港、外貿拠点港湾の整備による国際交流拠点の形成及び地方中枢・中核都市における高次都市機能集積拠点の整備。

c．高規格幹線道路、空港の整備及びサービス総合デジタル網の構築。

(3) 地域の行財政基盤の強化

地域特性を生かした魅力ある地域づくりを進め、多様性を有する国土の形成を図る上で、地域の総合的な行政主体である地方公共団体の果たす役割が増大しており、その行財政基盤の強化を図る必要がある。

このため、国と地方の役割分担については、国、地方を通ずる行財政の簡素合理化及び地方分権の推進の観点に立って、地域づくりにおける地方公共団体の自主性、自律性の強化等を図ることを基本に、引き続きその見直しを進める。また、日常生活圏の拡大等により、市町村の区域を越えた広域的な対応の必要性が高まっていることから、引き続き事務の共同処理体制の整備・充実、関係市町村・住民の機運の高まりを前提とした自主的な合併の条件整備などを進める。

高齢化、情報化、国際化の進展等に伴う多様な財政需要の増大に対応していく必要があり、地方財源の確保と安定のため、今後とも適切な措置を講ずる。

なお、国の地方支分部局については、事務などの整理合理化を進めつつ、本省の権限の委譲などにより、地方公共団体との円滑な連携の下に地域の実情をより反映した行政運営を図る方途についても検討する。

(4) 土地利用の適正化、地価の安定

東京を中心とする地価高騰は、重大な土地問題であるが、これは人口、産業の動向、国土構造の在り方と深くかかわっている。したがって、これに基本的に対応するため、本計画の円滑な推進により、人口や諸機能の分散を進め、多極分散型国土の形成を図る。

これとあわせて、都心及びその周辺部における土地の有効利用により適切な土地供給を図ることが必要であり、業務用地について、土地信託方式、事業受託方式等の活用等による低未利用地の有効利用、都市計画制度の的確な運用や都市再開発による既成市街地の高度利用を推進するとともに、東京臨海部等の埋立地、国公有地、工場移転跡地等の総合的な整備による新たな業務拠点の育成などにより、用地の適切な供給を図る。

また、住宅地については、利便性の高い地域において、中高層住宅の建設や市街地の再開発等により、土地利用の合理化、効率化を進める。また、居住環境等に配

慮しつつ住宅地供給の円滑化を図るため、都市基盤施設の整備、土地区画整理の推進、農住組合制度、土地信託方式等土地所有者参画型の宅地供給方式の活用、新たな交通施設の整備などに加え、居住環境の整備に関する方策を講じつつ、市街化区域農地課税の在り方及びこれとあわせた良好な宅地供給等に関する方策の検討を行い、その結果を踏まえ適切な対応を図る。

さらに、投機的な土地取引により地価上昇が加速されることのないよう、土地取引動向及び地価動向の実態を十分に把握し、土地取引規制制度の厳正な運用等地域の実情に応じて必要な措置を講ずるとともに、国公有地等の売却等についても適正な地価形成が図られるよう十分配慮する。

将来、地域の中核として都市機能の集積が予想される地方都市等において、地域の実情に応じて、土地信託方式の活用等による低未利用地の有効利用や市街地の再開発などにより業務用地、住宅地等の適切な確保を図るなど、需給不均衡が生じないようにするとともに、農山漁村において、開発が地域の農林業との調和及び自然環境の保全を図りつつ行われるようにするため、地価の安定に配慮しつつ土地利用の計画的な推進を図る。また、農地と宅地が混在する集落地域について、良好な土地利用秩序を確保するとともに、計画的な地域整備を進める。

土地は国民の生活、生産諸活動の共通の基盤であるが、資産的保有の対象ともなり得ること等土地の財としての特性から、個人、企業の自由な利用に任せては、適正かつ合理的な土地利用を確保することは難しい。適正かつ合理的な土地利用の実現を図るためには、公共的な立場から土地の私的な保有・処分・利用の強力な制限及び誘導が有効であるが、これは国民の財産権に深くかかわる問題である。

したがって、まず適正な土地利用の実現のため、土地の所有者の保有・処分・利用が、どの程度制限を受けるべきか、また、その負担はどうあるべきかという点について国民的コンセンサスの形成を図る必要がある。このようなコンセンサスに基づき、総合的な観点から望ましい土地利用の方向を具体的に示すことができるように、土地利用計画に関する制度の整備、充実と積極的な活用を図るとともに、このような計画に即した適切な土地利用が実現されるよう、規制及び誘導のための諸方策の整備、充実を図る。

(5) 各種計画との連携

この計画の目標を達成するためには、関連する各種の長期計画との緊密な連携を図る必要がある。

そのため、計画の実施に当たっては、まず国土利用計画（全国計画）の目標を踏まえつつ、この方向に沿って国土の利用を進める。

また、北海道総合開発計画、沖縄振興開発計画及び首都圏整備計画、中部圏開発整備計画、近畿圏整備計画並びに東北、北陸、中国、四国、九州の各地方開発促進計画との調整を図る。

さらに、地域開発関係法に基づく各種の地域開発計画の促進を図るとともに、公共事業長期計画等各根幹事業に関する計画、公害防止計画等環境保全に関する計画等、この計画に直接、間接関連する計画との連携、調整を図る。そして事業の実施に当たっては、適切な環境影響評価等を実施しつつあらかじめ事業間の相互調整を図り、必要に応じて国土総合開発事業調整費等を活用し、調整を図る。

(6) 計画の効果的推進

多様な主体の参加を求めつつ計画を効果的に推進する。推進に当たっては、計画に次のような限界があることに留意し、適時進行状況を点検し、結果によっては計画と現実とのかい離について調整を図る必要がある。

第一に、この計画は、長期的視点から国土総合開発の基本的方向を明らかにする基礎計画としての性格を有するものであり、その具体化に当たっては、その基本性を確保しつつ、今後の諸情勢の変化に応じて弾力的な対処がなされなければならない。

第二に、計画に提示される個別事業については、計画策定時に、あらかじめすべての実施の条件を整えることは不可能であり、その具体化については、関係する各主体間の調整等に委ねられるところが多い。

第三に、この計画に示された数値は、政府が直接実現の手段を有さない民間部門の予測的数値を含んでいるので、その取扱いについては、その基本性を崩さない範囲内で弾力的に解さなければならない。

第四に、この計画は、多極分散型国土の形成のための施設整備の目標を示すものであり、いわば国土の基盤整備の事業を中心とした計画である。したがって、この計画が国民福祉の向上という究極の目標の達成に向かって総合的效果を発揮するた

めには、教育、文化、環境、社会保障、産業、科学技術、労働などの諸施策、さらには対外政策などこの計画の領域を越えた基本的な諸施策が展開されなければならない。

そのため、計画の実行を見守り、戦略プロジェクトの着実な進捗をはじめ計画の効果的な推進を図る体制を整備する。また、昭和30年代までに制定されたものが多い国土総合開発に関連する法令等諸制度について、新しい時代に適合するよう総合的に見直し、改善方策を検討する。

また、国土の均衡ある発展を図るには、地域間の情報格差の是正が課題であり、特に国土計画にかかわる各種情報が全国各地域で容易に活用できるしくみを整備する必要がある。このため、今後一層、行政、経済に関する高次の情報、国土とその利用に関する情報、さらには全国各地域の地域づくりに関する情報など、国土計画に関する情報を情報処理やリモートセンシング等に関する新しい技術等をも活用しつつ科学的体系的に整備・蓄積するとともに、これらの情報の円滑な利用のための手法開発、普及等を効率的に行っていくための体制づくりについて検討する。

別表 高規格幹線道路構想一覧

路 線	区 間	通 過 都 道 府 県
日高自動車道	苫小牧～浦河	北海道
深川・留萌自動車道	深川～留萌	北海道
旭川・紋別自動車道	旭川～紋別	北海道（遠軽付近）
帯広・広尾自動車道	帯広～広尾	北海道
函館・江差自動車道	函館～江差	北海道
後志自動車道	黒松内～小樽	北海道
釧路・根室自動車道	釧路～根室	北海道
北見・網走自動車道	北見～網走	北海道
日本海沿岸縦貫自動車道	新潟～青森	新潟県、山形県、秋田県（大館付近）、 青森県
津軽自動車道	青森～鱒ヶ沢	青森県
東北縦貫自動車道八戸線延伸	八戸～青森	青森県
北東北横断自動車道	花巻～釜石	岩手県
三陸縦貫自動車道	仙台～宮古	宮城県、岩手県
八戸・久慈自動車道	八戸～久慈	青森県、岩手県
東北中央縦貫自動車道	相馬～横手	福島県、山形県（米沢付近）、秋田県
常磐自動車道延伸	いわき～仙台	福島県、宮城県
北関東横断自動車道	高崎～那珂湊	群馬県、栃木県、茨城県
首都圏中央連絡自動車道	横浜～木更津	神奈川県、東京都、埼玉県、茨城県、 千葉県
東関東自動車道木更津線延伸	木更津～館山	千葉県
東関東自動車道鹿島線延伸	鹿島～水戸	茨城県
中部横断自動車道	清水～佐久	静岡県、山梨県、長野県
中部縦貫自動車道	松本～福井	長野県、岐阜県、福井県
第二東名自動車道	東京～名古屋	東京都、神奈川県、静岡県、愛知県
第二名神自動車道	名古屋～神戸	愛知県、三重県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県
能越自動車道	砺波～輪島	富山県、石川県
伊豆縦貫自動車道	沼津～下田	静岡県
三遠南信自動車道	飯田～三ヶ日	長野県、愛知県、静岡県

路 線	区 間	通 過 都 道 府 県
東海環状自動車道	四日市～豊田	三重県、岐阜県、愛知県
紀勢自動車道	勢和～海南	三重県、和歌山県
京奈和自動車道	京都～和歌山	京都府、奈良県、和歌山県
西神自動車道	神戸～三木	兵庫県
敦賀・舞鶴自動車道	敦賀～舞鶴	福井県、京都府
京都縦貫自動車道	京都～宮津	京都府
北近畿豊岡自動車道	春日～豊岡	兵庫県
姫路・鳥取自動車道	姫路～鳥取	兵庫県、岡山県、鳥取県
山陰自動車道	鳥取～美祢	鳥取県、島根県、山口県（長門付近）
陰陽連絡自動車道	尾道～松江	広島県、島根県
尾道・福山自動車道	尾道～福山	広島県
東広島・呉自動車道	東広島～呉	広島県
山陽自動車道延伸	山口～下関	山口県
今治・小松自動車道	今治～小松	愛媛県
東四国横断自動車道	高松～阿南	香川県、徳島県
高知東部自動車道	高松～安芸	高知県
西四国縦貫自動車道	大洲～須崎	愛媛県、高知県
東九州縦貫自動車道	北九州～鹿児島	福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県
西九州自動車道	福岡～武雄	福岡県、佐賀県、長崎県（佐世保付近）
南九州西回り自動車道	八代～鹿児島	熊本県、鹿児島県
九州中部横断自動車道	御船～延岡	熊本県、宮崎県
那覇空港自動車道	那覇～那覇空港	沖縄県

- (注) ・ 高規格幹線道路としては、表に掲げるもののほか既定国土開発幹線自動車道等（約7,600km）及び本州四国連絡道路（約180km）がある。
- ・ 通過都道府県の（ ）は主要な経過地を示す。

参 考 图 表

参考図表 1 全国の普通世帯数の推移

(単位：万世帯)

世帯類型	昭和45年	昭和60年	昭和75年
二人以上から成る世帯	2,416	3,009	程度 3,400
核家族世帯	1,719	2,280	2,580 "
三世代等世帯	548	610	680 "
その他の世帯	149	119	140 "
単独世帯	291	639	810 "
うち65歳以上	40	115	170 "
普通世帯計	2,707	3,648	4,210 "
普通世帯の 平均世帯人員	人 3.69	人 3.22	人 " 3.05

(注) 1. 昭和45年の値には、復帰前の沖縄県を含む。

2. 三世代等世帯は国勢調査の

夫婦と両親から成る世帯、
 夫婦と片親から成る世帯、
 夫婦、子供と両親から成る世帯、
 夫婦、子供と片親から成る世帯、
 夫婦、親と他の親族(子供を含まない)から成る世帯、
 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯、

をいう。

3. その他の世帯は国勢調査の

夫婦と他の親族(親、子供を含まない)から成る世帯、
 夫婦、子供と他の親族(親を含まない)から成る世帯、
 兄弟姉妹のみから成る世帯、
 他に分類されない親族世帯、
 非親族世帯、

をいう。

4. 実績値は総務庁統計局「国勢調査」による。

昭和75年値は国土庁計画・調整局推計による。

参考図表 2 国民総生活時間

(単位：億人・時間)

区 分	昭和45年	昭和60年	昭和75年	75 / 60	(参考)一人 当たり時間 75 / 60
必需的時間	4,212	4,827	程度 5,250	1.09	1.00
拘束的時間	3,197	3,479	3,390 "	0.97	0.92
労働時間	1,445	1,549	1,440 "	0.93	0.84
家事時間	889	1,021	1,080 "	1.06	0.95
自由時間	1,765	2,304	2,870 "	1.25	1.12
総生活時間	9,174	10,611	11,510 "	1.08	1.00

- (注) 1 . 必需的時間とは、睡眠、食事及び身の回りの用事の合計時間。
 拘束的時間とは、労働、家事、通勤、通学及び授業等の合計時間。
 自由時間とは、生活時間の全体から必需的時間と拘束的時間を引いた残余の時間である。
- 2 . 一人当たり時間は、人口の年齢構成の変化の影響を消去するため、各年齢ごとの時間を単純平均している。
- 3 . 実績値はNHK生活時間調査による。
 昭和75年値は国土庁計画・調整局推計による。

参考図表3 産業構造の推移

(単位：%)

項 目		昭和45年	昭和60年	昭和75年	
生 産 額	第一次産業	名目	5.9	3.0	2程度
		実質	6.0	3.1	2 "
	第二次産業	名目	43.1	36.2	34 "
		実質	38.1	39.7	40 "
	第三次産業	名目	50.9	60.8	64 "
		実質	55.9	57.3	58 "
就 業 人 口	第一次産業	19.3	9.3	6 "	
	第二次産業	34.0	33.0	31 "	
	第三次産業	46.6	57.5	63 "	

(注) 1. 実績値のうち、生産額は経済企画庁「国民経済計算年報」、就業人口は総務庁統計局「国勢調査」による。

昭和75年値は国土庁計画・調整局推計による。

2. 実質値は昭和55年価格による表示である。

参考図表4 就業構造の変化

(単位：%)

区 分	昭和45年	昭和60年	昭和75年
間接生産職	48.3	59.4	65程度
専門職	5.3	8.0	10 "
技術職	1.3	2.5	3 "
管理職	3.9	4.0	4 "
事務職	14.0	18.4	21 "
販売職	12.0	13.9	14 "
運輸通信職	4.5	4.1	4 "
保安職	1.2	1.4	2 "
サービス職	6.1	7.1	8 "
直接生産職	51.6	40.5	35 "
農林漁業職	19.2	9.2	6 "
採掘職	0.3	0.1	0 "
製造工程作業職	27.1	26.3	25 "
建設作業職	5.1	4.8	4 "

(注) 実績値は総務庁統計局「国勢調査」による。昭和45年値は詳細集計結果によるもので、昭和60年国勢調査の職業分類に組み替えた結果である。

昭和75年値は国土庁計画・調整局推計による。

参考図表5 ブロック別職業構造

ブロック	昭和60年(%)				昭和75年(%程度)			
	間接生産職			直接生産職	間接生産職			直接生産職
	専門・技術職	管理・事務職	販売・サービス職等		専門・技術職	管理・事務職	販売・サービス職	
北海道	10	22	30	38	13	24	29	35
東北	8	18	24	49	12	21	25	42
関東	12	26	27	35	15	28	28	30
東京圏	13	28	28	31	15	29	29	27
中部	9	20	24	46	12	23	25	40
北陸	9	20	24	46	13	23	25	39
近畿	11	24	28	36	13	27	29	31
中国	10	21	25	44	14	23	25	39
四国	10	18	25	46	14	21	26	40
九州・沖縄	10	20	28	42	13	22	28	37
全国	10	22	26	40	13	25	27	35

(注) 1. ブロック区分は計画本文図表 - 1に同じ。

2. 実績値は総務庁統計局「国勢調査」による。

昭和75年値は国土庁計画・調整局推計による。

参考図表 6 生活水準・機会指標の動き

(全国平均 = 100)

項 目		昭和45年	昭和60年	昭和75年
所得水準	大都市圏	118	112	106程度
	地方圏	86	90	95 "
就業機会	大都市圏	119	111	104 "
	地方圏	92	94	98 "
教育機会	大都市圏	160	134	127 "
	地方圏	51	65	72 "
交流機会	大都市圏	152	135	127 "
	地方圏	61	71	77 "
住生活機会	大都市圏	73	66	71 "
	地方圏	121	128	125 "

(注) 1 . 大都市圏、地方圏の指標は、データ制約等から下記の都道府県の数値によった。

大都市圏……埼玉、千葉、東京、神奈川、岐阜、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、奈良。

地方圏……上記以外の道県。

2 . 各指標は以下による。

所得水準……一人当たり県民所得。

就業機会……高卒者県内就職比率、専門・技術職比率の単純平均。

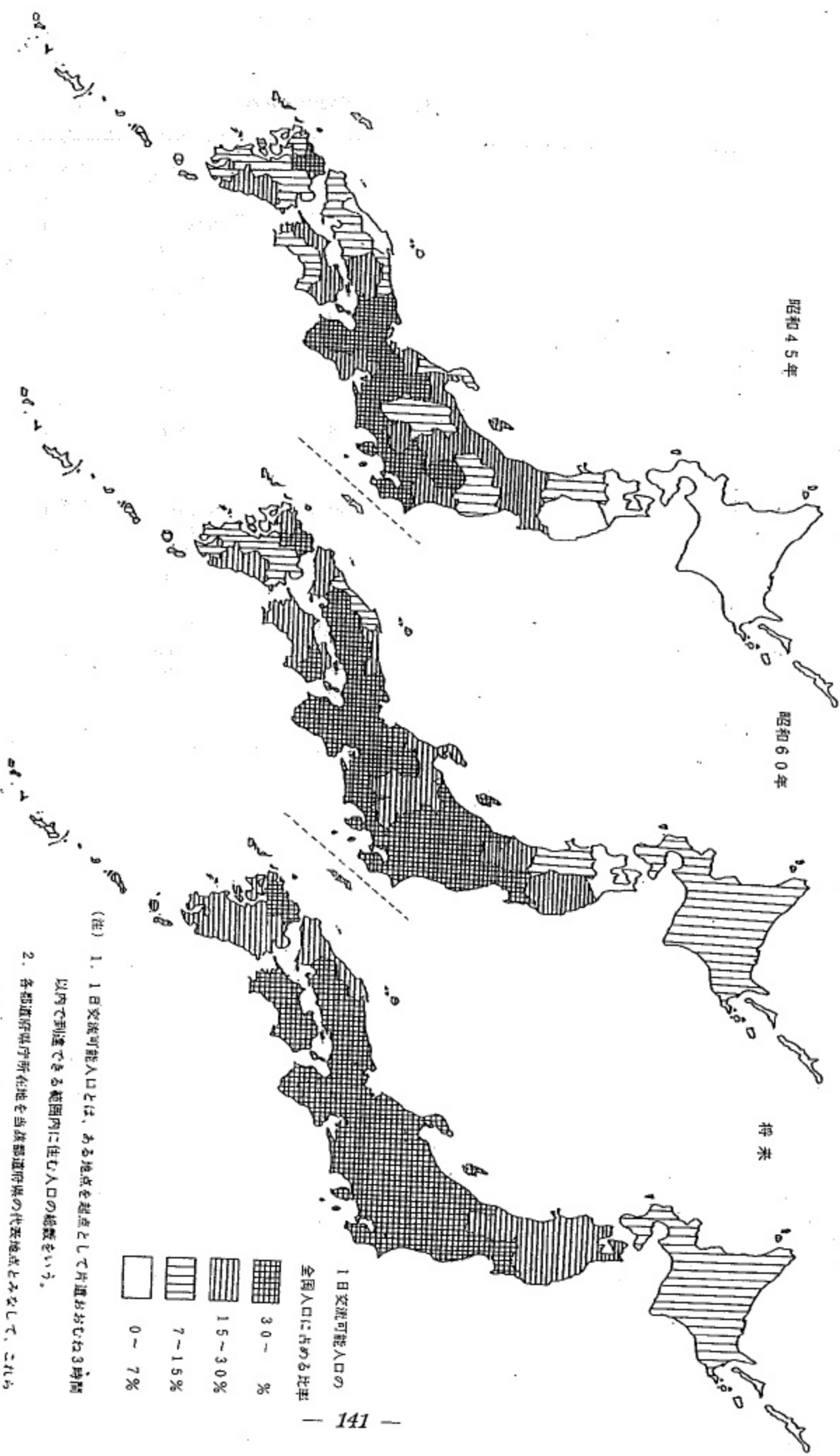
教育機会……高等教育機関等入学者数 / 18歳人口。

交流機会……交流可能人口。

住生活機会……一人当り宅地面積。

3 . 昭和75年値は国土庁計画・調整局推計による。

参考図表7 1日交流可能人口の推移



(注) 1. 1日交流可能人口とは、ある地点を起点として片道おおむね3時間以内で到達できる範囲内に住む人口の総数をいう。

2. 各都道府県所在地を当該都道府県の代表地点とみなして、これらの間の最短時間距離をもとに計算を行っている。

3. 将来の交通体系については、本文の記述での計画期間中の高速交通体系の整備がなされた場合を仮定している。

参考図表 8 全国の交通量

項 目			昭和60年度	構成比 (%)	昭和75年度	構成比 (%)
旅 客	輸 送 人 員 百 万 人	総 計	53,866	100.0	69,000 ~ 72,000	100
		自 動 車	34,679	64.4	49,000	69
		鉄 道	18,989	35.2	22,000	31
		海 運	154	0.3	140	0.2
		航 空	44	0.1	94	0.1
客	輸 送 人 キ ロ 億 人 キ ロ	総 計	8,582	100.0	11,000 ~ 12,000	100
		自 動 車	4,893	56.9	7,200	61
		鉄 道	3,301	38.5	3,900	33
		海 運	57	0.7	52	0.4
		航 空	331	3.9	700	6
貨 物	輸 送 ト ン 百 万 ト ン	総 計	5,600	100.0	6,500 ~ 7,700	100
		自 動 車	5,048	90.1	6,500	92
		鉄 道	99	1.8	74	1
		海 運	452	8.1	520	7
		物	輸 送 ト ン キ ロ 億 ト ン キ ロ	総 計	4,344	100.0
自 動 車	2,059			47.4	3,200	53
鉄 道	221			5.1	230	4
海 運	2,058			47.4	2,600	43

- (注) 1. 貨物輸送の総計に航空を含む。
 2. 各機関別の将来値にも、総計と同程度の幅がある。

